

阪神教協リポート

No. 4 4 (2021. 4. 1)

会長ご挨拶	栗原伸公	1
阪神地区 2020年度活動の概要	三宅茂夫	2
【第1回課題研究会報告】		
With コロナ時代の教員養成の課題と展望 — 中学校・高等学校を中心に —	小林博隆	5
With コロナ時代の教員養成の課題と展望 — 小学校を中心に —	榎元十三男	11
With コロナ時代の教員養成の課題と展望 — 幼稚園を中心に —	平井和恵	18
【2020年度 第1回課題研究会】質疑応答の記録	松宮慎治	26
【第2回課題研究会報告】		
教職課程の新たな基準について	加治佐哲也	37
課程認定申請大学からの事例報告 — 指摘事項を中心に —	根来実穂	50
課程認定申請大学からの事例報告 — 指摘事項を中心に —	真野千尋	57
課程認定大学からの事例報告 — 指摘事項を中心に —	村上諭司	65
【2020年度 第2回課題研究会】質疑応答の記録	松宮慎治	72
【活動報告】		
令和2年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告	木谷法子・松宮慎治	78
【会員大学自己紹介】		
神戸女子大学の教職課程	三宅茂夫	84
【図書紹介】		
『人間教育の基本原理解「ひと」を教えることを問う』	若槻健	87
【資料】		
2020年度 定期総会の記録		90
2020年度 活動方針および事業計画		92
2019年度 阪神教協一般会計収支決算書		93
2019年度 阪神教協特別会計収支決算書		94
全私教協第39回研究大会余剰金収支決算書		95
2020年度 幹事校会の記録		96
【会則等】		108

ご 挨拶

会 長 栗 原 伸 公

(神戸女子大学 学長)

会員校、準会員校の皆様、平素より阪神教協の活動にご理解・ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、昨年来、とくにコロナ禍により大変ご多忙の中、皆様にはひとかたならぬお世話になっておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

このコロナ禍の流行が確認されてから早1年以上が経過しておりますが、まだまだ終息の目途はたっていません。おそらく終息まで数年はかかる、あるいはある程度収束しても終息はせず、インフルエンザと同様に毎年変異型を予想したワクチンを作り、感染を抑制させ続けることになるのではないのでしょうか。昨年春に非常事態宣言が発出されたころから、皆様におかれましては、学生を決して感染させるわけにはいかない。しかし教育の停滞は一刻も許されない。という相反する課題に取り組み、その後の感染拡大と一時的な収束の繰り返しの中で、大変なご苦勞をされてこられたものと思います。

しかし100年前のスペイン風邪やそれ以前のペストの大流行の時と異なり、現代に生きる私たちにはICTという大きな武器がありました。これまで国もICT教育を推進し、ICTを用いた教育方法の開発に熱心に取り組みされてきた先生方もいらっしゃいましたが、残念ながらその数は限られていました。しかしそうした先生方のおかげで、私たちは今この困難な時期に遠隔授業等でそれを大いに活用することができました。今後ICTを用いた教育は急激に拡大し、目覚ましい進化を遂げるでしょう。

遠隔授業の便利さを知る一方で、私たちは、面接授業の重要性についても、あらためて気づかされました。面接授業の中でのICT活用の期待も膨らみます。今後は、コロナ禍がたとえ終息しても、ICTを利用して面接授業と遠隔授業をうまく併用する授業を展開することになるはずです。こうしたことは、教員養成をはじめとする私たちの学生教育のみならず、小中高における教育についても同様です。むしろ、小中高の方が進んでいるところも多いと聞きます。すなわち、コロナ禍は、教員養成に関して多重的な進化を求め、それを加速しているといえるのではないのでしょうか。これについては、文部科学省のGIGAスクール構想の実現に向けた取組の推進が例としてあげられます。

こうしたなか、阪神教協が果たす役割は極めて大きく、協議会の活動はますます重要なものとなっていくと思われまます。皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援のほどよろしく願いいたします。

阪神地区 2020年度活動の概要

2020年度・2021年度事務局長 三宅茂夫
(神戸女子大学)

I. 総会の開催

本協議会の2020年度の定期総会は、2020年5月20日（水）に予定していたが、緊急事態宣言中であり新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面議決により実施した。この総会には、会員校70校中67校から議決権行使書の提出があった。

II. 幹事校会の開催

2020年4月から2021年2月までの間に、計6回の幹事校会を開催した

III. 課題研究会の開催

5月開催の第1回課題研究会は新型コロナウイルス感染予防の観点から中止とし、計2回の開催となった。

第1回課題研究会（中止）

2020年5月20日（水）に予定していたが、緊急事態宣言中であり新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からやむを得ず中止とした。

第1回課題研究会（5月開催予定だった第1回の課題研究会を中止にしたので、10月開催の課題研究会を第1回とした）

1. 日 時：2020年10月21日（水） 14時00分～17時00分
2. 会 場：神戸女子大学 須磨キャンパス M館大会議室より配信のオンライン形式
3. テーマ：「With コロナ時代の教員養成の課題と展望」
4. 発題者 ①小林 博隆氏（大阪体育大学 准教授）
②榎元十三男氏（神戸女子大学 特任教授）
③平井 和恵氏（神戸女子大学 特任教授）

第2回課題研究会

1. 日 程：2020年12月23日（水） 14時00分～17時00分
2. 会 場：神戸女子大学 須磨キャンパス M館大会議室より配信のハイブリッド形式
※同日開催の幹事校会出席者は対面での参加
3. テーマ：「教職課程の新たな基準及び教職課程に係る事例報告」
4. 発題者：第1部 教職課程の新たな基準について
加治佐哲也氏（兵庫教育大学学長、中央教育審議会教員養成部会長）
第2部 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～
 - ①根来 実穂氏（大阪工業大学教務課係長）
 - ②真野 千尋氏（神戸学院大学教務センターKAC教務グループ）
 - ③村上 諭司氏（桃山学院教育大学教務グループ）

IV. 全私教協との連携

①緊急オンライン・シンポジウム

2020年6月20日オンラインで開催されたシンポジウムでは、阪神地区選出理事の山本冬彦氏（関西大学）が阪神地区のコロナ禍での教育実習・介護等体験の受入状況、問題点、課題について報告を行った。

②2020年度 教職課程運営に関する研究交流集会

2020年12月12日（土）にオンライン形式で開催された研究交流集会では、阪神地区選出理事の三宅茂夫氏（神戸女子大学）が阪神地区のコロナ禍における教育実習ならびに介護等体験の現状について報告を行った。

③全私教協への派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として山本冬彦氏（関西大学）、12月までは富江英俊氏（関西学院大学）、12月より三宅茂夫氏（神戸女子大学）を派遣した。また、編集委員会委員として富江英俊氏（関西学院大学）を派遣した。

V. 『阪神教協リポート』の編集・発行

『阪神教協リポート』第43号を2020年4月1日に発行した。

VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（2019年度版）』を作成し、アンケート回答校に配布した。

Ⅶ. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行った。また、各会合の案内や出欠連絡もホームページから行えるようにしている。

Ⅷ. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」は、2017年度から発足した教職課程事務検討委員会が運営している。2020年度は、2020年9月19日（土）にオンライン形式で、2021年2月20日（土）に対面形式の2回実施した。その諸成果は課題研究会に反映されている。

With コロナ時代の教員養成の課題と展望

— 中学校・高等学校を中心に —

小林 博 隆

(大阪体育大学)

本発表では、保健体育科の免許状における中学校、高等学校の教員養成を中心に話をさせていただきたいと思います。教員養成に加えて、勤務校の体育学部では教職課程委員会委員長とFD委員会委員長を務めさせていただいておりますので、体育学部における教職課程に関する事、またFD委員会に関する事についてもデータを用いながらお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、はじめに自己紹介をさせていただきます。まず、私自身の教育研究活動をご紹介します。専門は体育科教育学を専攻し、体育・保健の授業づくりに関する教育研究活動に取り組んでいます。大阪府教育庁や大阪府内の教育委員会と連携した教員研修や出前授業に取り組んでおります。今年度は年間30日程度かと思っております。例年ですと年間50日程度はフィールドワークを通しながら教育研究活動に取り組んでおります。教育研究活動の成果については、YouTubeやホームページ等で配信しております。YouTubeで「大阪体育大学小林研究室」と検索していただきますと、体育授業の教材を中心に1分程度に編集した動画を配信しておりますのでご確認いただけます。教員を目指す学生よりも、視聴者の多くは現職教員ということも分かっています。コロナ禍でチャンネル登録者数が増加しているというのも事実です。現在、2000人を超える方々が登録をしてくださっており、あらためて動画を配信することの意味についても日々考えさせられております。

また、体育や保健の授業づくりのポイント等につきましては、『教室の窓・保健と体育の情報誌(東京書籍)』に掲載させていただいております。体育授業でどのようにICT機器を活用するのか、運動量を確保する授業づくりの秘訣とは、体育授業に必要なグッズとは、という形で現職教員向けの話題提供をさせていただいております。

それでは本題である本学の2020年度の授業の実施状況等について、お話をさせていただきます。当初4月8日に前期がスタートする予定でしたが、実際は4月20日からスタートしました。また対面授業については5月7日、28日、18日という案がありましたが、最終的には6月19日に段階的にスタートしました。まず開始したのは1年生と4年生です。そして1週間が経ち、2年生が加わり、最終的に全学年がそろったのは7月3日でした。7月3日から対面授業がスタートしましたが、1週間後には学内で新型コロナウイルス感染者が出てしまいましたので、本学としましては2週間の入構禁止措置をとりました。従って、本学の前期の授業は遠隔授業、対面授業、遠隔授業、そして対面授業ということを繰り返しながら前期

を終了しました。

また、前期授業については、希望する学生は最後まで遠隔授業を受講することを認めましたので、教員は遠隔授業の教材と対面授業の教材を並行して作成しなければならないということも経験しました。前期は7月31日に終了し、授業回数は計14回、そして1回分の足りない部分については課題等を課したり、補講を実施しました。

教職に関わる担当科目の授業方法と工夫について、これから3つの教科を例に話をさせていただきます。私自身が担当している科目は保健体育科学習指導論（3年生）の授業と、教育実習Ⅰという4年生の授業、そして後期に行っている教職実践演習（4年生）の授業について、お話をさせていただこうと思います。

まず保健体育科学習指導論について話をさせていただきます。履修者は約450名となります。450名を前期2クラス、後期1クラスの3クラス編成にし、授業を実施しておりますので、1クラスあたりは150人程度になります。この保健体育科学習指導論は、「体育・保健の授業実践に直結する体育科教育学の知識を学び、それらの知識を実際の実践場面で効果的に発揮できる能力を身に付けること」を目標とした授業です。分かりやすく言いますと、優れた体育・保健の授業とは何か、どのように体育や保健の授業をつくるのかといった講義を行っております。本学では、この科目を教育実習の前提科目として位置付けておりますので、3年次にこの科目を履修、そして単位認定できなければ教育実習に行くことができない科目という位置付けになっております。

授業の前半部分は体育の授業づくりについて、後半部分については保健の授業づくりという流れになっています。先ほどもお話しさせていただいたとおり、遠隔授業、対面授業、遠隔授業というような形でさまざまな授業形態がありましたので、途中から授業の計画を変えなければならないということが起きました。実際、私が対面授業できたのは2回のみです。2回のうち1回は授業内試験を行いましたので、実質、学生と授業で対面したと言えるのは1回と言えます。このような中で教職課程を担当しなければなりません。点数の配点等ですが、小テストを随時行い小テストが計30点、そして課題である指導案作成が20点、授業内試験が50点の100点満点となっております。

続けて、保健体育科学習指導論の毎時間の授業展開例についてお話をさせていただきます。授業前日と授業当日の流れについて話をさせていただきます。まず授業前日にA4サイズ、2から4枚程度の授業資料を受講生にメール配信をしました。当初はPDFファイルのみの配信でしたが、学生からの要望によりワードデータも提供することにしました。これはプリンターが家がないという学生を考慮したための策です。本来であればPDFファイルのみの配信としたかったのですが、学生によっては、そのままパソコン内に授業の記録を付けたいという学生たちの要望に応えなければならないと考えPDFファイルとワードデータの2種類のデータを提供するということにしました。

前日に配信した理由としましては、プリントアウトするための時間を確保するためです。そして授業当日です。授業開始直前にYouTubeの動画のURLをメール配信しました。授業動画は平均して30分前後の動画となっております。14回の授業に対し最小の授業時間数は

15分の動画、最大で55分の動画を作成したときもありました。55分の動画を作成したときには小テストを課さないというような形で、授業の内容をしっかりと理解してもらうために、授業動画の時間が55分と長くなったときもあります。そして学生たちは授業開始とともに授業動画を YouTube で視聴することになります。仮に30分の授業ですと、授業開始から30分後（授業動画視聴終了のタイミング）に出席課題のURLをメールで送信しました。

動画を作成する際にはスマートフォンでの視聴も想定した動画、文字サイズ等の配慮をしました。また授業内容の解説と授業資料を組み込んだ動画教材となるように作成にしました。学生たちにとって解説のみの授業では負担が大きいだろうということもありましたので、解説と、そしてそれに基づく具体的な動画も組み込みながら授業動画を作成いたしました。来年度、教育実習に行く学生たちですので、1年後の教育実習の様子等につきましても、短く動画を編集したものを組み込みながらイメージできるようにしました。出席課題の内容についてですが、授業内容理解度テスト、小テストを計6回行いました。また学生のからの質問を受け付ける質問コーナーも出席課題の中に組み込んでおります。出席課題はマクロミル社のクエスタントというウェブアンケートを利用しました。

これらの授業のポイントです。一つ目、毎時間の本時目標、課題の明示、授業の見通しを持つということを毎回意識しました。また前時の復習、本時との関連を強調しながら授業を行いました。二つ目です。授業内容に沿った資料と解説スライドの作成を心掛けました。効果的な場面切り替えと音声の解説を意識しました。三つ目です。解説スライドではイメージできない部分は具体的な動画を挿入しました。具体的な動画も長すぎると学生たちにうまく伝わらないということが予想できたため、伝えたいことを1、2分の短い動画に編集し、それを組み込むようにしました。教育実習生が行う体育授業の動画では、「1年後の自分を想像しながら映像を視聴しよう」と動画視聴のポイントを伝えたりもしました。このときには、肖像権にも配慮しなければなりませんので、生徒の皆さんのところにはモザイクがかかるような形で動画を編集しました。

四つ目です。授業内容の理解度を把握するための出席課題の作成をいたしました。学籍番号、名前だけの回答ではなく、しっかりと授業内容を理解しているのか、そもそも授業動画を視聴しているのかどうか分かるような、授業の内容に沿った出席課題を作成するようにしました。そして何回かは小テストを行うというような形での授業となっています。五つ目です。授業動画の視聴時間、課題に取り組む時間、出席課題回答時間のバランスを意識しました。学生たちは定められた時間割の中で授業を受けることになっていましたので、90分の授業の中で動画を視聴し、課題に取り組み、出席課題を提出する。このバランスを意識した授業を心掛けました。また、出席課題の不正行為対策もしなければならぬということも意識しました。入力必須項目を設定すること、回答終了時刻を設定すること、1端末から1回の回答しかできないこと、というようなことを設定し、学生たちに出席課題URLをメールで配信しています。このようなことを保健体育科学習指導論では意識した授業をつくり、実施しました。

続けて教育実習Ⅰの授業についての方法と工夫について話をさせていただきます。保健体育科学習指導論の授業履修者は450名でした。そして教育実習の履修者は400名です。50名が

そのまま3年次のときに単位が取れなかったから、400に下がったということではありません。先ほどの保健体育科学学習指導論は、卒業単位に組み込むこともできる科目となっておりますので50人、ここでは減ってるような人数にはなりません。今年度、体育学部では教育実習に参加する学生は約400名でした。この400名を3クラス編成し、教育実習の事前、事後指導に当たる授業を実施いたしました。

5回程度の事前指導を行い、教育実習に送り出すという形が今回の前期の対応となっております。教育実習開始までに5つの内容を全て受講し、毎回課題を提出すること、課題提出がない場合や不十分の場合は、教育実習に参加したとしても単位を認定しないということ、動画配信、課題提出については期限があることなどをしっかりとガイダンスした上で、学生たちに事前指導を行いました。

体育、保健の教材研究では、コロナ禍を意識した体育の授業のつくり方、また感染症ということも保健の授業内容に入ってきますので、感染症についての理解を深めるという点から、学生たちには新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた体育の授業づくり、保健の授業づくりについての指導計画を作らせるというような課題にも取り組ませました。事前指導の5回の授業は、基本的には遠隔授業のオンデマンド形式での授業となっております。ただし5回目の事前指導のまとめについては、オンラインのリアルタイム形式での授業を行ったうえ、対面授業が再開したときに学生たちを一度集め、対面指導を行いました。したがって、事前指導のまとめはオンラインで1回、そして対面で1回となっております。

例年と異なる教育実習生に対する指導内容について触れさせていただきます。一つ目です。健康管理チェックシートの記入を徹底させました。実習2週間前から健康チェックシートを記入させ、実習4日前に教育実習担当教員に提出させました。その後、体調不良の学生がいなかどうかをしっかりと教員が判断し、教育実習の許可を大学がしました。健康管理チェックシートの提出がなされていない学生に対しては、われわれ教職員が学生に個別に連絡をし、必ず提出をさせました。また体調不良が疑われる場合については、実際にその程度について電話で確認しました。その他、実習2週間前のアルバイトの自粛を強く要請しました。やむを得ない場合については大学に申請し、また実習校の了解を得るように指導しました。例年、本学では実習校への巡回指導を徹底しておりますが、今年度につきましては、感染拡大をという点から実習校への巡回指導は原則、中止としました。以上が例年と異なる教育実習生に対する指導となっております。

この他、教育実習先での実習ができない学生が数名出ました。体育学部、教育学部合わせて5名の学生が実習校での実習ができなくなりました。保健体育科免許に関わる学内での教育実習案は次の通りです。体育学部と教育学部の共催で行うことにし、期間は11月4日から11月20日土曜日を含む3週間、これを学内で実習することにしました。体育学部、教育学部の学生のこれまでの実習状況を確認したのですが、他の単位と組み替えることが少し難しいということが確認できましたので、思い切ってここは大学で学内実習をするという決断にしました。時間は朝8時から夕方5時まで、教育実習の実際の出勤時間、退勤時間を想定した時間にしました。1日8時間掛ける15日の120時間を全て大学内で実習をするという予定

になっています。

担当教員は5名で受け持つことにしました。学内での教育実習の内容ですが、1週目は、近隣の学校でのフィールドワークを入れることにしました。中学校と高校の協力を得ることができましたので計5日間さまざまな形でフィールドワークをさせていただくことになっております。このような形で教育実習1週目は学校現場を体験、観察するという意識した流れになっています。

2週目は、教科等の授業づくり、そして模擬授業のスタートです。あらためて授業づくりのポイントについて、われわれ教員がしっかりと指導した上で模擬授業に取り組むようにしたいと考えております。また研究的な視点も学生に植え付けようというところから、授業分析の方法等についても指導し、自分が行う模擬授業の様子を分析し、省察ができるようにしたいと考えています。3週目については徹底的に模擬授業や教材研究を繰り返して行うような計画になっています。学内で模擬授業をする際の生徒役には、教職を目指している2年生と3年生を動員したいと考えています。今後、教員を目指す学生たちにとっても授業の在り方等については生徒役として経験させたいと思っております。

教職に関わる担当科目の授業方法と工夫としての三つ目は、教職実践演習になります。例年、前期に教育実習を終えている学生たちに対して、後期に教職実践演習を行っていただきましたので、ここが今年度、大きく変わったことかと思えます。教職実践演習は教育実習に行った学生たちですので、そのまま400名が対象となります。教育実習Ⅰの事前指導では3クラス編成でしたが、教職実践演習は文部科学省の指示どおり1クラス40名以内になるように設定しております。

教職実践演習の授業は、各クラス2人の教員が担当し、前半、後半で交代しています。今年度はオリエンテーションを1回行い、そして教科に関する内容を7回、教職に関する内容を7回行うことにしました。

授業方法についてです。各授業は遠隔授業、オンデマンド形式で行うこととしました。これは後期に教育実習に行く学生が大多数でしたので、対面での授業を実現することが少し難しいということ、またいつコロナが爆発的に増えるか分からないということ踏まえ、遠隔授業で行うこととしました。ただし15回中15回とも遠隔授業というのも教職実践演習の趣旨に反しているということを考え、対面での面談を2回行うことにしました。面談時にはこの教職実践演習の趣旨をあらためて学生に伝えたり、これまでの課題の取り組み状況についての補足の説明などをするように心掛けています。課題の提出は一定の期間を設け、課題を提出するという形での受講方法となっています。単位認定は、提出された課題、面談の様子、レポートで評価する予定です。

例年は学外講師を招聘した教育セミナーも実施しておりましたが、今年度は実施を断念いたしました。収録したものを配信するというのも考えたのですが、学生たちにとって講師の想いが伝わるかといったときには、なかなか伝わらないという私たち自身の感覚もありましたので、今年度は学外講師を招聘した教育セミナーは実施しないという決断をしました。

ここからは、私自身が大阪体育大学体育学部のFD委員会に所属しておりますので、その

FD委員会で調査したデータについて触れさせていただきます。オンライン授業に関するアンケート調査を9月末から10月2日にかけて行いました。Google Forms を使い1253件の回答が得られました。体育学部の半数の学生からの回答が得られました。アンケート項目は文教大学および立教大学が実施しておりましたオンライン授業に関する調査を参考にしました。まず一つ目です。前期の講義科目を振り返り、オンライン授業全体としての満足度を5段階で評価してもらいました。そうすると3から4の辺りに中央値が来ております。理解度についても同様です。

続けて、学生自身が望むオンライン授業の動画教材の時間は何分程度かということで、具体的な数字を回答してもらいました。その結果、学生たちは30分という回答が一番多く、平均と標準偏差を求めたところ、 31.1 ± 13.4 分でした。私自身、30分前後の教材を作っておりましたが、学生が望む時間と合致していて、少し安心したということも事実です。学生によっては60分の授業でも問題ないという学生もいましたが、やはり全体の学生の様子を踏まえると30分前後の動画教材を作成することが適切と言え、後期の授業も30分程度の動画教材にしたいと思っております。

「オンライン授業で困っていることはありますか」ということを学生たちに尋ねました。その中で最も学生たちは困っていることは、課題が多いということです。私自身も授業担当の教員として、学生の理解度を確認するために課題を課していますが、全ての授業で毎回課題が課せられると、「学生にとっては課題が多い」と感じていることも明らかになりました。また、本学の学生の課題として、資料の印刷がなかなかできない環境であることが浮き彫りにもなりました。くわえて、課題の提出期限が短いという回答もあることから、授業の中で課題に取り組む時間を保証するといった配慮も必要だろうと思っております。

最後に課題と展望です。学生の受講環境、理解度を把握した授業づくりをしなければいけないと思っております。また、対面授業や学生と対面する機会は教員の想いを学生に伝え、学習、教職への意識付けができる貴重な場であると強く感じております。そして、遠隔授業では知識や理論のみを解説するのではなく、学生がその知識を具体的にイメージできるような工夫ができる授業展開を心掛けたいと思います。

最後になります。次年度の教育実習に向けた学内の指導体制や指導内容の検討を今後、詰めていかなければと思っております。例年以上に事前指導の充実を図らなければならないというのが課題と言えそうです。

スライドに示した写真はコロナ禍で行われた現職教員を対象とした研修会の写真です。教員を目指す学生も一緒に研修に参加させていただきました。このようなコロナ禍において、日々の授業ではなかなか伝えることができないことを研修を通して伝えることもできました。今後も大学での学びと学校現場での学びを大切に、With コロナの教員養成の在り方を模索するとともに発信できて場と思えます。この度はこのような機会を頂戴し、誠にありがとうございました。

With コロナ時代の教員養成の課題と展望

— 小学校を中心に —

榎 元 十三男

(神戸女子大学)

失礼いたします。神戸女子大学の教育学科の榎元と申します。どうぞよろしくお願ひします。近い将来教職を目指す学生達と共に、教壇に立つことを夢見ながら日々頑張っているところです。入学当初より目的意識をしっかりと持った学生たちですので、ぶれることなく本当によく努力しています。合わせて、私は教職支援センターにも所属しておりますので、教員採用試験の対策、例えば、筆記試験対策、面接練習とか模擬授業、場面指導など、そういったことも一緒にやっています。とにかく、やればやるだけそれなりの結果を必ず出していくという、そういう学生が多いので、非常にやりがいを持って仕事をさせてもらっています。

まず一つ目、コロナ禍における本学の授業実施についてですが、本学は、先ほど学長から説明がありましたように、4月当初から遠隔授業全面実施ということで方針が打ち出されました。早期の明確な方針のもと、そこに「戸惑い、不安から確かな準備へ」と書いていますけれども、Zoomによる授業実施の研修会を早々に行いました。早めに方針を決定し、うちの大学はこれで行くという声明を出していただいたがために、戸惑いとか焦燥とか不安とかいっぱいあったのですが、結果的にやれないと思えたことがやれたのではないかなというようなことを、今、思っています。

一方では、早期に方針を出していただいたけれども、そのときのことを思えば、果たして自分にできるんだろうかと、Zoomとかウェビナーとかミーティングとかは、私の今までの世界に全く存在しなかったワードが、Zoom研修の説明であったわけですが、全く私には分からない。そのとき、私には絶対無理だと思いましたね。それで、どうしようかと思ったんですけど、私の教職支援センターにはパソコンが堪能な事務の職員とか先生方がいて、「先生、大丈夫やから。絶対、大丈夫やから。できます。」と励まされたり、やってみると「ほら、できた！」とか、私をいろいろ前向きに指導していただいたりしました。授業のときにも、途中で詰まったり止まったりして、私にはできないことがあったのですが、そういうときにも、さっと飛んできてくれて、こうしたらいい、ああしたらいいとか、ほんとに周りに助けられながらやっていきました。

6月からは、実験、実習、卒論ゼミ等対面が必要なものに限定して一部登学解禁となりました。安全管理には万全を期しながら進めていくという条件付きです。9月の後期からは、対面授業全面実施。これについては、対面授業全面実施といいながらも、中にはいろんな事情で全体の中に入れなとか、持病のある学生とかいろいろな理由があって、そういう学生

に対しては遠隔授業希望学生への対応ということで、動画を録画しておき配信したり、リアルタイムで配信したり、学生が不利益にならないように、配慮しながらやってきました。

今現在は、対面授業を全面実施でやっているわけですがけれども、再度感染拡大時の対応といますか、先ほど小林先生の話の中にもありましたように、いつ、またコロナの第2波、第3波がどこで起こってもおかしくないという状況ですので、ダブルスタンダードといますか、新たな状況になったときにはそれにすぐ対応できるように、われわれも経験を重ねながら、そして学生にもどうなってもそれにしっかり対応できるんだということを示しながら、授業を進めてきました。安心感を持たせながらやっていく、そういうことって非常時には大事かなって思っています。

次に、コロナ禍での担当科目の授業方法、その工夫についてですが、それほどあまり工夫とかしてないんですけれども、私の担当科目は『教職論』が一つです。教職とは何かを探究したり、その目的や意義を考えたりする教育学科1回生の科目です。『生徒指導論』は、中学校、高等学校、栄養教諭、養護教諭を目指す他学科の2、3回生の科目で、児童生徒を理解するとはどういうことかとか、生徒指導の意義などについて学修します。それから、『教職実践演習』、これはオムニバスですがけれども、幼保コースに入ったり、小学校コースに少し入らせていただいたりしながらやっています。それから、『介護等体験』とかもあります。さらに、先ほど言いました、教員採用試験対策等、こういったことに携わらせていただいています。

Zoomによる遠隔授業に対する学生の受け止め方についてですが、これは1回生の受け止め方と2回生以上の受け止め方が、アンケートを取ってみると非常に異なっていました。授業が5回ぐらい終わったときにアンケートを取ったんですけれども、1回生はとにかく、学友と共にキャンパスライフのスタートを早く切りたいというような入学前に思い描いた大学生生活、それができない寂しさがいっぱい書かれていました。自宅での受講なので、所属感が薄いし、授業を一緒にやりながら友達の反応もそばで知りたい。大学で対面授業を受けて、友達と語りながら、授業が済んだ後でも、この授業こんなやつたなとか、あれってどういうことかなとか、そういうことを一緒に学び合いたい。普通に今まで、小中高等学校でやってきたような感じの授業もしたい。それに、Wi-Fi環境が非常に不安定な学生もいて、なかなかこれがうまくいかないというのが、1回目、2回目ありました。朝から晩までずっとパソコンを見ているので、目が疲れる。1人学修はやっぱり孤独感が非常に先に出てくるというようなことですね。そういった感想が寄せられました。

2回生以上については、また少し違って、よく聞いてみると、「教員が伝えることに集中し過ぎているんじゃないか。」ということでした。15コマ、先生だけが先頭に立ってこなす感じだということなんでしょうね。15コマを「こなす感じ」って書いていました。「多くの科目を受講している側の学生が見えていないのではないか。一対一で、先生側は自分の科目をやってるけれども、受ける側の私たちは、あの科目もこの科目もどの科目も、いっぱいやってるんですよ。」ということなのでしょうね。学生見がえているんですかということですよ。これも小林先生のほうにありましたけれども、「課題、資料等が多過ぎて、用紙、インク代が高くつく」と。用紙、インク代は別にしても、「課題が多過ぎて、もうあっぷあっぷの状

態でもある。出すのに必死である。」というのもありました。でも、うちの学生はそう書きながらも、きちっと一人残さず、私の授業に関しては、全て自分なりの課題を自分なりの解釈で書いていました。

そこら辺は本学学生の立派なところで、誇れるところだなと思います。不満は言ってもやることはやる。そこがうちの子のいいところだなと改めて思いました。他には、「操作がいかに苦手といった教員もいる。」とありました。これはきっと私のことだろうと思いましたが、授業中に、「どうするんや。これ止まって動かない。」と言ったら、チャットで、「先生、何とかというところを押して、こうしたらいいよ。」と、チャットに書いてくれるわけです。うれしかったです。それから、「通学に時間がかからず、ゆとりがあり有効に使える。」これはいい点ですよね。「運動不足。生活に変化、刺激がなく乱れがち。」という回答もありました。

遠隔授業実施にあたってテクニカルな部分については、私は全く素人なので、本当にできないと思ったのですが、ちょっとずつやって、研修を受けたけれども、不安や戸惑いが先立ちました。最初の頃は、「先生、音声途切れました。」とか、「画像が乱れています。」とか、「授業に入れません。」「いったん出てまた入りたいんですが、なかなか入れません。」とか、不具合がいっぱいあって、その即対応が私にはできなかつた。でも、そこで飛んできてくれたのは、うちのセンターの事務の先生とか、機器操作に堪能な教員とかの手助けを借りながらやったのが、私の本当のところ。それと同時に、学園情報センターにも大変お世話になって、「これが分からん、あれができません。」と声に出したら、飛んできて全部丁寧に教えてくれました。ですから、この部署の存在というのは、非常に私にとっては安心できるというか、いざとなったときに、そこに何でも相談したらいいというような思いを持ちながら授業させていただきました。

授業の内容についてですけれども、どのようにやっていこうかということで、学生が不安感とか不満とかいろいろ持つてらんだら、途中の段階でもいいから、こちら側がそれを改善していく。所属感、一体感、満足感がないと思っているんだら、持てるような授業をやらないといけないということ。一方的、説明的授業だと学生が感じているんだら、遠隔授業でも特にそういったことを感じているんだら、そう感じさせないような授業を仕組んでいくとか、それが大事だろうなと思いました。残りの3分の2の授業は、絶対そうならないように、自分なりに工夫して、学生とつながりながら進めないといけない。それから、主体的、対話的深い学び、つまり、この授業スタイルは小中学校などにも求めているのですけれども、基礎基本はやっぱり大学の授業できちんとやりなさいということですので、そこら辺につながるように取り組みたいものです。「先生、遠隔授業でやったけれども、なんか気分が充実があります。」と逆に言ってもらえるような、そういう学修をやっていかないといけない、授業をやっていかないといけないだろうなと、この時期には思いました。可能な限り学生同士のコミュニケーションを増やすことの必要性を感じました。

授業の方法やその工夫については、ウェビナーは一方通行に陥りやすいが、チャットの活用、これで双方向のやり取りがある程度できたんじゃないかなと思っています。私はこれを

使ったの授業は初めてでした。「みんなどう思うかな」って課題を発し、「何でもいいからチャットに1行で書いて返してください。」と言うと、全員が即座に返してきました。あつという間にそれぞれの考えをみんなで共有できるんだと思いました。それが、やりながら分かりました。対面授業では、一部の学生の意見しか把握することができません。みんなどう思うと問うても、目立つ子が発表したり、一部の子がちょろちょろと言って、自分の都合のいいものだけを取り上げて返すとか、そんな薄っぺらな授業しかできませんけれども、チャットってというのは学生も感想に、「みんなで共有できたことがよかった。」みたいなことが書いてありました。一人残さず意見聴取ができて、学生同士も共有できる。学習課題に対する共通の興味関心が、さらに深められていくというようなことです。

それから、ミーティング。私は、ミーティングにこういうシステムがあることを知りませんでした。最初ウェビナーだけでやっていたのですが、「先生、そろそろなんか、他の先生はミーティングもやっているの、この授業でもやりたいんですが。」って学生からの提案がありました。私は、「やらない、もうせっかく覚えたのでウェビナーだけでいく。」と言っていたのですが、「いやいや先生。みんなの顔が見たいです。」と1回生から要望があり、「じゃあ、どうするんや」と言う、「簡単です。」ということで学生から教えてもらいました。同時に、またうちの事務の先生にも教えていただきながらミーティングをやりました。全員の顔が出てくるので驚きでした。

1回生は友達と話す機会がなかったこともあり、できるだけ、グループでの討論を取り入れました。今から30分間だけ時間をやるからという、自分たちでグルーピングを勝手に作り、10分ぐらいずつ3回変えて、他の子と一緒に課題について話し合っていました。しまいには、7・8人のグループでいろんな話ができて、「30分は短いです。」というような声上がるまでになりました。そのつながりを通じて、親しくなった友達同士でコミュニティーをつくって、いつの間にかSNSで授業のことも課題のことも、いろいろやりとりをしたりしたようなことも話をしてくれました。

それから、これも対面授業でやっていなかったことですが、必ず次回の授業までにワークシートと、パワーポイントで作った資料と、付随する資料等を次の授業までにmanabaで学生に送りました。すると、学生はそんな忙しい中でも必ず見ているんですね。事前の学習といますか、そういうことも効率よくできるんだということが分かりました。今までは、「きょうの授業はこれ、こういった学修をする、ここがポイント、それでは資料を配布する」といった流れで時間をかけて進めていたが、事前に居ながらにして伝えることができるんだと、これも新しく覚えたことです。

課題の回答はmanabaで全員が返信してくるのですが、そのレポートの中でいくつかを抽出し、特徴的なものを紹介してみんなで共有していく、そういうやり取りを通して互いのコミュニケーションの機会を増やしていくという取り組みを進めました。それから授業ごとの振り返り、ポートフォリオの評価、これもmanabaで記録していくと、それがずっと残るし評価に役立ちます。大体が500字以内でまとめなさいという課題を出すのですが、これについては、私は書いてきたことに対しては、そのことが私の授業に対する評価だと受け止め、

必ず感想を書いて返すようにしました。すると、また返ってきて互いにわからないことをやり取りしながら深めていくことができました。離れていてもこういうふうにつながりながら個別に進めていくことができる。後で見えていくと学生の考えの変容ぶりの足跡をたどることができる。つまり、評価の客観性、妥当性、信頼性が問われてるわけですけれども、そこら辺が担保できるというようなところで素晴らしいと感じました。

授業の方法やその工夫。これは2回生以上ですけれども、大体似たようなことですが、授業後の課題レポートはmanabaで回収し、コメントを付して返信。次回の授業の最初に返信課題レポートの一部を紹介して、全体で共有していったということです。短時間で大量に、互いの見方・考え方を効率的に対応できるんだということが、やってみて初めて分かりました。やる前は絶対むりだと思っていたものが、やってみるとすごいことなんだなということを理解でき、旧態依然のやり方に固執しているだけではダメなんだと認識を新たに、新しい世界がひらけた思いでした。

『教職実践演習』については、従来は基本的には学校現場で先生方の様子だとか、授業をしっかり参観して、その後、校長からの学校の現状だとか課題についての講演をしていただくなど、そういうスタイルできたわけですが、今年はコロナ禍の中で学校に行くことができなかったので、近隣の3校の校長先生に来学していただきました。「今年は行けないので大学でやります。」と伝えると、「それだったら、われわれが行きますよ。」と言っただき、校長3人を大学に招聘して講演を依頼した次第です。ICT活用、生徒指導、授業づくりのことについて、それぞれ3人の校長先生に現場の実情を話していただきました。スクールサポーターなどの交流を通して普段の連携やかかわりなどができているので、大学にはいつでも協力しますよという体制が醸成できているのだということを改めて感じ、ものすごくうれしかったです。

栄養教諭の授業については、例年学校現場で授業参観をさせていただいたうえで、栄養教諭と校長の話を聞きながら学ぶというスタイルなのですが、今年はこれも学生を連れていけないのでどうしたものかと考えていると、「学生が来れなかったら食育の授業をビデオで撮って、私が大学に行ってもいいですよ。」というような連絡があり、ビデオを撮らせていただいたうえで、それ見ながら講義をしていただくという形態でやろうかなと思っています。それともう一つ、小学校について言えば、小学校の授業研究会、評価研究会っていうのがあって、先生方の国語、算数、理科、社会、音楽、図工、家庭など、全部の授業研究会があり、昨年度から学生をその研究会に参加させていただき、学校現場で先生方がどのような研修、つまり“学び合い”をやっているのか直接見せていただく機会を設けています。見て感じたことをレポートにまとめ発表する形式です。自分たちで、いつどここの学校に行って、何を学んでいくかというのを自ら計画して実践していくわけですが、今年はそれができそうにないなっていうようなことを思っています。

次に、学校種や教科におけるコロナ禍の影響ということで、これは教育実習の対応ですが、小学校の現状は、3月から全国一斉休校の開始になりましたね。終業式、卒業式、入学式の中止、遠足、自然学校、運動会、水泳授業等の縮小、中止。それでも学びを止めら

れない学校はどうしているかという、家庭への協力依頼、市教委からの配信など、これも見せていただきましたけれども、なかなか教育委員会もいろんなことをやってるなと思います。分散登校しながら、予習、復習の大量のプリントを持って、家でやるとかですね。その中で、命を守る取り組みや3カ月間の空白を埋める取り組みなど、学校現場も本当に一生懸命、子供最優先で頑張っています。

そんな中に学生たちを送ることはどう考えても不可能です。本当に終息しない限り学校も受け入れられない状況であり、大学も安易に送り出せません。けれども、教育実習というのは現場で学ぶことが基本です。そういったところも含めて、私が学校にお願いに行ったとき、ある担任の先生は子どもたちが帰ってから、1人で一生懸命消毒液をスプレーし、教室中をきれいに拭いていました。子どもたちの机の中から机の脚までも全部拭いて、さらには1人でドアのノブとかを全て消毒していました。「先生、大変ですね。毎日やっているんですか。」と尋ねると、「はい」と笑顔で答えてくれました。その後ろ姿からは、子どものことを思い、明日子供が来たときのこと考えながらやっているのだろうなと思えるほどでした。私は教育実習ではいろんなことを学ばなければならないけれども、そういった教師の普段見えない姿を、それもこういう緊急事態だからこそ、現場に行ってみせたいなという思いもありますけれども、やはり命には代えられません。

実際的にはどうしたかという、本学では小学校89名全員が、秋以降で受け入れの内諾を得ていました。教育実習期間の短縮については、中止が1名。この学生は北陸の出身でしたが、神戸市内の小学校に受け入れてもらいました。4週間から2週間への短縮が17名。これは、全員が実習校で教育実習の前後に学習指導員としての受け入れてもらえることになり、活動時間の一部を教育実習の時間に充てることとなりました。4週間から3週間への短縮は7名。したがって、学内での模擬授業とか演習とかの代替を特段実施しなくても、本学は済むことになったということです。

大阪体育大学のほうは、きちっと計画を立てて、大学のほうでも実施されていましたが、それはそれで素晴らしいなと思いました。養護教諭22名に関しては、全員が秋以降で受け入れの内諾を得ていたんですけれども、これについては中止するところはなしです。3週間から2週間への短縮が5名。4名は実習校で教育実習の前後に実施です。1名はまだ調整中。栄養教諭の25名に関しては、前期に2名が実施して、22名が秋以降に変更する。中止は1名で、これは神戸市内の小学校に依頼したということです。スクールサポーターについては、学生たちも早く行きたいとか言っておりましたが、後期の対面授業に合わせて解禁となり、学校に行かせてもらうことになりました。

With コロナ時代の養成教育の在り方ということなんですけれども、1人1台端末は令和の学びのスタンダードと言われています。これは、文科省のGIGAスクール構想の中の一つだということで、1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力を一層確実に育成できるICT教育環境を実現するという構想のようです。これまでのわが国の教育実践と最先端のICTをベストミックスする。

文科省は、これを推進していくことにより、教師や児童生徒の力を最大限に伸ばすと謳っています。

つまり、ICTを活用していくからといって、これだけをするのではなくて、これまでの学びの実践の蓄積、これは大事にしながら、ICTと重ね合わせて、より主体的、対話的で深い学びの授業改善をやっていくとか、そういうことなんでしょうけれども、なかなか難しい問題でこれも本当にできるのかというような思いもあります。それでも、われわれの送り出す学生が現場に行ったときには、もしかしたら、こういう学習のスタイルが定着するかもしれない。そのことを念頭に置きながら文科省が進めていると仮定すれば、やるしかない。つまり、学生に対して大学の授業でもこういうベストミックスを考えてやっていかないと通用しない。それを学んだ上で現場に行って、さらに工夫、改善を加えていくようにしていかないといけないのではないかとということです。1人1台端末の環境があればこういうことができるという学びの深化の探究が必要ですが、絵に描いた餅に終わらないように、するんだったらできちっとやっていかないといけないのだと思います。

With コロナ第3波の襲来・遠隔授業での再実施ということですが、私はwith コロナを乗り切るには、これからは“with 学生”が必要と考えます。学生と一緒に、学生からいろんなこと聞くと、いろんな提案が出てくるなと思いました。学生と一緒にやろうというスタイルが大事だと思います。それから、“with 職員”。職員にどれだけ助けられたことか。“with 仲間”ですよね。「チーム学校」ではありませんけれども、みんなで知恵を出し合って養成教育を推進し、即戦力となる教師を育て上げていくこと。これを個人が、ある特定の先生だけが一生懸命やるだけではなくて、大学としてどういう学びのスタイルが一番いいのかとか、大学が請け負った学生を、成長ぶりはどうなのかとか、一遍立ち止まって見つめ直して、そのうえで新しい授業のスタイルをみんなで考えようとか、そういう機会を創り上げていくことがまさに今ではないかと考えます。

新型コロナウイルスの襲来がなければ、遠隔授業も私にはありませんでした。遠隔授業の経験はこれまでの自分自身の授業の在り方を評価改善する、この上ない良い機会でした。今後は、遠隔か従来の授業かではなくて、それぞれの良さをどこでどのようどの程度取り入れ、より良い学びにつなげるかが重要なのだらうと思います。そのためには、互いが実践研究を積み重ね、その成果を再来するであろう有事の際に共有できるように、備えておく必要があるのではないかと考えています。また、ICTを活用した主体的な学びとその良さを実感、納得させていくことが、近い将来教壇に立つ学生たちにとって、欠かせない力となるのではないかと思います。長くなりました。以上で終わります。

With コロナ時代の教員養成の課題と展望

— 幼稚園を中心に —

平井和恵

(神戸女子大学)

1. はじめに

本学のコロナ禍での対応については、同じ大学からの発表もありましたので、重なる部分は、割愛します。

私は大学の教員になって、2年目です。昨年は、1年目で大学の授業自体が一体どのように進んでいくのかも分からず、大学の生活そのものにもなかなか慣れずにいました。そのような1年がやっと済んで、「このような感じが大学の生活なんだ。」と分かってきたところでコロナがやってきました。いきなり Zoom で授業をするということになりました。やっと見通しが立ったのに、今後の授業について大変な戸惑いがありました。

本校の方針に則り、前期は遠隔授業、後期は面接授業を原則として行ってきました。前期の授業の中で私が担当していたのは、幼児教育指導法Ⅱ、教育学購読、幼児教育基礎演習、卒論の授業でした。70人程の人数の授業から7人程の人数の授業ものまでいろいろありました。遠隔授業は Zoom と manaba を使いながら授業を行いました。Zoom は初め設定するときは、教職支援センターの先生がたに教えていただいたり、設定を手伝っていただいたりしてようやく準備ができました。1年目から manaba というものについては聞いていましたが、機械が苦手であるので、少し敬遠してあまり使っておりませんでした。しかし、このような状況になると、使わないと仕方がないので、使い始めました。意外と便利などころもあることに気がきました。

2. 幼稚園教育実習の日程決定について

通常の講義のような形の授業のことについてではなく、教育実習についての取り組みについて報告いたします。本学においても幼稚園の免許を取るための幼稚園教育実習については、今年は他の大学と同様例年と違うことがたくさんありましたので、それを中心に報告します。

本学においては附属幼稚園があり、附属高倉台幼稚園という幼稚園において実習を行っています。幼稚園の規模は、満3歳児クラスが1クラス、3歳児クラスが3クラス、4歳児クラス、5歳児クラスが2クラスずつあります。本学の幼稚園教育実習をする学生は80人です。

その学生が一同で行くと人数も多いことから、基本的に毎週火曜日、40人ずつに分けて隔週のような形で実習を行います。1人については20回行います。年間とおして実習するという形で行うので、春からずっと冬の間までいろいろな時期の子どもたちと一緒に生活できるということが、特徴でもあります。

例年であれば、4月から翌年の1月ぐらいの間に毎週火曜日に実習を行うという予定を組みます。幼稚園側の行事と、大学側の日程と学生の人数配分等を見ながら、グループ分けしたり、クラス分けしたり、この火曜日は幼稚園のほうが、代休が入ってる等と細かな情報を共有していきます。そして、まず日程を決定します。本来なら前年の1月2月ぐらいには出来上がっているような形で進めています。しかし、そのように検討している最中に、今年はコロナが発生しました。

コロナが発生した当初の2月の初旬の時点では、私はもう2月3月には収まるだろうと考えていました。しかし、通常通りの4月に始めるのは難しかもしれない。ゴールデンウィーク明けからだったら何とか実習を開始できるのではないかと考えました。今振り返ると、その考えは甘かったとしか言いようがありません。もう一度、幼稚園側と日程調整をし直して、実習のスタートを少し延ばして、5月から2月の間に毎週火曜日で20回実習を行えるように予定を立てて、幼稚園側とも打ち合わせを終えました。

その後、緊急事態宣言が出て、3月の下旬には学生は登学もできない、幼稚園も休園状態になり、実習開始はゴールデンウィーク明けどころか、2学期からでないといけないというような状況になりました。そして、9月の中旬から1月の間に実習を行うという前提で予定を組みんでいたのですが、毎週火曜だけではどうしても無理だということが分かってきました。15回でもOKであることが、教職支援センターとの確認でも分かりましたが、それでも週1回では難しいので、今年度については、毎週月、火で実習を行わせてもらうことを幼稚園側にも了承を得、そのことについて学科の先生がたに会議でお願いしました。幼稚園側にも学科の先生方にもご理解いただきまして、そういう形で予定をもう一度組み直しました。

このように調整している間に、今度は幼稚園側から1学期がなかったために、9月の第2週ぐらいから始まる2学期が、前倒しで8月の下旬から始まることになったという連絡をいただきました。幼稚園側にも8月の下旬から実習の予定を入れることも可能であることを確認し、もう一度、予定を作り直しました。そして、これで決定であると思っていました。そのようなことがあったのが、6月の上旬です。8月の下旬から12月の間に毎週月、火の15回で行うことを決定し、学生にも報せる準備をしました。幼稚園教育実習を履修する本学の学生たちは、ほとんどの学生が幼稚園の免許だけではなく、保育士免許も取る学生です。この学生たちは、今年の3月に予定されていた保育所実習がコロナの関係で行けなくなったままになっていたのですが、急遽11月の下旬に保育所側が受け入れてくださるということが決まりました。11月の下旬には、幼稚園教育実習が入れられないという事態になりました。6月の中旬ぐらいに再度、調整し直して、8月の下旬から11月の中旬で、毎週月、火で15回幼稚園教育実習を行うということで、やっと日程が確定した次第です。

3. 実習開始までの取り組み

事前の準備、学生に対するアナウンスなど、教職支援センターの先生たちにも様々なことをバックアップしていただきました。

実習前の取り組みとしては、事前に実習ノートの他、オリエンテーションに使うような配布物は郵送しました。そして、Zoom よってオリエンテーションを行いました。学生たちもコロナ禍での幼稚園教育実習ということで心配なことがたくさんあったようですので、様々な質問が出ました。質問の時間は長く設定しました。それでもまだ後で質問のある学生に対しては、manaba の掲示板を活用して質問を受け付けるようにしました。

manaba で事前にアンケートを配布・回収を行い、事前に学生たちの考えを把握できるようにしました。大阪体育大学の発表にもありましたように、実習の2週間前からの検温と健康観察記録を作成して提出するようにしました。さらに、2週間前からはバイトは原則禁止ということで進めていきました。

4. コロナ禍での幼稚園教育実習のスタートに際して

やっと、幼稚園教育実習が始まりました。幼稚園教育実習の最初に学生たちに伝えたことは、「実習生が幼稚園に病気を持ち込まない」ということです。

例年では、実習生の一日としては、朝、環境整備して子どもたちを受け入れて、保育参加をしたり部分保育、研究保育をしたりして、子どもたちを見送った後、環境整備をして、クラスでの反省会という流れで行っています。本学の場合、人数が多いこともありまして、1クラスに3、4人は入っています。部分保育の指導案は同じクラスの担当になったメンバー全員にコピーし、保育をしたり見たりして、研究保育のように互いに意見出し合って振り返るような反省会をしています。



昨年の実習の様子です。写真のように園庭で遊んでいるときも、普通に触れ合いながら遊んでいます。そして部屋で遊んでいるときも子どもたちと近くで密に、遊んでいました。降園準備のときも、すぐ近くで子どもたちと関わりながら実習を行っていました。このような実習が普通の実習で、当たり前だと思っていました。

今年は、実習生の受け入れに際して、園長先生から保護者の方々に、どのように対策をとっ

ているかといった説明を事前にしていただいていた。実際に実習生を見ても保護者の方々には、気持ちよく受け入れていただいていた。しかし、幼稚園教育実習が始まった第1日目に幼稚園のご近所の方から「たくさんの学生が見えるんだけど大丈夫ですか。」というような心配の電話が入りました。そこで、園長先生からも実習生に直接指導をいただき、担当教員の私からも状況を説明し、保護者や近隣の方からも信用されること。「たくさんの学生がいるけど大丈夫？」という声は当然のことながら上がってくるけれど、実習生の態度を見て、あの学生なら大丈夫だねって言ってもらえるように、行動で示していく必要があるということをお話ししました。

このような事情の中で実習をさせてもらっていることを踏まえて、特に注意することを何点か確認しました。以下のようなことになりました。

- ①大挙して近隣のお店に学生がお昼ご飯を買いに行かない。
- ②幼稚園から大学に移動したり、バスから幼稚園まで行ったりする間もマスクは着用する。
- ③交通機関を降りてから幼稚園までの短い道程でも、学生同士くっついて歩かない。
- ④おしゃべりしながら道路を歩かない。
- ⑤大きな団体にならないよう三々五々移動する。

5. 幼稚園教育実習の実際

今年度は実習の形を工夫しました。

なにより、食事時の感染が一番心配される場所ですので、幼稚園でも園児が密にならず食事ができるように、本来1クラスの幼児は1保育室で食事をとるところを2保育室に分散したり、遊戯室に移動したりして、空きスペースをフル活用して給食を行っている状況でした。その場で、学生たちが一緒に食事をとることのリスクが大きいと考えました。そこで、教務課にも相談し、大学の教室を開けてもらうことにしました。そのために、教務課には教室の手配や、昼に登学する実習生の体温チェック等健康観察なども全部していただきました。

幼稚園が、2学期を前倒して保育を行っている8月下旬から9月上旬にかけての後期が始まるまでの間、実習生は朝、幼稚園に行って環境整備をして登園児を受け入れ、保育参加や部分保育をして環境整備をした後、真夏の炎天下ではありましたが、徒歩で大学まで移動しました。附属幼稚園から大学は歩いて15分の距離です。昼食後、大学において、実習の記録の書き方、実習における態度について等の指導を行いました。連絡事項の確認後に部分実習についての話し合いを同じクラスに配属された学生が、密にならないように配慮しながら行いました。話し合いの記録・実習日誌の作成が終了したら、部分保育の実施学生と個別で詳しい振り返りの時間をもつなどをして午後の実習に替えました。

今年は、2月3月からコロナが始まりましたので、学生もステイホームということで、おうちで過ごすことが増えている状況でした。幼稚園教育実習が始まったのが、夏の暑いときでした。40度近い真夏の日朝から半日子どもたちと幼稚園で過ごすことに体がついていかず、貧血で倒れていますような学生もいて、今までにはなかったような面でも気を付けたり、

幼稚園の養護の先生と一緒に対応したりしながら実習を行ってきました。

9月以降、大学の後期授業が始まったタイミングで、大学での昼食後、午後にも実習生は幼稚園に戻って保育参加等、実習の続きを行い、通常のように、環境整備、担任の先生を中心にクラスで反省会などを行っています。

朝の様子です。

①手指消毒



②体温測定



③30秒以上手洗い（手洗いが終わるまでは幼稚園のものには何も触れない）



観察の様子



教材作成の様子



保育補助の様子



観察実習（制作活動）の様子



コロナの状況が改善し始めた頃の様子



子育て支援活動の様子



部分保育の様子



実習生からは、「マスクしているので声が通りにくかった。」「密にならないようにっていうことで進めてるので、あまり実習生を身近に感じてくれていなかった。」などの部分保育の反省がありました。

6. コロナ禍の実習での学び

課題としては、直接触れ合いにくいこと、密な保育ができないこと、子ども同士が触れ合うような遊びも取り入れにくいなどがあり、配慮したうえで部分保育も行いました。

しかし、今まで以上にしっかり観察ができました。コロナ禍で幼稚園はどんなことに配慮しながら保育をしているかということを実際に経験しながら見ることもできました。

例えば、子どもも、登園後主体的に手指消毒をする様子。子どもが自分でマスクを付けたり外したりするのにどのようにマスクを清潔に管理するかことに対しての環境構成の工夫。子どもが使っているカラー帽の管理。(隣の人と帽子がかぶさってしまわないように、1人ずつにかごを用意している)。竹馬を清潔にするための雑巾と雑巾をもち運びできるように牛乳パックに名前を書いたものを準備。園バスの中の消毒など。

このような環境を用意するところを一緒に手伝いながら実習している様子から、コロナ禍でどのような保育をしているのか、どのような配慮を行っているのか実際に体験することは、大変貴重なことであると思いました。

7. 教育実習における学び

ある研修で私が聞いた中の話で、今の学生の特徴として、教えていただいたことで、次のようなことが挙げられていました。

- ①打たれ弱い。
- ②叱られることになれていない。
- ③コミュニケーション能力が低い。
- ④創造性が乏しい。
- ⑤消費者意識を持っている。
- ⑥真面目で従順。
- ⑦慎重で冒険しない。
- ⑧私生活を大切にする。

このような特徴を考慮するとき、教育実習を行う意義は大きいのではないかと考えました。

①「打たれ弱い」について

実習の中では、部分保育の場面で思ったような保育ができないというようなことで結構、落ち込む実習生がいます。初めから思ったような保育ができる実習生はいない、うまくいかなかったから駄目ではなく、そこから何を学ぶかということが大切であるということを伝え、「打たれ弱い。」けれども、経験して乗り越えていく実践になっていると考えました。

②「叱られることになれていない」について

例えば、担任の先生から、絵本の読み聞かせの部分指導を依頼されたときに、実習生は、図書館や本屋の絵本のコーナーに行き、一生懸命探して、「今の時期でこの絵本が一番いいかな。」と思って見つけた絵本を先生に提案します。しかし、先生が、「その絵本、昨日読んだところから他の本を探して。」と言ったら、まるで自分が否定されたように感じる実習生がいるけど、それは叱られているのでも、否定されているのでもないということを分かっていく

経験になっていると感じました。

③「コミュニケーション能力が低い」について

幼稚園の先生たちは、大変多忙です。学生に、「質問は何かないですか。」というような時間を取ってくださったら聞ける学生かも分からないけれど、学生の方から何かの隙を見つけて、「先生、これは。」と聞いていかないといけない状況です。その忙しい先生がたに声を掛けるタイミングを見つけること自体が、実習生には大変至難の業なのです。しかし、そのようなことを言っていて、相談しなかったら部分保育の指導案などは書けません。どのようにコミュニケーションをとるか工夫する経験にもなっていると考えます。

④「創造性が乏しい」について

子どもたちは創造力にあふれてて、思わぬことでたくさんの遊びをするので、そのような創造力に直接触れることができることは、大きな意味があるのではないかと思います。

⑤「消費者意識を持っている」について

一生懸命、教材研究をして準備をして保育すると、それだけ子どもが喜んでくれる。やりがいを感じることで、自分のためだけでなく、幼児のために動くっていうことの意味が、実習をしながら感じているのではないかと思います。

⑦「慎重で冒険しない」について

トライしないと実習にはなりません。部分保育も幼児との些細な関わりも自分なりに考えて、よりよい援助を行うことの繰り返しが、保育ですので、実習はトライの連続です。

⑧「私生活を大切にする」について

今回は特に、自分が健康に安全に生活することが幼児を守ることになるっていうのが直結してる点であると感じました。

幼児教育の現場、認定子ども園・保育所・幼稚園の預かり保育などは、緊急事態宣言下においても特別保育をしていました。医療従事者の子どもなど、いろいろな家庭事情の子どもたちが来てました。実際に実習生たちが卒業したら、そのような現場に立つ可能性はたくさんあります。どのような対策をし、どのような保育をしているかということを実際に体験するのは、大変貴重な実習ではないかと改めて感じました。

質疑応答の記録

松 宮 慎 治
(神戸学院大学)

日 時：2020年10月21日（水） 14時00分～17時00分
場 所：オンライン（Zoom）
テーマ：With コロナ時代の教員養成の課題と展望
司 会：三宅 茂夫（阪神教協事務局長・神戸女子大学教授）
記 録：松宮 慎治（神戸学院大学）
※質問はチャットにより入力され、司会がとりまとめる形式で提示された。

三宅：お時間となりました。みなさまお揃いでしょうか。3人の先生方から大変興味深く、学びとなるご発表をいただきました。大変な状況の中で、いろいろと工夫された取り組み、あるいは何とか教育の質を担保しながら、これまで大切にしてくられた教育の内容を端折らずに学生に伝えようとする先生方の情熱が伝わってくるご発表でした。ここからは、先生方のご発表への質疑・応答、ご意見をいただく、また情報交換の時間にしたいと思います。

休憩時間にいただきましたご質問、ご意見をこちらで集約させていただきました。ご指名のあった先生にそれぞれお伝えしますので、それについてお応えいただければと思います。最初に先生方にご質問をお伝えしますので、小林先生、榎元先生、平井先生の順番でお応えをお願いいたします。

まず、小林先生には、実技指導でのYouTube利用の効果についての質問がありました。それともう一つ、中高の実習において、実習に出すときに特にご心配であったこと、それに対するご配慮についてご質問が来ております。

榎元先生には、お示しいただいた学生のアンケートにおいていろいろな学生の不安や不満、様々な意見が述べられておりました。本学でも後期に入り、本格的に対面授業が再開されましたが、学生の不安や不満はどのように変わっていったのかという質問をいただいております。多分、その後再びアンケートは採られていないと思います。先生の感じられた印象で構いませんので、お応えいただければと思います。さらにもう一つ、先生のお話の中で、他の県で中止になった学生が、神戸市で受け入れていただけたというのは珍しいケースかと思われるので、その辺りお話しいただければと思います。

平井先生には、近隣の方の実習生が往来することに対する不安などへの配慮についてのお話がありました。特に実習などについては、やはり実習園も含めてですが、地域などへの

ちょっと広い範囲のことを視野に入れながら、大学として配慮し、気を使いながら実習を実施することになると思います。そうした点で、大学や学科、あるいは先生がご配慮された点、苦労された点について話をお伺いしたいということです。

それでは、小林先生からお願いします。

小林：それでは、質問いただきましたので、お答えできる範囲で回答したいと思います。まず一つ目の実技、やはり体育大学ですので、その実技の質をどのように保証するのかといったときに、やはり YouTube でできることとできないこと、限界もあることには気付いておられます。

まず、効果的などこからいきますと、やはり動画教材が予習教材になったり、復習教材になるということです。これまで学生たちは授業に来て授業をする、そこで学習内容を知ることになります。あらかじめ学習内容を知った上で、予備知識を持つという意味では、動画教材は有効だろうと思います。特にそれぞれのスポーツの種目の特性であったり、そのルールを確認したりとか、場合によっては歴史を確認するという意味では、これまでグラウンドや体育館で教師が説明していたことを、それを落ち着いた場所で学習するといった、知識ベースのところでは効果的だろうと思います。また、何々ができるようになるといった指導のポイントを、教師のほうで動画解説を仮にしているとすれば、それについてもやはり落ち着いたところで確認することができますので、自分ができるようになるためのポイントとか、他者に教えるときの指導のポイントをしっかりと学習できるという意味では、動画教材は効果的だろうと思っております。

ただ、やはり自分の体で動かしてみなければ分からないという感覚的などころについては、動画教材の限界だろうと思います。その点については、自分の体でできる機会を保証するというところで対面授業、面接授業は欠かせないと思っております。この辺りは使い分けていくとよいのかなと感じております。やはり動画ですので、リアルタイムの動画ではありませんので、動画を止めて見るということができたり、自分の好きなどを何回も見ることができることが、このオンデマンド教材のいいところだろうと思います。そこが利点かなと思います。

2点目の中高の実習校に学生を送り出すときの心配事についてですが、まず安心安全というところが大事かと思っておりますので、学生たちを安心安全な状態で送り出さなければいけないというところが大前提でした。学生たちの健康管理チェックシートとかも400人分を教職員がすべて目視し、少しでも体調が悪い学生が実習開始2週間の中にないかを念入りに確認しました。

また、アルバイトをやむを得ずしなければいけない学生がいたときには、実習校のほうに、失礼ながらそういった学生がいるということを、大学教員から実習校に電話連絡し、それでも受け入れてもらえるかどうかを確認しました。このような手続きをしたため、実習校のほうも理解した上で、それであればやむを得ないので受け入れましょうっていう学校もありました。先ほど、巡回指導をしないという話もしましたが、要望があった学校については、巡

回指導させていただきました。

また、実習3週間ありますので、1週が終わった2週目の段階で、ゼミの指導教員より実習校のほうには電話連絡をさせていただいております。中学校であれば管理職宛てに、高校であれば体育科の主任宛てにご連絡させていただき、その中で実習に問題がなければそのままご挨拶のみですが、実習の様子に問題がありそうときには、感染対策をした上で巡回指導に行かせていただくというスタンスで、今、実習校に学生を送り出しているというところになります。以上です。

三宅：ありがとうございました。今、お話の中でYouTubeを作成し、活用されるということですが、作成に時間もかかりますし、かなり大変だろうと思います。今後もYouTubeなどを効果的に使ったオンラインの授業も多くなっていくと思います。これまでのご経験から、特に先生がお考えになっている、「こういうふうな作り方をすると見るほうの学生は興味や関心を持って見てくれる」といった、作成のコツ、ポイントについてお教え下さい。

小林：決して私 YouTuber として副業にはしておりませんので、課金はしてませんが、再生回数には注目しています。再生回数が多い教材と再生回数が少ない教材では、どこにどういった違いがあるのか研究的な視点を持って自分の動画を分析したことがあります。仮に1分の動画教材を配信し、(視聴者全員が1分全部見た場合を100パーセントとしたときに)100パーセント見るっていうことはほとんどないと思うんです。

私の教材であれば、動画時間に対し平均して60パーセント程度は視聴されていました。1分であれば、36秒くらいまでは全員の人が見てくれているかもしれない。となると、前半部分で伝えたいことを伝えておかなければ、後半にどんなにいいことを言っていたとしても、そこにたどり着かない。となると、やはり伝えたいことという、仮に授業であれば本時目標とか課題は何なのかとか、ここに着目してくださいね、みたいなことは、先に言うておかなければならないことが明らかになりました。短いに越したことはないと思います。以上です。

三宅：ありがとうございました。先生は、ユーチューバーの素質が十分にあると感じました。本当に。

平井：本当ですね。

三宅：もう一つ、実習に出すときに安心・安全というのを、まず大切にされるということですが、具体的に、その安心・安全について学生さんにはどのように指導されるのでしょうか。

小林：特に今回、私たちの大学は保健体育の免許に関わる実習生ですので、保健体育の実習生が自分の健康管理ができないといけないと思います。特に体育、保健は教科特性としてコ

ロナにかなり密接な教科と言えます。そういった意味では、今回の新型コロナウイルス感染症についての正しい理解を他の教科の実習生よりも自覚を持ってほしいですし、行動が伴わなければいけないという意味での安心安全になります。例年であれば、けがをさせない教科指導になりますが、今年度は特にこの感染症のところを強く、学生たちには押し出して事前指導をしたという経緯はあります。

三宅：ありがとうございました。特に保健体育科では、今回のコロナについていっそう関心が深いとのこと、なるほどと思いました。ありがとうございました。それでは次に、榎元先生お願いいたします。

榎元：失礼いたします。まず1点目ですけれども、後期の対面授業になって1回生はどんな様子か、満足してるのかどうかという辺りですよ。結論から言えば、分かりません。ただ、アンケートは採っていませんが、とにかく所属感が薄いんだとか、友達と共にいろいろ語り合いながら学び合いたいたとか。それから、友達の反応とか考え方とかそういうのを知りたい。また、1人学習に何かしら孤独感を感じるとかですね。学生にとっては、少なくとも大学に足を踏み入れられたことそのものが、この上ない喜びとか不安解消とか、そういうことにつながっているのではないかという印象は持っています。

逆に言ったら、誰も予想できなかった環境の中で我慢させ、自粛を強いてきたわけで、学生にとっては我慢してきたわけなので、取り立ててアンケートを採らなくても、大学に来たら、そういった不安定な状況がいつに払拭できたということなのでしょう。もし、そういう姿が見られなくて依然として不安そうにしてる学生がいたとしたら、やっぱり教師側つまり学生の成長を請け負うわれわれの側が、心のケアをしていく必要がある。その最大の方策は、授業の中でより学生主体の分かる楽しい授業、探究心を引き出す学びがいのある授業の工夫や展開をしていくことが、重要なのではないかと考えます。

次に、教育実習を断られ、中止になった場合の受け皿が神戸市になっているのだけれども、なぜ受け入れていただけるようになったのかということですよ。これについては、やっぱり持ちつ持たれつという関係を不断から作っておくということだと考えます。本学は神戸市の中にあるので、神戸市の小学校、中学校、高等学校などに普段からスクールサポーターや観察実習、ボランティア等に行かせていただき、学校現場にはこの上ない学びの場を提供していただいています。それを引き受ける側の校長とか学校の先生方は本当にうちの学生達を肯定的に受け入れてくださり、どこに行っても「子どもと寄り添って一生懸命やってくれているのでありがたい。貴重な戦力です。」といった嬉しい言葉をいただいています。また、学校を回って話をうかがうたびに、言葉だけではなくその思いが具体的によく伝わってきます。だからこそ、送り出すこちら側もきちんと事前指導をしてから送ろうと思うようになります。互いの信頼関係の上に成り立っている交流ですので、他の頼み事でも、ちょっと声掛けをするだけで、快く引き受けてくれる学校がほとんどです。

そういう学校は必ず教育委員会にも連絡をして、後押しをしていただくようにしています。

大学と学校だけではなく、教育委員会も加わった三者がうまく連携し合って、取り組んでいるところが本学の強みだと思います。この体制は、スクールサポーター制度を立ち上げたころから伝統的に続いていると聞いています。

特に、もう最後の手段は、大学の近隣に三つの小学校があるのですが、ここはもう本学の附属小学校みたいなもので、その三つの学校にお願いしたらもう全て受け入れてくれるという、なんかそういう環境が整っています。だからもう、実に有難いことですよね。持ちつ持たれつの関係を損なわないようにしたいと思っています。

三宅：ありがとうございます。榎元先生の「奥の手」をお伺いしまして、やはりその地域の、特に近隣の学校とよい関係をつくっていくことと、もう一つは上手に教育委員会に助けをいただくというお話でした。また後程、他の先生方からもそういったお話があればお伺いしたいと思います。それでは、平井先生お願いいたします。

平井：今回、特にこのコロナの中で学生が実習を行ったっていうことで、近隣の方の心配の声も出たっていう部分なんですけれど、どのような状況で受け入れてもらっているかは、学生も理解していました。その上で、どうすれば信頼されるのかなってというのはやっぱり積み重ねだと思います。気を緩めずに当たり前のことをきちんとしていくところを見てもらう。自分たち学生同士が、マスクしながらですけど楽しくおしゃべりしているのと、おしゃべりをせずに歩いているのと、地域の人たちがそれぞれ様子を見てどのように感じられるか、どんなふうに見えるかっていう視点で自分を振り返る必要があるという事です。今後、学生が社会に出て実際に先生になっていくときに、個人で、買い物に行っても、そこでクラスの子供に出会うとやはり子供からは先生なのです。先生になる学生たちは、今後そのような見られ方をする生活に入っていくんですね。それと同じで、あそこの学生はきちんと安全対策しながら気を付けて生活しているよっていうのを見られてるっていう意識ってというような覚悟みたいなもの、やっぱりいると思うんです。それは、すぐに大丈夫と信頼してもらえるものではなく、積み重ねていく中で、あれなら大丈夫っていうことにつながっていくと思うんです。

実習中の出来事ですが、未就園の保護者の方たちが幼稚園に来るような行事があるのですが、その保護者の方たちが繰り返して来られて様子を見て、「こういうふうに安全に気を付けながら保育してくれるんだったら大丈夫よね。」今までのことを知ってる保護者の方から「今年の方は、こんな中でも頑張ってるよね。」と学生に声をかけてくださるがありました。そうすると学生たちは改めて自覚して、さらにしっかり安全対策していかないといけない、子どもたちに迷惑掛けたりいけないなっていうような気持ちが強くなっていったようでした。

三宅：ありがとうございます。やはり細やかな気遣いが大切というお話でした。私から3人の先生方に質問させていただきます。実際、私も学生の授業を担当しております。コロナ禍の当初は、しばらくの間、頑張っ乗り越えればという気持ちで、暗中模索で遠隔授業を

自分なりにやってきました。そういった方も多かったのではないかと思います。最近になって、これまでのコロナ禍での教育がどうであったのかという、質を問われるような流れが顕著になってきたと思います。

そうした点から、小林先生につきましては、スモールステップでの評価を積み重ねていく観点からいろいろなテストを駆使していくことや、榎元先生からは「学修カルテ」の活用についての話も出てきましたし、平井先生からは各自で作成した指導案をみんなで検討するといった、いろいろな評価につながる取組についてもお考えになってこられたことと思います。あらためて今、前期の授業等を振り返ってみられて、オンラインやハイブリッドなどの授業がこれからも続いていくことが予測されますが、そうした授業形態における評価についてのお考えをお伺いしたいと思います。それでは、小林先生からお願いいたします。

小林：本当に質を保証していくっていうところは、私も前期の授業から毎回、気にしながら、今も取り組んでいるところです。ですので、学生たちが回答してきた、取り組んだ課題について、基本的にウェブで提出させてますので、その書かれている内容とかを見たときに、しっかりとこちらの意図が伝わっているか伝わっていないかっていうところは、次の授業に反映するようしております。それを繰り返していくと、遠隔授業であったとしても学生の顔がイメージできる中での、先ほど榎元先生もありましたが、with 学生というような話がありましたが、そういった授業になっていくのかなというふうに思っております。

ただ、そのときに教師の想いもないと、授業も一方通行になるかと思いますので、教員の想いをどう伝えるのかということと、学生の想いをどのように感じ取っていくのか。そして、全て対面授業がなくなることはないかと思いますので、やはり対面授業ができるときに、本当に貴重な教育の場であると痛感しております。そこでしか伝えられないときには、いつも以上の準備をして教員の想いを学生に伝え、学生の実態を把握することを繰り返していくと、それがいずれ遠隔授業になったとしても、おそらく学生たちも教員の想いを感じ取って、こういうことだろうというところで学習に取り組めるのかなと思っております。

授業そのものは教員だけでも成立しませんし、学生だけでも成立しない。学生と教員が一緒に授業をつくっていくっていうところを大切にしていくと、授業の質も保証されていくのではないかなというふうに思っております。まだまだはっきりしたこと言えませんが、後期も学生をイメージしながら頑張っていこうと思っております。

三宅：ありがとうございました。それでは榎元先生お願いいたします。

榎元：授業の質ですね。思うことは、大学ほど個業というか、自己責任というか、もちろん、研究を自分で深めていくという部分はあるわけですが、授業料をもらって授業をしている以上はやっぱりその質はどうなのかっていうことを自分で常に問い続けなければいけないと思います。例えば、小学校とか中学校を考えると、必ず研究授業とかをお互いが見合ったり、意見交流したり、そういうお互いに高めていこうという機運がある。例えば、今

求められている「主体的、対話的で深い学び」につながる授業をしなければいけないとすれば、それを研究の主題に掲げて、学校が全員で一丸となって一つでも分かる授業につながる研究を重ねていこうとするのですが、大学ではそういうことがあまり見受けられない。

つまり、一方的な授業のやりっぱなしでもそれで済んでしまうところがある。つまり、もう何も研究しなくてもそれで通ってしまう。そのようなファジーで見えない部分っていうのがあると思うので、やっぱりもうちょっと見える化をして、一人一人の研究を共有化するとか、その方策としてお互いに授業を空き時間を利用して見に行くことを必須化するとか、学生の身になって授業を受けてみて、こういう授業って楽しいよとか、そういう取り組みを日常的にやっていく。そういうチャンスは、なかなかないような気がします。

「プロの教員であるならば、研究を深め学び続けなければいけない」とかずっと言い古されてきた言葉ですが、やっぱり学問の府の一番てっぺんにある大学の教員こそ、そこら辺のところはやっていかないと、学生に評価されてますよというようなことを、もうちょっと自覚しないといけないのかなと自分では思ってます。

三宅：ありがとうございます。それでは、平井先生お願いします。

平井：授業の質を問われてそれを評価しようとするということは、やっぱり振り返りが基本だと思うんです。実習の振り返りについても、保育の質を向上させるためには、その保育を共有していくことが大切です。自分だけの見方じゃなくて他の人からの見方を知ることが改善していくための一つの方法っていうことです。私たちの授業も自分で振り返っていくということが評価の第一歩になるんじゃないかなと思います。いろいろな方法や見方ができることが有効だと思います。本学には授業アンケートもあって、自分の授業に対する学生の意見がつかめるシステムもあるので。それを見ながら自分なりに自分の授業を評価しています。それを参考に、改善できる部分はどこかなと考えながら、次の授業に生かそうと思っています。

学生たちも実習に行ったときには、先ほども言ったように、今回は観察実習が多かったんですけど、見ることで学ぶことって意外とたくさんありました。具体的に言うと、今までなら、遊びが終わって、「お片付けですよ。」って聞こえると、実習生が率先しておもちゃを片付けだすんです。そしたら早く片付くんですけど、片付けのときに先生がどんな援助をしてるとか、どの子がどんなふうに動いてるとか、なかなか片付けられない子は、なんで片付けできないのかとか、ゆっくり見るようなゆとりはなかったんです。でも今回は、観察中心にしているので、片付けのときでも、どの子がどんなふう片付けてるか、なかなか片付けに入れない子には先生はどんなふう援助してるみたいな様子も、見ながら観察して勉強するっていうようなことができたので。そういう観察ともつながるんですけど、他の先生のお話を聞いて、自分を振り返るみたいなのは、実習に関しても、私の授業に関しても大切なのかなと思います。

三宅：先生方、どうもありがとうございました。急に質問を振り、お応えいただきましたが、この質の問題については、今後さらに議論が必要になってくると思います。先ほど申し上げましたように、今後オンライン授業はどんどんと少なくなっていくといった状況にはならないと考えられます。逆にICTを活用した教育の振興は国の施策でもありますことから、それらを活用した授業はさらに進んでいく可能性が高いと思われます。本日は、どちらかというところ、ICTなどを工夫し、うまく使いながら実践されてきた好事例についてのご発表が中心だったと思います。そこで、逆に、これはちょっとICTを活用したオンライン授業には乗りにくいと感じられる内容などはありませんでしたでしょうか。急な質問で、すべての先生方に応えていただくというのもたいへんだらうと思いますので、手を挙げてご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

小林：そうですね。

三宅：それでは、小林先生お願いいたします。

小林：たまたま、私がお大阪体育大学の体育学部FD委員会の委員長をしておりますので、授業の質については学部長からもよく尋ねられます。その中で入ってくる意見とかをちょっと集約して、お答えできる範囲でお答えしますと、課題をただ出して終わりというような遠隔授業は、学生たちも何のためにその授業を受けてるのかも分からないですし、学生たちはフィードバックを期待していない。しかし、取り組んだ課題の出来がどうなのかが分からないと何のためにやってるのか分からない。ねらいがあつての課題や授業だらうと思いますし、ねらいがないと何のための課題や授業なのかになってしまう。言い換えれば、目標がないと評価もできないという関係かなと感じました。

三宅：他の先生方いかがでしょうか。榎元先生どうでしょうか。

榎元：ICTでやって、今はそのICTの良さといいますか、もうこれから、できたら全部ICTがいいと思ったりしているところなので、ないです。

三宅：ありがとうございました。ご存じのように、ICTとは「Information and Communication Technology」の略です。つまり、コミュニケーションの類ということなのですが、教育も広い意味でコミュニケーション行為と捉えることができます。それらが同様なコミュニケーションであるということを考えたときに、榎元先生が先程言われていたように「全部ICTでやったらどうなるのか」といった議論がありますが。これは、逆説的に、これまで伝統的に行われて来た教育の中で、教育の本質的な点から、いわば「機械に渡せないものは何か」という問いです。反論的な言い方になりますが、教育の本質を問い直すよい機会になるのではないかとというようなことを言ってる人もいますので、今のような質問

をさせていただきます。

もうあまり時間がありませんが、あと5分ありますので、先生方の中で、お互い質問したいと思われることがございましたら、お願いいたします。

小林：私からよろしいですか。

三宅：小林先生、お願いします。

小林：たまたま3人の演者の中で私だけが他大学ですので、今回、榎元先生と平井先生のお二方のお話を聞いてて、神戸女子大学の学生の皆さんの学習意欲を高める仕掛けがあるのではないかという点と、神戸市教育委員会との連携という意味ではかなり密になっていますよね。その辺りは、多分ここ1、2年のできたことではなく、どういった経緯でここまで神戸市教育委員会とうまくできるのかという点。学生たちの課題に取り組む様子やミーティングしようって言ったらすぐ意欲的にミーティングができるということは、意欲があるから成立するんだろうなと感じました。これは、入学してきたときからそうなのか、入学後の何かきっかけとしてあるのか、その辺りがすごく興味深かったので、お二方から何か教えていただければ、私の今後の教育に生かしたいと思います。

三宅：すいません。本学の内輪での手前味噌な雑談みたいにならなければいいのですが、それでは榎元先生、お願いいたします。

榎元：うちの学生の意欲、学習意欲、それはもう、私は教育学科の学生を主にしているんですけども、もう入ってきたときから基本的には確かな目的意識を持っています。目的とは何かというと、教壇に立ちたい、教員になりたいという思いです。それを強くして入って来ている学生も結構、多いのですね。だから、教職科目についてはほとんど一生懸命、頑張っています。だから、どこかに火を付けたりさえすれば、それが大きく燃え上がるんでしょうけれども。教職支援センターでもやっている面接練習だとか、場面指導とか模擬授業なんかでも、だんだんと褒めれば褒めるほど、どんどんやる気を出して、やっていきます。コツは褒めることかな。もう褒めまくっている感じですね。

もう一つが、教育委員会。教育委員会というのはなんか学校よりも一つ上の高いところからものを言っているという、そういう感じがしますけれど、しますか？

小林：私も結構、教育委員会の皆さんといろんな仕事させていただいてるので、関われば関わるほどお互いさまだなというふうに思っております。おそらく、本日の研究会に参加されている多くの大学の皆さんも教育委員会とのお付き合いの仕方については模索してるだろうと思いましたので、ぜひお知恵を貸していただければ。

榎元：報連相ですかね。足を運んで、いろいろ具体的な情報交換をする。例えば、採用試験でいい結果が出たときには、教員と事務部の部長、課長らと一緒に教育委員会を訪問して、採用後のフォローアップについて話をしたり、単に送り出すだけでなく長いスパンのつながりを創ったりしていく。また、採用試験の説明会には必ず本学の卒業生も一緒に来ていただき話をしてもらおうとかですね。そんな細やかなお願いを一体感をもって連携しながら進めるということが大事かもしれませんね。

三宅：平井先生、お願いします。

平井：もう榎元先生がほとんど答えてくださったので、幼児の場合について考えます。乳児なんかだったら特に、不安な子どもを抱きしめるとか、温かみを感じるとかっていうところで安心感を与えることが基本になります。幼児の場合でも文章とかは書けないし、思っていることも言葉で十分に表現できない子どもたちを相手にするときに、細かなしぐさであったり、表情であったりっていうところから心の中を読み取っていった保育が成り立っています。その中で、ICTだけではちょっと難しい部分あるのかなと感じながら聞いていました。

三宅：どうもありがとうございました。本日は、小林先生にはコロナ禍における大学での授業や実習の方針、中高の保健体育科の免許課程における授業方法とその工夫、教育実習ならびに教育実習指導や教職実践等についてお話いただきました。さらに、まとめとしまして、With コロナ時代の養成教育の課題と展望、FD委員会等の調査なども含めて、非常に客観的な視点からテーマに迫っていただきました。

榎元先生からは、同じようにコロナ禍での大学での養成教育の実施体制について、また教職支援センターに在籍されておられることから、幼稚園や小学校をはじめ、中学校、高等学校それぞれの教職課程における遠隔授業や教採対策等に関する学生への指導について、学生の声や様子なども含めて、俯瞰的にご発表いただきました。また、教育実習やその他の教職課程の授業科目の授業の進め方、With コロナ時代の養成教育の在り方などについて学生への調査から得られたデータを基に学生の立場から解説をしていただきました。平井先生には、コロナ禍における本学の附属幼稚園での幼稚園教育実習、それに伴う実習指導について、本学では特色のある幼稚園教育実習をしておりますので、それに関する話も含めながら、幼稚園ならではの実習の大変さと工夫や配慮、最近の学生気質にも触れながら、お話をいただきました。先生方、ありがとうございました。

本日は With コロナ時代の教員養成の課題と展望をテーマに研究会を進めてまいりました。ご発表をいただきました内容は、これからの新たな展開に向けてという点と、これまでのことをしっかりと振り返ってみるという点の、二つの視点に絞ることができると思います。このコロナ禍の中で、全国の大学のみならず多くの校種の先生方は、教育現場で悪戦苦闘しながら、ICTの教育現場での活用について過去に例を見ないほどの共通体験をし、きつ

とそこで今後も共通できるような様々な知見を得てこられたことと思います。今こそ、そうした所産をお互いに交換し合い、共有し合うことで、今後訪れるであろう不透明な状況をいかに切り抜けていくのか、そうした中でさらに質の高い教育をどう保証していくのかに取り組んでいくことができるのではないかと思います。

一方で、養成教育において、基礎、基本となる知識や技能を、オンラインなどによる授業において修得していく方法については、ある程度見通しが持てそうです。しかし、それをどのように実践に結び付けていくのかや、実践力を修得させていくかにつきましては、多くの課題があると思われます。平井先生からお話があったような「ぎゅっと抱きしめて」というような実際の体験を伴った指導については、コロナ禍では非常に難しい状況にあります。実践力修得のための教育の在り方についても、まだまだこれから模索していく必要があると思います。そうしたことから、養成大学においては基礎・基本と実践力の二つの視点を、いかに質を担保しながら停滞なく展開できるかということを経後も課題研究会で深めていくことができればと思います。

本日のご発表から、With コロナ時代の教員養成の課題と展望を明らかにして参りましたが、そうした中であらためてみなさんと今後の認識を共有し、さらに検討を継続していく必要性が明らかになりました。また、先生方のお話にも出て参りましたが、With コロナ以降の教育の在り方について、免許法や教職課程の改定についてもいろいろと議論もされていますし、GIGAスクール構想や教育の個別最適化の問題などについてみなさんと共に考えていく必要があります。コロナ禍において、それらの課題が活性化してきたといくこともありますので、今後こうしたテーマを課題研究として取り上げさせていただくこともあるかと思えますので、そのときにはどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、たいへん有意義な課題研究会となりました。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。最後になりましたが、本日ご発表いただきました3人の先生方に感謝を込めて、みなさまのところから盛大な拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

教職課程の新たな基準について

加治佐 哲也

(兵庫教育大学)

どうも、皆さま、こんにちは。兵庫教育大学の加治佐と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。阪神地区の私立大学教職課程研究連絡協議会、お招きいただきまして、本当にありがとうございます。私、国立大学で長いこと過ごしているものですから、もちろん、国立以上に私学での教員養成は、量的にはるかに多いわけですが、ただ実は、あまりなじみがなくて、きょうは本当にいい機会を与えていただいたなと思っております。いつもそうなんですけども、教職課程についても、変化がありますので、お互いにそういうことについての共通理解が深められればいいのかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

実は、文部科学省の教育人材政策課の教員免許企画室の平野室長が、12月18日に説明会をされたということを伺っております。その資料にざっと目を通しましたが、重なる部分もあります。ですから、そのことをご了解ください。お話しする内容は、皆さん、令和元年から、新しい教職課程を始めておられると思います。それまで、実は大きな変化があったと思うんです、それに備えるの大変だったと思いますけれども。また、その後もやっぱり変化がありまして、その変化に対応した教職課程の改革が行われているということです。2年前から発足している第10期中教審の教員養成部会を中心に、議論をしてきているということです。大体、固まってきたところもありますが、制度化は、多くはこれからかなというところでしょうか。ただ、そんなに遠くない時期に、また新たな教職課程が始まるとお考えいただいたほうがいいかなと思っております。これまでにない、新しい枠組みでの教員養成というのが始まります。同じ大学の学部、学科内での連携とか、複数大学間での連携した教員養成ということも非常に大きな方向として出ておりますので、新しい動きかなと思っております。

今日の内容

今、お話ししたこの複数の学科間、大学間の共同による教職課程の制度化。それから、これもよくご存じの、義務教育9年間を見通した指導が学校で必要だということで、それに対応する教員免許も、小中両方が求められるということです。小中両免許の取得の促進ということです。それから、コロナによってGIGAスクール構想が前倒しにされ、1人1台が今年度実現するわけです。そうすると、教員にICT活用指導力を育成することが、本当に突きつけられていまして、急いで、いろんな対応をしないと、そういう状況です。それから、大学にとっては、免許更新制、結構、大きな位置を占めてきてるんじゃないかと思いますが、

これも非常に問題視されておりまして、大きく変わりそうだなということです。

1. 複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制

○背景

コロナが始まる前ですけれども、平成30年度までの課程認定の中でいろいろ出てきた課題がありまして、それを引き継ぐ形で令和元年度以降、いろいろ議論されてきました。それが昨年度末、2020年の2月18日に複数の学科間、大学間の共同による教職課程の実施体制という報告書が出たということです。この報告書に書いてありますけど、この上三つです。下の一つは私が付け加えたものですけど、一番下のところは書いてありませんが、恐らくそれも当てはまると思っております。

外国語とか、特別支援教育とか、あるいは情報関係、他にもあるかも知れませんが、要するに、教育課程が非常に多様になってきているというわけです。とすると、教員に求められる、資質、能力も高度化します。そういう資質、能力を育成する教職課程を作らなければいけない。そうすると、教職課程の最小単位である一つの学科で行うとか、それだとなかなか大変なんじゃないかということで、同じ大学の中で、複数の学部、学科で教職課程、展開してるのであれば、お互いが協力して、多様な教育課題を網羅したような教職課程のカリキュラムを作ったほうがいいんじゃないかと。担当する先生についても、お互いで共同してそろえたほうがいいんじゃないかと。そういうことになってくるということです。さらに、大学間で連携して、多くの教育課題に対応できるようなことをしていいんじゃないかということです。

それから、複数の免許種の取得。小中連携一貫教育、義務教育学校、あるいは幼小連携、中高連携ということになってくると、複数校種の免許がいります。中高の場合、地方に行くと特に中学校、小規模化しています。同じ一つの中学校で、全教科の免許を持つ先生をそろえられないということが、現実にはいっぱい起こってます。中学校も高校も、1人の先生が複数の免許を持つことが求められているということです。ですから、養成段階においても複数種類の免許を持った人を送り出す必要が出てきてます。ご存じのように、採用試験でも複数免許を持っている人が優遇されるということが、現実には起こっているわけです。だから、そういう対応がある。そうすると、たくさんの資源がいりますので、これも学科間、学部間で共同する、あるいは複数大学で協力して、複数種類の免許を出したほうがいいんじゃないかということです。

それから、中学校の技術科とか、高校の採用数の少ない希少教科はもっとそうだと思いますけれども、これが問題になってきてるわけです。技術の免許を出せないような県もあるわけです。教育委員会にとっては困るわけです。技術の先生、学校に1人か2人しかいないにしても必要ですから。養成してもらわなければならない。兵庫県は技術の免許を養成してるけど、極めて少ないと思うんですけども。兵庫教育大学、やっと始めましたけど。県からのニーズがものすごく強いんです。だからといってたくさん学生が来るわけでもなく、採用も

たくさんあるわけじゃない、だけど、必要なわけです。これを単独で持つのは厳しい。そうならば、これも複数で協力して、希少教科の免許を出す教職課程を、作らなければいけないということになってくるということです。

4番目は、35人学級が学校で始まりますので、少子化に伴う教員数の減少が、多少は緩和されると思いますけれども、教員数が減っていくことは間違いありません。これは少子化に必然的に伴うものです。そうすると、教職課程は当然、余ってまいります。過剰になることはもう目に見えてるわけです。だけど、せっかく作った教職課程、そこには人材もおれば、カリキュラムもあるわけです。そういうすでに在る資源みたいなものを、今後も生かすべきだということです。そうすると、単独じゃなくて、同じ大学だったら、学部、学科間で協力して、そこを集約する形で続けていく。やめてしまうんじゃなくて、少しでも教員免許を出すことに関わり続けたいということで、複数の大学間で、需要が減っても今まで培ってきたものを活用して続けていくということです。そういうことが、求められるんじゃないかということになります。

○大学内の学科等の間での科目や専任教員の共通化の促進

まず、同じ大学内の学科の間での、科目や専任教員の共通化の促進ということです。教科専門科目の共通化、拡充です。学科が異なると、本当に複雑なんですけれども、実にいろんな制約があってなかなか融通が利かないというところがあったと思います。大学の全学共通開設科目でないと共通化できないとか、上限があったり、教科専門の国語だと国語学とか分野というか事項がありますよね。あれを過半数またがれないとか、いろんな制約があったり、それを緩和していこうということです。

それから、下の二つは教職関係科目ですけども、教育の基礎的理解、道徳、生徒指導、これも共通化を拡充しましょう。教育実習、各教科指導法の小中での共通化です。これは後でやります、小中免許状の教職課程です。小中免許の取得を、事実上一緒にできるような教職課程を作っていこうといったことです。共通開設を増やして、学生が取らなければいけない単位数を減らしていこうということです。併せて、共通化された科目を担当する専任教諭も当然、共通化できると、複数の学科や教職課程で。こういうことを拡充していこうという方向です。これも、うたわれているということです。

それから、学部等連携課程というのが、もう既に制度化されています。二つの学部ですから、二つの学位プログラムがあるわけです。学士のプログラムがそれぞれあります。その二つの学位プログラムの中から、それぞれの要素を取り入れた新しい学位プログラムの課程を作る。そういうことができることになっています。その中に教職課程も置きます、こういうことになる。そうすると、カリキュラムも専任教諭もかなり共通化できるという仕組みになるということです。

○教職課程の共同設置

それから、教職課程の共同設置ということになります。これは、複数大学間での共同設置

だということです。ただ、前提がありまして、一つは、1法人複数大学制度です。私立大学は一つの法人が複数の大学を設置しているってことは結構あると思いますが、そういう大学間での教職課程の共同設置を認めますということです。それから、大学等連携推進法人。これはまだ制度化されてないんです。文科省の中で、議論の段階は終わったと思うんですけど、まだ制度化に至ってない。もうすぐだとは聞いてるんですが、これが制度化されるということです。複数の大学が、ある事業を行うために連携するような仕組み、法人を作るということになります。教職課程を置いて教員養成をするという目的で、複数の大学が一つの法人を作ることもできるわけです。最大5大学までとかいったようなこともちょっと聞いてるんですけど。こういう仕組みを作ることが前提となります。その上で、教職課程をそこに置くということです。

ただし、幼稚園免許と小学校免許は入りません。幼稚園教員養成と小学校教員養成は、一つの学位プログラムです。それに対して中高は教科ごとですんで、専門分野の学位プログラムがあるんで、それに応じた免許が別に用意されるってことになりますんで、ちょっと性格が違うってことです。幼小は学位プログラムと、ある意味、教員免許を取る課程は一緒だといえます。中高は別だということです。学位プログラムと教職課程が別だということになりますんで、この上の教職課程の共同設置ができるのは、中高だけだということです。幼小は入らないということです。幼少を複数の大学で一緒に出そうとすれば、教育課程の共同設置ということになる。教職課程じゃなくて、全体の教育課程を一緒にするということ。だから、あるA大学の教育学部とB大学の教育学部が合体するということです。国立大学の例では、宇都宮大学と群馬大学にその例があるわけです。共同教育課程です、その場合は。

ただ、要件がありまして、教員養成を主たる目的とする学科等が含まれている、例えば、教育学部とか、そういうのが入ってないと駄目ですよということです。いわゆる開放制の学部だけでは駄目ですよということです。で、それぞれの大学で一定の専任教員。だから、丸投げみたいなのは駄目ですよということです。大学間で相互必修とする単位数の下限、これが一番ポイントになるみたいです。自大学で何単位、最低取らなきゃいけないか。あるいは連携する他大学で何単位、取らなきゃいけないか。これが、実際に学生が履修する際とか、あるいはその前提となる科目開設において、非常に問題となるということです。当然、複数大学で教職課程を展開することになりますので、管理体制がしっかりしていないといけません。そこには全大学が参加するということです、ということも要件になってきます。

○教職課程の質保証

それと、報告書でうたわれてるのは、教職課程の質保証ということが、特に重要になってきてる。これまでも言われてることなんですけど、特に重要になってきてる。同じ大学の複数の学科間で、共同して教職課程を設置するとかということになります。あるいは、共通で開設する科目が増えるということになります。そうすると、たくさんのいろんな学部の学科の学生が、教職課程に参加することになります。そうすると、学生指導とか、カリキュラム管理とかいうことが、一つの大学が責任を持つ形でやらないとよろしくないです。複数大学

間でやる場合だって、しっかりした管理体制を作ってちゃんとやらなきゃいけないということです。そこに一定の規制をかけるということを、だから、全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化です。多くのところがもう持ってるみたいですけど、これの設置の義務化ということです。

それから、教職課程に関する自己点検評価の義務化です。教職課程独自の評価を、作ってもらって義務化するということです。ただ、いろんな評価が他にもやっていますんで、その中で教職課程について、より詳細にやるとかいうイメージでもいいかと思います。ガイドラインを作っていくことになってますんで、今、ガイドラインを作るための検討会議が文科省の中に設置されていますけど、そういう中で具体的になると思います。それから、特に複数大学、複数学部、学科の学生たちが教職課程を取ることとなりますんで、ちゃんと学生が履修できるようになってますっていうか、しかも、その学生に対する指導も行えるようになってますよということを示す情報を、公表してもらうことも要件にするということですね。これも、ガイドラインで示されるんじゃないかと思います。

○制度化の状況

こういう報告書が出ましたけど、制度化がどういうことになってるかと言いますと、これも18日の説明会であったと思いますが、教職課程の基準に関するワーキングの報告を受けた制度改正について、というペーパーが別途行ってると思います。これが、9月17日の教員養成部会で出ました。この方向で制度化するということです。まず1番目が、大学間です。大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた、教職課程を設置する大学の科目設置および専任教員の共通化の特例の創設、省令および基準を改正するということです。丸1のところですか。その下のところに、教育職員免許法施行規則および教職課程認定基準上の特例というところがあります。この真ん中に連携開設制度というのを作るということです。今回、新設ということです。左側にある単位互換制度はご存じのとおり。右側が共同実施制度です。これがカリキュラムを、全部を一緒にするってやつです。いわゆる幼小は真ん中はできなくて、幼小の免許課程の共同設置を使用すれば、右側になるということです。

真ん中ですが、大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が、連携開設科目を自らの大学の授業科目とみなす仕組みだということです。次なんです、ポイントは。教科および教職に関する科目のうち、連携開設科目については8割です。8割を上限に自らが開設授業科目とみなすということです。連携開設制度だと8割だということです。この授業科目は公表しなきゃいけないということになってます。8割の根拠、先ほど言いましたように、大学等連携推進法人を構成できる大学の数の上限が、5だと聞いてます。5だとすると1大学あたり20%になります、単純に考えて。だから、20%は自大学で確実にやれと。あと8割は共同していいという考え方らしいです。

その下のところ。上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、一定の要件を満たした場合に、大学間の専任教員の共通化を可能とするということです。注の2のところの下のほう、見ていただきたいんですが、先

ほど出ましたんでお分かりになると思うんですが、ポイントになるのが、三つ目の中ぼちです。学生が在籍する学科等において、8単位以上習得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を習得するものとして、必要な単位数を開設すること、こうなってます。だから、自大学の教職課程で取らなきゃいけないのは8単位でいいということです。3大学と連携してたとしたら、自分の大学以外の3大学では、合わせて8単位でいいということです。最低ですよ、そういうことです。なぜ8単位かといいますと、教職大学院を共同設置する場合、自大学で取らなければいけない単位数は7分の1となっています。これを適用して、一種免許状を取るために必要な単位数は59単位ですので、59掛ける7分の1という考え方です。

それから、2のほう、裏のほうを見ていただいて。連携学部と連携課程です。これは制度化しますよということです。これは実現しますよということになります。それから、丸3のところは、質保証のところですよ。全学的な組織体制とか、あるいは自己点検評価です。丸3のところの真ん中ぐらいのところに繋がって、全学的な組織体制の充実っていうところがあると思いますが、同一大学内の複数学科に設置されている教職課程を一体的に計画、実施、評価、改善を行う、全学的なマネジメントの機能を持つ組織の設置などを求める。この求めるっていうのは、義務化という意味です。それから、教職課程の自己点検の仕組み。これも求めるって書いてあります。全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容を自ら点検評価し、改善するよう求める。これ、義務化です。

スケジュールは、一番下のところに示してるとおりです。もうすぐです。またこれから、制度化されたことについての詳細な通知が、恐らく今年度内には来ると思います。それから、このスライドに戻っていただいて。これには皆さん、関心があるかもしれないけど、ひょっとするともっと関心があるのが、大学内での学科等の間での科目や専任教員の共通化じゃないかと思うんです。これはまだ制度化ということでは出ておりませんが、これも確実に Rowe れると思います。恐らくこの教職課程の基準に書いてある、この報告書で大体、行くんじゃないかと思ってます。

いろいろ検討してるんだと思いますが、今、中教審で初等中等教育の全体的なあり方についての答申がまとめられようとしています。その中では、教員養成が非常に重視されていますんで、このことも入ってるんです。だから、中教審での議論が終わってから、つまり答申が出てから、恐らく具体的な制度化の内容が出てくるんだとお考えいただければいいと思います。答申は今年度内、来年1月か2月には出ると言われてます。最終的には答申草案が出来上がっておりますんで、今、パブコメにかかっているんですかね。

2. 小中両免許の取得の促進

○背景

2番目の内容です。ちょっと時間が押してきてますんで、急ぎたいと思いますが、小中両免許取得の促進です。2020年の7月に、教員養成部会審議まとめっていうのが出されました。これが、中教審の答申のほうに盛り込まれてます、この内容が。この中のエッセンスが答申

のほうにいてるんですけど、これの中に書かれております、背景はご存じのとおりです。義務教育9年間を見通した、教員養成っていうのが求められてます。そうすると1人の先生が、小中両方の免許を持つことが必要になってきてます。さらに、教科担任制です。小学校高学年、5、6年生に教科担任制を本格導入するという方向が明確に示されております。

ご存じのように、中学校免許っていうのはものすごく変わってきてるんです。中にはもちろん教科ごとの免許ですけど、中の数学の免許を持つて先生は、小学校の算数は担当できます。学級担任もできます。学級担任ができるということは特別活動とか道徳もできるってことです。中学校の免許を持つて人が、小学校でできないことは何かといたら、算数以外の教科の指導だということです。ただ、小学校高学年で教科担任制。教科担任制では、自分の得意な算数やればいいんだと思いますけど。仕事はそれだけじゃないですから。小学校行ったら、他の教科も持ってもらったほうが非常に都合がいいし、教員を配置する側も便利なわけです。そうすると、やっぱり他の教科も担当できるようになってもらうためには、小学校の免許が必要だということです。

ここまで来ると思いますよね。もう小中一緒にした免許はできないのかと。ところが、今、お話ししてきました、幼小の免許は学位プログラムなわけです。幼小そのものが、卒業証書と一緒にだということです、免許そのものが。それに対して中高は、学位プログラムは別にあって、その学位プログラムの専門内容に関係した免許が出てることになりますので違うわけです。違いますんで、中と小をつなげることが制度上難しいということです。これは、散々これまでも言われてきてますが、そこに行けないということはちょっとハードルが高いということです。免許そのものを全体的に見直さないと、難しいということです。だから、今ある小中免許を前提にして、併用の方向でいかざるを得ないということのようです。小中9年間で担当しなければいけないから、9年間に通用する免許を新設するっていったときに、制度的には、今の小中免許で対応できるんだから、メリットは少ないんじゃないかってそういう意見もあるみたいです。

○教員養成段階の方策

で、どうするか。まず、教員養成段階の方策ということです。現在は、同一学部、あるいは同一学科の中の教職課程であれば、小中免許を取るためには59掛ける2ですから、118です。これ、ご存じのようにちょっと減らせるということです。96単位。ちょっとじゃない、かなり減らせます。先ほど出ました、教職課程のワーキンググループのほうの報告で、大学内の共通開設を拡充するということです。他学部、他学科であっても拡充します、こういう方向で来てます。さらに、この審議のまとめで出てきたわけですけども、この義務教育特例、仮称ですけども、これをやるということです。5から9単位減らすということです。これは審議まとめの6ページの図2がありますんで、こちらを見ていただきたいと思うんですが。教育実習も、小中を合わせたような教育実習を作れるというふうなことも書いてあります。3単位から5単位くらいとか。そちらも見ていただければと思います。かなり踏み込んでくるということです。5から9ですから、結構、減りますよね。87から91単位ぐらいになって

きます。118からすると4分の1は減るということになります。

○現職教員のための方策

現職教員です。現職教員のための方策ということですが、既に先生になってる方です。小学校の先生で、中学校の免許を持ってる方は多いと思いますが、中学校の先生で、中学校の免許はもちろん持ってますけど、小学校の免許を持たない方は結構いるんじゃないかと思います。特にそこが問題になってくると思います。隣接校種免許取得における勤務年数の弾力化ということで、ご存じのように今も3年以上勤務すれば、別の免許を取るために必要な単位数ってのが軽減されるわけですけども。

特に東京都から要望が強かったということですけども、中学校の免許を持ってる先生で、東京都の場合は最初から、中学校ではなくて小学校に行く人がいるみたいです。ずっと小学校にいるみたい。小学校で専科指導するということです。ところがその場合、小学校での勤務年数というのは、小学校の免許を取るための要件に含まれないわけです。だから、小学校でいくら長く勤めても、中学校に加えて小学校取ろうとするときの材料にならないというか。そういうことがあったもんですから、取得しようとする免許状の講習における、勤務年数による単位数の減少の材料にするということであります。極論すると、中学校の免許を持って、中学校に勤めないまま小学校の免許が取れるということが起こり得るということです。これも8ページの図3にありますので、ご覧ください。今も、3年以上、あるいは5年ぐらいになればもう半分ぐらいになるんですかね。認定講習受ければ取れますんで、難しくないんですが、一層、取りやすくしようということですよ。

○制度化の状況

制度化の状況です。中教審で義務教育9年間を見通した指導のあり方、教員養成のあり方、あるいは教科担任制が、今、議論されてますので、これが出てからだと思います。確実に実現しますが、あそこまで具体的に、単位数とか、審議のまとめに書いてありますんで、多分その方向ではないかと思います。だいぶ変わります、これで。

別の言い方をしますと、これからは小学校の先生になろうとする方、あるいは中学校の先生になろうとする方は、自分がずっと中学校が専門だとか、小学校が専門だとか、なかなか言いにくくなっていくということです。だから、中学校の先生になる人は、当然、小学校も担当する。あるいは、小学校の先生になろうとしたら、中学校も担当する。そういう意識と専門的な能力を、持つことが求められるってことになってくるんだと思います。専門性の考え方を、ちょっと変えなきゃいけないかもしれないです。小学校の専門とか中学校の専門じゃなくて、9年間を見通した専門。もちろんその中で得意分野とかはあっていいわけで、強い分野っていうのはあっていいですけどね。中学校が強いとか、あるいは特定の教科が強いとか、小学校低学年が強いとかあってもいいですけど、いずれにしても全体9年間を見通す指導力が求められるということになります。

3. ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

○背景

ICT活用指導力の向上です。Society 5.0 っていうのが予定されてますので、当然、Society 5.0時代に対応できる、資質、能力を教師は身に付けなければいけないということは、もう言われていたわけです。これがコロナ禍によって、全然変わりました。GIGAスクール構想が前倒しされて、もう1人1台ということになったわけです。子どもはみんな持ってるわけ。そうすると、あらゆる時間、あらゆる活動でいわゆるICTが活用できるということになります。PCがあるだけじゃなくて、タブレットがあるだけじゃなくて、通信環境もあるわけです。そうすると、全ての先生が例外なくICT活用指導力を求められるということになります。例外がないんです。ある学校で、得意な先生方がやればいいということじゃなくて、全員がやらなきゃいけなくなったということです。しかもこの1人1台が、今年度中にそろえるってことで、本当に急激に早まったわけです。だから、ICT活用指導力を育成するということが緊急課題となったわけです。文科省の会議等でもそのことばっかし言われるんです。はよせい、はよせいと、教師がこれ、身に付けないと宝の持ち腐れだと、この1人1台が、そういうこともしょっちゅう言われています。

○教員養成部会「教職課程における教師のICT活用指導力充実にに向けた取組について」

(通知) 2020年10月5日

ということで、教育人材政策課も、緊急に対応することを迫られてきてるってことですけども。ご存じのように、10月5日にこういう通知が参ったと思います。『教職課程における教師のICT活用指導力充実にに向けた取組について』ということで、前の課程認定のときに、平成30年までのときに、新しい科目も関係するものができたと思うんだけど、それじゃ足りんちゅうことで、さらにこういうことになってきてるということです。いろんなこと、言われてますけど、特定の科目に限らず、教職課程の授業全体でICTを積極的に活用せよとか。これからの学校現場をリードする人材として育成、新しく先生になる人は、この分野では、既に先生になる人よりもできるんだっていうふうに期待されてるってことなんです。これから先生になる人は大学の中でしっかりICTを活用した授業を受けてもらって、実践力を付けてもらって、彼らが現場に行ってICT活用の授業を作ることをリードする存在になっていただきたい。そういう期待が込められてるって意味なんです。

それから、教職課程の授業全体でやってくれてることですから、教師のICT活用指導力チェックリストを文科省が作っています。それを含んだカリキュラムマップを作ってくれとか、文科省が作ってる実践力育成、教育の情報化に関する手引とか動画コンテンツ等を活用してやってくれていうこと。年度末にフォローアップするというふう聞いてます。どれぐらいやっておられるかを調べるということです。

○科目の新設等

さらに11月30日、これもご存じのとおり、もう一つ資料、付けてると思いますが、これも出ました。これも平野さんから説明あったと思いますが、この3枚目のところで、『教職課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組』ということです。そこにありますように、下のほうからずっと見ていただいて、スケジュールがあって、『点検評価の仕組みなし』、その上、『情報機器の操作』という科目がありますが、これを省令を改正して右側のほう、大学において順次開設される数理、データサイエンス、AIに対応した科目、教育学部だけのところだと、なかなかこういう科目はないのかもしれませんが、いわゆるデータサイエンス学部とか、理学部、工学部でもそうかもしれませんが、こういう授業は本当に開設してますんで、これを取らせるようにしてくれということです。従来からある、情報機器の操作と選択可能にするということです。数理、データサイエンスの科目を開設すれば、そちらを必須にしろということです。

それから、その上のところです。教育の方法技術がありますが、かっこで情報機器および教材の活用を含む、とこうなってるわけです。ここが一番大きい追加になると思いますが、この情報機器および教材の活用のところを取り出して、新たに情報機器の活用に関する理論と方法、この科目を作って1単位以上やってくれてことです。このコアカリキュラムを作成するということになります。このコアカリキュラムは教員養成部会で作成することになっています。その上のところ。各教科の指導法、情報機器および教材の活用を含むとなっておりますが、これを実際に行うために教科ごとにICTを活用する授業をまとめた動画のコンテンツ等を活用すると。さらにその上のところ。最後の教職実践演習です。そこでもICTを活用した演習、ICTを活用した模擬授業などを行う、ということになってくるということです。

採用試験においても、多分ICTを活用した模擬授業を課すというところが、増えてくると思います。もうそういうとこ、ありますよね。急ピッチでこの動きが進んできているということです。そのスケジュールは下にあるとおりです。われわれ、急いでこれに対応するということになります。

○教員養成フラッグシップ大学

それでですね、こういう言葉をご存じですか。「教員養成フラッグシップ大学」。実は教員養成課程のICT活用指導力育成については、抜本的にカリキュラムを変えて取り組む必要があると従来言われていたわけです。そのカリキュラム開発をするのが、フラッグシップ大学だとされてきました。フラッグシップ大学のワーキングも作られてまして、報告書も昨年度末に出たんですが、これがどうなるかということです。文部科学省は行うと言ってます。来年度にご存じの、教員養成採用研修の一体化事業というのがあってあります。その中で、先端的な教職科目の開発という一つの事業があると思います。それをまた来年度も行って、さらにそれを踏まえてこのフラッグシップ大学につなげていこうとかいうことは聞いております。ただ、前、言われていたのは、フラッグシップ大学は今年度申請して、今年度指定と

いうことだったんです。それは延期されてるってことです。先端的な教職科目の開発授業を踏まえて、考えていくということです。実は国立大学は、再来年度から第4期中期目標期間になります。国立大学がどうなっていくのかということは、まだはっきりしないということもあって、先延ばしにしてるといいうことも聞いてはおります。

4. 教員免許更新制の改革

最後になりますが、これは大きいです。教員免許更新制です。私にとってはにわかになんたんですけど、どうもマグマのようにずっとこの10年間あったようで。爆発してきたって感じです、不満が。皆さん、私と同業者なんで、そんなに思っておられないと思うんだけど。本当に現場のかたがたの更新講習に対する見方は、非常に厳しいです。教員養成部会でも、何度かヒアリングを行いました。校長先生の団体、校長会とか、教育委員会の団体です。あるいは、中教審の初等中等教育分科会に特別部会というのがあって、特別部会の中でもヒアリングを行いましたけど、もう大体、廃止しろとか大幅に見直せとかいうのが圧倒的です。大学の団体が、日本教職大学院協会が、私学の団体もそうだと思いますが、そんな質保証を蔑ろにしちゃあかんとか、免許状の質保証に貢献してるんだということを言っても、声がかき消されるような感じになってきてます。国会でも、かなり問題視されてるみたいです。だから、ちょっと大きな変更、廃止、あり得るのかもしれないです。

理由です。働き方改革、教職者の。先生がたが忙しいということは言われてるのはご存じのとおりですけど、このコロナで一層そうになってきた。そうすると、この30時間が本当に大変ということ。それから教師不足です。皆さんの大学も学校から、臨時の常勤の講師とか非常勤の講師とかを、求めるような問い合わせがいっぱいあると思います。だけど、なかなか応えられないですよ。産休、育休とかの代替教員もそろえていくっていうのも非常に難しくなってるのは事実なんです。退職した先生を雇用しようとするときに、またこれ30時間、受けなきゃいけない。あるいは、教員免許を持って民間企業等で働いてる方を、ちょっと教諭になってもらいたいといったときに、30時間が足かせになるとか、そういうことがはっきり言われてるわけです。質保証よりも、そっちのほうが勝っちゃってるって感じです。

さらに彼らが言うのは、効果がないということです。われわれはしかしアンケートを採ると、大体、評価いいわけです。そうでしょう。あれは違うんだと言うんです。あれはなぜかっていったら、試験前にやるからとか、あるいは、受けた後は役に立つと思ったけど、学校帰ったら役に立たなかったとか、そういう言い方してるんです。だからある意味、本当に駄目だという感じです。中には、受けたいのももちろんある、だけど人気があり過ぎて申し込めない。ぱっと開設したらすぐやらないと、取れないというわけです。そういう不満もあることはあるみたいです。人気講座が取れないということです。だから、大幅な改革になるのではないのでしょうか。

ただ、どうなっていくかは分かりません。オンラインを活用するということも、もちろん増えると思います。今年度もそうでしたけど、来年度は、皆さんのところもそうだと思います。

すが、オンラインによる更新講習というのは圧倒的に多くなると思います。そういう、先生にとっても受けやすいような利便性の向上を図るってことももちろんですけども、あるいは時間数を減らすとか、そういうこともあるかもしれないです。あるいは、受けなければいけない期間というのを、弾力化するとかです。2年じゃなくてもっと長くするとか、いろいろ考えられますけれど、抜本的に廃止だということもあり得るような勢いを感じます。

ただ、更新制は10年前に始まりましたけども、あのとき、何が言われてたかです。あのときもちろん、世の中は変わったわけです。環境が変わりましたから、その時とはまた違うんですけども、あのとき、言われたのは本質論が語られたわけです。教員免許は、信頼性が低いと言われてたわけです。大学に行けばはっきり言って、誰でも教員免許が取れるということ。そして、教員にならない人、いわゆるペーパーティーチャーもたくさんいる。それが、教員免許の信頼性の低下、ひいては、教員免許を持って学校で働いてる先生がたの社会的地位を低めているんだ。こういうことを言われたわけです。それじゃいけないっていうんで、更新をするんだ。いろんな議論ありました、不適格教員に対応するんだとか何とか、そんなことありましたけど。結局10年ごとに最新の知識を学んでもらうことで、先生がたがリニューアルしてもらって、先生の質と免許の質を確保する。それでもって、免許の社会的信用と先生がたの社会的地位を維持していくんだと。そういうことであつたと思うんです。それが、現実の厳しさ、働き方改革とか教師不足に、そここのところがかき消されてる印象です。

そういうことであるんだつたら、実現性は乏しいんですけども、C B T、いわゆるComputer Based Testingによる国家試験みたいなのを、やってもいいんじゃないかと思います。10年に一遍その試験を受けて、C B Tですから、別に決まった日じゃなくても受けられますんで。それを受けてもらって、それをパスしないと免許が失効するとか。そういうことがあってもいいんじゃないかと思いますが、これはこれで問題いっぱいありますんで、そう簡単にはいかないということです。

予定では、急がなきゃいけないんでしょうけども、拙速にやるわけにもいきませんので、今、教員養成部会で審議していますけれども、来年の2月ぐらいに、これまでのいろんなヒアリングしたまとめを出して。今度、中教審の任期が変わりますんで、次の期の教員養成部会に引き継ぐってことで、まだ調査段階であつて、皆さんのところにも調査が来るとは思いますけど、調査等をやつて、新たな制度設計をしていくことになると思います。もう少し、改革の方向が出るのは時間がかかるころかなと思います。

参考資料等

これが、今、出ようとしてる答申です。で、私が最近、いろんなインタビューで答えたと思うんです。こういうものも機会があれば、参考にしてください。

最後の『SYNAPSE』ですね。この『SYNAPSE』というのはご存じかどうか分かりませんが、これ、私、非常に興味深いと思ってるのは、教職課程の事務担当者がいろんな原稿を寄せられてんです。極めて珍しいし、非常に意義があることじゃないかと思います。ご存じのように、免許はめちゃくちゃ複雑です、教員免許ってのは。本当に、マニアックな世界って

いうか、スペシャリストの世界になってきてます。あれを運用して間違いなくやるだけじゃなくて、無駄なくやらなきゃいけないです、効率的にやらなきゃいけないんです。取らんでもいいものを取らさせるというのがあったらいけませんので、そういうことっていうのは本当に高い専門性みたいなのがいると思うんです。そういうのを出してますんで、非常に意味があるのかなと思います。そろそろ時間ですので、お話、これまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

課程認定申請大学からの事例報告

— 指摘事項を中心に —

根 来 実 穂

(大阪工業大学)

1. はじめに

第5期科学技術基本計画（2016年1月閣議決定）において、新たな社会である Society 5.0 の実現に向けた取組の推進が掲げられた。文部科学省においても、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展し、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 に向けた政策等が示されている。

本学では、このような時代背景を踏まえて、2018年度から情報科学部の改組の検討が行われ、情報科学技術を駆使してビッグデータから新しい価値を生み出せる人材を養成するため、2021年度にデータサイエンス学科を新設することが決定し、これに伴い、教職課程の中高数学と高校情報の課程認定申請を行うこととなった。

新設のデータサイエンス学科では、情報処理技術に加えて、数理統計に関連する基礎知識と問題解決能力を身に付けることで、新たな価値を創造できるデータサイエンスのプロフェッショナルを養成するという教育方針をベースにしている。従って、申請する免許教科、数学および情報の要素は、学科の専門科目そのものであるため、課程認定申請においては円滑に進むものとの認識で申請に臨んだ。

2. 本学の認定課程の概要（学部）

本学の教職課程の現状と申請状況は下記のとおりである。

学部・学科	2020年度	2021年度
工学部		
都市デザイン工学科 建築学科 機械工学科 電気電子システム工学科	中一種免(数学) 高一種免(数学)(工業)	中一種免(数学) 高一種免(数学)(工業)
電子情報システム工学科	中一種免(数学) 高一種免(数学)(工業)(情報)	中一種免(数学) 高一種免(数学)(工業)(情報)
応用化学科 環境工学科 生命工学科	中一種免(理科) 高一種免(理科)(工業)	中一種免(理科) 高一種免(理科)(工業)
ロボティクス&デザイン工学部		
ロボット工学科 システムデザイン工学科 空間デザイン学科	高一種免(工業)	高一種免(工業)
情報科学部		
データサイエンス学科(新設)	—	中一種免(数学) 高一種免(数学)(情報)
情報知能学科 情報システム学科 情報メディア学科 ネットワークデザイン学科	中一種免(数学) 高一種免(数学)(情報)	中一種免(数学) 高一種免(数学)(情報)
知的財産学部		
知的財産学科	—	—
収容定員(完成年度)	7,130	7,290

今回、情報科学部にデータサイエンス学科を新設し、中一種免(数学)および高一種免(数学)(情報)の課程認定申請を行った。

3. 課程認定申請の流れ

今回の申請にあたっては、全学教職課程委員会で審議決定し、大学の最高意思決定機関である大学・大学院運営会議で審議承認のうえ進められた。

実際の申請業務については、申請学部と連携しながら全学の教職課程を統括する教務課で行った。

- 2020/ 1/29 事前相談 1 回目 (対面)
- 2020/ 3/ 3 事前相談 2 回目 (対面)
- 2020/ 3/19 課程認定申請書提出 (郵送提出期限3/23)
- 2020/ 6/10 事務指摘 1 回目 (メール受信、対応回答期限6/23)
- 2020/ 7/ 8 事務指摘 2 回目 (メール受信、対応回答期限7/15)
- 2020/ 7/21 事務指摘 3 回目 (メール受信、対応回答期限8/7)
- 2020/ 7/29 事務指摘完了、抜刷り提出通知 (メール受信、提出期限8/7)
- 2020/10/21 委員会指摘 (課程認定審査意見伝達メール受信、対応回答期限10/30)
- 2020/11/13 二次審査用補正申請書提出 (メール提出期限11/16)
- 2020/11/20 二次審査指摘事項なし (メール受信)

以降記載分は、課題研究会発表後に通知

- 2021/ 2/10 2021年2月12日付で認定通知書を送付する旨、メール受信

4. 指摘事項と対応

【事前相談 1回目】

①様式第2号

- ・手引き記載のとおりとなっていない点において、指摘 ⇒指摘どおり修正
- ・科目名にⅠ・Ⅱで書き分けてある科目が、異なる科目区分にあるのは適当でないので、科目名を変更するかシラバスで含めるべき事項の内容を明確にすること
⇒シラバスの授業計画で含めるべき事項が明確になるよう書き分けを行った。

②様式第7号

- ・ア 課程の設置趣旨は、中一種免（数学）・高一種免（数学）・高一種免（情報）の課程毎に書き分けること
- ・ア 到達目標について、中高でほぼ同様の内容が書かれているので、課程毎に異なる内容となるべきであり、改めること
- ・ウ 具体的な履修カリキュラムは、全ての科目を記載するのではなく、履修モデルとなる科目を記載すること
また、履修モデルが体系的に編成されていることが分かりにくい。
⇒書き分けてはいたが、指摘により更に書き分けを行うこととした。具体的な履修カリキュラムの編成についても見直した。

③学則について

- ・学科等の教育課程において、段階的な編成が見て取れない（手引き P138）
- ・卒業要件において、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修するようにすること（手引き P140）
- ・学位プログラムと教職課程との相当関係が明確になるよう相当程度の科目を開設することが必要（手引き P142の図）
- ・「その他関連のある科目」は、課程毎の認定であるので「数学」と「情報」で重複使用は不可
⇒両教科において、卒業要件上相当数履修し相当関係が明確になるよう、「その他関連のある科目」を、情報と数学に振分けることとした。

④複数担当科目において、担当教員全てに当該授業に対する研究業績が必要か

- ・複数担当の場合、主担当教員と同じような業績は、求めないが「なし」では認められない

【事前相談 2回目】

①事前相談1回目に指摘のあった内容について確認

- ・様式7号ア課程の設置趣旨に記載する内容として、なぜこの学科にこの課程が必要かを

明確に記載すること ⇒再度、内容を見直すこととした。

- ・ 数学において、関連する科目を含めても卒業要件上、相当程度となっていない
加えて、学位プログラムと教職課程との相当関係が明確になっているか確認すること
⇒どのように履修しても教科専門の最低修得単位数が指導法を除いて20単位になるよう
検討することとした。
- ・ 「66条の6」、「その他関連のある科目」は到達目標に記載する対象の科目ではない
⇒当該科目の記載箇所を削除し、見直すこととした。

②シラバス

- ・ 1コマ100分授業であることを、授業計画に記載するよう指示あり
- ・ その他、クラス分けかつオムニバスなど複雑に授業回で変更する場合の具体的記載方法
について指示あり

③履歴書について（再課程認定において留意事項が付され、対応届により承認された科目に ついて教員審査の経歴として記載してよいか）

- ・ 過去の教員審査として記載することは不可であるが、「令和2年4月、特別活動・総合的
な学習の時間の指導法担当予定」と記載は可
また、教育研究業績書の職務上の実績に関する事項欄に「令和2年1月、総合的な学習
の時間の指導法の事後調査対応届（単独担当）の審査において、対応完了の審査結果を
受けた」旨、記載することは可

④その他の指摘

- ・ 「教育の基礎的理解に関する科目」が、当該学科の専門科目にあるが間違いないか。
また、「教育の基礎的理解に関する科目」は、様式第2号では全学共通開設となっている
が、専門学科に開設している科目は、全学科でどのように履修するのか。
学科の開設であれば、様式第2号を修正する必要がある。なお、その場合、再課程申請
書類も変更が必要になる。
⇒学則の記載方法について、共通開設や学部共通開設であることが分かるよう改め、学
科の専門科目において指摘された科目については、科目名称を変更し「教育の基礎的
理解に関する科目」とは別科目とし開設することとした。

【事務局指摘 1回目（75件）】

主な指摘、シラバス、研究業績、履歴書、様式第2号、学則について

<シラバス>

- 評価方法と授業計画との整合性、また、単位数に見合う授業時間が確保できているのか
(対応) ・ 評価方法と試験実施の有無等矛盾が生じないように修正
- ・ 小テストなど授業内試験の所要時間をそれぞれ記載し、単位数に見合う授業時
間確保できていることが分かるように修正

<研究業績>

足して10ページに満たない場合（手引き p 217の Q & A No.95）は業績の追加、また、申請する学校種の業績であることが明確になっていないや、授業科目との関連が明確になっていない

- （対応）・教員に確認し概要の修正と業績の追加で対応
- ・認定を受ける学校種の子供を対象とした研究業績が明確となるよう概要を修正

<履歴書>

職歴欄に就任予定を記載すること

- （対応）指摘のなかった教員含め、就任予定を追記

<様式第2号>

「66条の6の科目」と「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目と重複使用は不可。様式7号でも同様の指摘を受け、75件中4件の指摘がこれに関係するものであった。

- （対応）これに関しては、今までの認識を覆すものであったため、具体的な過去の解釈事例などを挙げ文科省へ「今までの解釈が変更になったのか」をメールで問い合わせを行い、今回の対応では保留とした。

<学則>

数学に関する専門的事項の科目とその関連科目は、卒業要件上相当程度履修することとなっているとは言えず、相当関係を満たすとは言えない。卒業要件上の履修の位置付けを見直すこと

- （対応）相当関係を満たせるよう卒業要件上の履修の位置づけを、選択科目から必修科目に2科目修正。加えて、専門科目の区分「数理科学」の選択科目から4単位以上修得することを卒業要件に追記した。

<その他>

様式第5号で、「近隣の高等学校とも連携し実習校を決定する」と記載があったことから、入学定員に必要な実習校の確保はできていたが、枚方キャンパス近隣の高校の承諾を追加とることとなった。

【事務局指摘 2回目（18件）】

主な指摘、研究業績（再指摘）について

<研究業績>

- ・担当授業科目に関連する研究業績を追加すること
- ・複数担当であっても、関連する研究業績が不足しているため、当該授業科目に関連する研究業績を追加すること

- ・認定を受けようとする学校種の子供を対象としていることが分かるよう概要を修正すること

(対応) 関連が明確になるよう概要を修正または追加し、追加業績がない場合は授業形態をオムニバスに変更し授業に関連する業績を有する教員を追加

<前回保留となっていた「教科に関する専門的科目」と

「66条の6」の科目のダブルカウントについて>

3度のメールのやり取りの末、最終的に過去の解釈事例に変更はなく、指摘の間違いであったと文科省よりメール連絡を受けた。

ホッとしたのと同時に、文科省も間違うことがあるのだと、親しみを感じた出来事であった。

【事務局指摘 3回目 (1件)】

<様式第5号>

枚方キャンパス近隣学校の教育実習受入れ承諾書の提出と併せて、様式に追記修正

(対応) 指摘どおり追記

【一次審査 委員会指摘 (2件)】

- ①ある教員の研究業績にかかる「出版社又は発行雑誌等の名称」欄の記載が正確でない
- ②教科指導法「数学」において、数学教育に関する業績を有する者をオムニバス担当とすること

(対応①) 教員に確認のうえ、正確に記載

(対応②) オムニバスにするよう指摘がありましたが、数学科教育法教員の研究業績書作成時に、A 4両面3枚という制限があったことから、削除した業績もあったため、教科教育法の教員に業績を確認しまして、一旦、業績の修正を行った。



数学教育に関する業績を有する者を追加しオムニバスとすることを求めているので、業績の修正により対応は不可 (文科省よりメール受信)

(再対応②) 数学科教育法の教員に数学教育の業績を有する教員をあたってもらい、引き受けていただいたオムニバス担当教員に、様式第4号の作成とシラバスやコアカリの変更有無を確認したうえで、教員を追加し様式第4号等の申請書類を提出

【二次審査 委員会指摘 (なし)】

二次審査が終了し、指摘事項はなし。また、認定書の送付は、全ての大学の審査が終了次第、答申を経て年度内に送付予定とのメール連絡を受けた。

5. 申請を振り返って

これまで、何度か課程認定申請を行ってきたが、国の施策により書類の追加・変更、チェックの視点など少しずつ変わるため、そのあたりの動向を早めに情報収集することが必要であると感じている。

また、本学は教職業務だけを担う部署はなく、教務課業務の1業務として教職運営、申請や変更届の業務を行っている。その中で、教職専門教員との連携は密に行っているが、教科専門の教員となるとなかなか難しい部分がある。

教職協働で業務を遂行するにあたって、直近で多く指摘されている事項や、作成上の要点を的確にまとめ伝えることで、多くの事務局指摘はもう少し減らすことが出来たのではないかと反省するところである。

なお、課程認定申請業務に関わらず、教職課程に関する課題は、どこの大学でも共通していることから、気軽に他大学の方に相談できる関係を平日頃より構築しておくことが大切だと考える。

最後に、今回の申請にあたりまして情報提供やご助言いただいた皆様に感謝申し上げます。

課程認定申請大学からの事例報告

— 指摘事項を中心に —

真野 千尋

(神戸学院大学)

1. はじめに

神戸学院大学 教務センター KAC教務グループの真野と申します。2018年4月に学校法人神戸学院大学に入職し、入職から現在まで教務センターに所属しています。入職時から教職課程を担当していますが、課程認定の申請業務に関わるのは今回が初めてです。再課程認定があったため、2019年度は変更届を出す必要もなく、文科省への書類提出業務自体の経験がありませんでした。

また、本学の教職教育センターの構成としては、教職課程専任の教員が4名と、事務職員が5名います。その内3名は学部担当を兼任しており、今回主に課程認定を担当したのは2名でした。

2. 今回の課程認定の経緯

総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科で、社会福祉士法施行規則、精神保健福祉士法施行規則等改正に係る社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しに伴い、2021年4月1日施行のカリキュラム改正が決定しました。この機会に、当学科に、新たに中一種（社会）と高一種（公民）の課程を設置したいという学部の意向により申請を行うことになりました。現在は高一（福祉）の課程のみが設置されておりますが、履修者数が少なく、各学年3名前後、0名の学年もあるという状況です。

社会福祉士の法改正の発表が遅れていたということもあって、2019年12月に申請することが決定されました。具体的なスケジュールは以下のとおりです。

時 期	内 容
2019.12	学内打合せ
2020.1	申請書類準備開始
2020.2	事前相談<2/5>
2020.3	申請書発送<3/19> 教職課程認定申請書受付通知<3/26>
2020.7	事務局指摘<3回 7/2、7/17、7/28> 抜刷提出依頼<7/31>
2020.8	審査資料提出依頼<8/3> 教職課程認定審査伝達<8/24>
2020.9~11	委員会指摘1次<4回 9/18、10/14、10/30、11/10> 審査用資料提出依頼<11/24>
2020.12	委員会指摘2次<12/11>

12月11日（金）に2次審査の結果が来ましたが、現在も対応中のため申請は終わっていないという状況です。

3. 事前相談について

福祉は問題なく通ったのですが、中一種（社会）と高一種（公民）については、相当関係を満たしているかどうかという点について、かなり準備をした上で事前相談に行きました。以下の4点相談しております。

1. 様式第7号アの記述では、一般的になじみが薄いと思われる「社会リハビリテーション」の概念が、むしろ社会や公民の課程と密接にかかわることの説明に注力したつもりであるが現状で必要十分か。

⇒現時点で問題だと思うところはない。

2. 教科に関する専門的事項の編成過程において、既存の高一種免（福祉）の課程との重複を避けた。その際、今回の申請を機にカリキュラムを見直し、既存の高一種免（福祉）に配置されている科目のうちの5科目を、変更届により、中一種免（社会）と高一種免（公民）に振り替えようとするが問題ないか。

⇒問題ない。ただし、変更届を提出した上で、既存課程の最低修得単位数や一般的包括的内容の充足に問題がないことは確認しておいて欲しい。

3. 2. が満たされていることを前提として、現案のカリキュラムであれば、中一種免（社会）と高一種免（公民）の申請に併せて、高一種免（福祉）の再課程認定申請を行う必要はないと判断してよいか。

⇒必要ない。変更届を出せば問題ない。

4. 以上に重大な問題がないことを前提として、学科単位の申請を行いたいが問題ないか。
⇒学則に規定されている単位で申請することになっているので、むしろ学科単位での申請が望ましい。

1回目の事前相談の段階では、提出した現在の内容で進めてよく、2回目の事前相談は不要との判断でした。

4. 事務局指摘について

7/2 事務局指摘（1回目）

（学則等）

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」1. ③において、認定を受けようとする学科等の専門科目として開設されている認定を受けようとする免許教科の教科に関する専門的事項に関する科目（関連する科目含む）が相当程度、履修することとなっていることが必要。これについては、14単位必修となっているが、これまでの審査の状況から、不十分との指摘の可能性がある。このため、卒業要件上の必修単位数を増やす必要がある。なお、1人の学生が中学（社会）高校（公民）と高校（福祉）の3つの免許の科目（関連科目を含む）について、卒業要件上、相当程度履修することまで求めているわけではない。⇒指摘のとおり、たしかに、専門科目のカリキュラムにおける必修単位が14単位というのは、相当関係に関する審査基準1. ③の点から不安がある、というご批判がありうると考えられる。

現在のカリキュラムであっても、コースが分かれたあと、選択科目が実質選択必修のようになるという点を明示して対応できないかということに。

●回答

本学では、以下2点のとおり、学生が実際に修得する当該免許状に関連する科目の単位数を、卒業要件上、結果として相当程度履修する方策をとることで、相当関係を満たすようにしている。

- (1) 様式第2号において示す「教科に関する専門的事項」の必修単位数を、学部の卒業要件科目により相当数満たす設計としている（社会で30単位、公民で28単位）。これらは、当然に卒業要件単位数である124単位（より具体的には、専門教育科目の90単位）に含まれる。
- (2) さらに、2年次後期より「社会福祉士コース」（福祉の取得を想定）と「生活福祉デザインコース」（社会と公民の取得を想定）にわかれることにより、「教科に関する専門的事項」の科目とその関連科目を相当数、無理なく修得できるカリキュラム編成としている。

7/17 事務局指摘（2回目）

（学則等）

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」1. ③は、認定を受けよ

うとする学科等の専門科目として開設されている認定を受けようとする免許教科の教科に関する専門的事項に関する科目（関連する科目を含む）について、卒業要件上の履修が相当程度確保されていることが必要ということ。前回の回答では、教科に関する専門的事項に関する科目を履修すれば卒業要件単位数に含まれるということにしか見えない。

コース分けするということではあるが、そのコースの中での卒業要件として、教科に関する専門的事項（関連科目を含む）について、卒業要件上の必修（選択必修）単位は14単位のままということであれば、これまでの審査会での状況を踏まえれば、卒業要件上の、必修（選択必修）の単位数を増やすことが必要と考えられる。このまま審査にかけるのか、再度、検討すること。

⇒前回の対応案では認められず、必修化が必要ということで、再度学部の先生方と打合せ。

次年度の学科のカリキュラムの中から必修化していい授業がないかを相談し、一先ず、2単位必修を増やして16単位必修の形にすることに。

選択科目についても、必然的に相当程度修得するようなカリキュラムであることを説明することで対応できないかということに。

●回答

ご指摘を受けて、「法学」（2単位）を卒業要件上の必修に追加した。なおこれに加えて、以下2点からも、相当関係は補強されると考えております。

①申請課程の科目の選択方法の枠組み（「必修」「選択」の別）について

- ・申請課程の科目の選択方法は、「必修」「選択」の2択になっています。
- ・他方、卒業要件は当然に「必修」科目だけでなく、「選択」科目から相当数の科目（最低38単位）を履修することによって達成されます。
- ・つまり、「選択」科目は、学生の履修行動の観点からは、実質的に「選択必修」科目であると考えられます。
- ・このとき、「選択」（「選択必修」）科目に含まれる「教科に関する専門的事項」の割合は、約3割であり、2年次以降のコース分けも考慮すると、同割合は4割弱となります
- ・これらに、必修単位として16単位が積みあがることとなります。

②教職課程を履修しない学生について

- ・①より、教職課程を履修しない学生についても、卒業要件上、「教科に関する専門的事項」を必然的に相当程度修得するカリキュラムになっています。

7/28 事務局指摘（3回目）

（学則等）

社会リハビリテーション学科の学生全体として、中学校（社会）・高校（公民）の必修単位が16単位となることは理解した。前回の回答に2年次以降のコース分けとあるが、そのコースを選択した場合の中学校（社会）・高校（公民）の教科に関する専門的事項に関する科目（関連科目を含む）の卒業要件上の必修、選択必修がどうなっているかを示す学内規程等を提出すること。併せて、高校（福祉）についても示すこと。

●回答

コース毎の専門科目一覧表提出。コースというのは履修規程には定めていないため、今回提出する資料は、履修要項に指し示す資料である。

社会リハビリテーション学科の卒業要件は、共通教育科目より10単位以上、専門教育科目より90単位以上、合計124単位以上です。共通教育科目には、中学校（社会）・高校（公民）の教科に関する専門的事項に関する科目（関連科目を含む）はない。専門教育科目の科目の選択方法は、「必修」「選択」の2択だが、「必修」に配置された科目が52単位のため、「選択」から、必然的に38単位以上の修得を要するため、実質的には「選択必修」を指す。

* 選択科目の単位数合計・・・「生活福祉デザインコース」の99単位を分母とし、

* 選択科目中の「教科に関する専門的事項（関連科目を含む）」の単位数合計・・・41単位を分子とすると、 $41\text{単位}/99\text{単位}=0.414\cdots$

となり、卒業要件中の専門教育科目の選択必修の約4割が教職課程に設置する科目といえる。これらに、必修単位として16単位が積みあがることとなります。

5. 意見伝達について

8/24 意見伝達

1. 卒業要件等において（学位プログラム上）、免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項」を含めた免許教科「社会」「公民」に関連する科目について、「専門教育科目」において相当程度履修するよう、履修規程等を見直すこと。（「相当性の基準」1. ③関係）
2. 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科における中学校教諭（社会）の教員養成の理念を改めて整理した上で、その理念を体現する核となる授業科目を明らかにすること。なお、必要に応じて概論的な科目の充実を検討すること。（「相当性の基準」1. ①関係）

⇒事務局指摘から更に単位数増の要請が入る。別担当者が文科省に問い合わせ、何単位必修が必要かを確認したところ20単位は欲しいという回答があった。以下、併せて確認した事項。

- ・「共通教育科目」ではだめか？→「専門教育科目」である必要がある
- ・「選択必修科目」を増やすのではだめか？→「必修科目」である必要がある
- ・問題になっているのは配置されている科目の内容か単位数か？→その両方
- ・現在「選択必修科目」に置いている科目を「必修科目」にもってきていいか？→問題ない

●回答

1. について：

学位プログラムの卒業要件において、「社会福祉調査論」「地域福祉論Ⅱ」（いずれも2単位、計4単位）を、選択科目から必修科目に変更します。

2. について：

様式第7号アについて、下記下線部のように変更することで、中学校教諭（社会）の教員養成の理念において、核となる授業科目（「法学」「社会学」）を明らかにします。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨

「法律学、政治学」「社会学、経済学」に配置する一般的包括的内容を含む科目は、社会福祉専門分野の基幹的科目（法学）や、全学生の専門入門分野として履修が義務づけられている必修科目（社会学）でもある。



「法律学、政治学」「社会学、経済学」に配置する一般的包括的内容を含む科目は、社会リハビリテーション概念の基幹とされる法学や社会学でもあることから、同時に学位プログラムにおいても必修としている。

6. 委員会指摘1次について（一部抜粋して紹介）

（教員組織）

1. B教員の授業科目「教育方法論」について、一般的な教育方法や教育方法学の理論に関する業績が一般的に判然としないため、業績を追加すること。（追加する業績は10年以上前でも構わない。）

⇒学術論文2件追加

委員会指摘で求めているのは、「一般的な教育方法や教育方法学の理論に関する業績」である。記載された業績と委員会指摘が求める業績との関連が判然としないため、明確化すること。

⇒著書2件を追加し、概要欄の書き分けで対応

修正された業績を確認したが、なお「一般的な教育方法や教育方法学の理論に関する業績」として判然とせず、再度指摘を受ける可能性が高い。10年以上前の業績も含め、再度その他の業績がないか確認すること。

⇒著書1件、学術論文1件を追加し、概要欄の書き分けで対応 完了

2. C教員の授業科目「総合的な学習の時間・特別活動の指導法」について、「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別活動の指導法」の両方に関する業績が確認できないため、業績を有する教員に変更すること。

⇒C教員からB教員に担当者変更

関連する業績が判然としないように見えるため、再度指摘を受ける可能性が高い。「総合的な学習の時間の指導法」について他に追加する業績がないか再度確認すること。

⇒著書1件、学術論文2件を追加

委員会指摘で求めているのは「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別活動の指導法」の両方に関する業績を有する教員への変更である。記載された業績と委員会指摘が求め

る業績との関連が判然としないため、明確化すること。

⇒著書1件を追加し、概要欄の書き分けを行って対応 完了

3. D教員の授業科目「生徒・進路指導論」について、児童・生徒に対する「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」に関連する業績が全般的に判然としないため、業績を有する教員とオムニバス又は複数担当とすること。

⇒B教員を追加し、2名での複数担当とした

追加したB教員について、「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」に関連する業績が判然としないように見えるため、再度指摘を受ける可能性が高い。「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」について他に追加する業績がないか再度確認すること。

⇒著書1件、学術論文2件を追加し、「生徒・進路指導論（複数）」の内容を含むことが明示的になるよう、概要欄の下線を追加

委員会指摘で求めているのは「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」に関連する業績を有する教員とのオムニバス又は複数担当への変更である。記載された業績と「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」との関連が判然としないため、明確化すること。

⇒著書1件を追加し、概要欄の書き分けを行った 完了

(教育課程)

1. 授業科目「社会科・地理歴史科教育法」について、教職課程コアカリキュラムに定める「(1) 当該教科の目標及び内容」の各到達目標に関する内容を、授業計画において充実させること。

⇒授業科目「社会科・地理歴史科教育法」のシラバスを修正し、第2回～第7回、第10回に教職課程コアカリキュラムに定める「(1) 当該教科の目標及び内容」の各到達目標に関する内容を追記

指摘は、全15回における授業計画において、教職課程コアカリキュラムに定める「(1) 当該教科の目標及び内容」の各到達目標に関する内容の充実を求めるものであり、今回の対応では指摘に答えていない。授業計画の構成も含め見直すこと。

⇒授業科目「社会科・地理歴史科教育法」のシラバスを修正し、第1回～第10回に各到達目標に関する内容を追記

前回の指摘は、全30回の授業回において、教職課程コアカリキュラムに定める「(1) 当該教科の目標及び内容」の各到達目標に関する内容を扱う授業回の増加を求めるものであり、各回の授業回の詳述を求めるものではない。現在の5回目以降が学習指導案の作成や模擬授業演習になっている授業計画の構成を見直し、委員会指摘において求める内容を充実させること。

⇒授業科目「社会科・地理歴史科教育法」のシラバスの授業計画を見直し、第5回～第29回が各到達目標に関する内容を扱うものになるよう修正した。これに伴い、教職課程コアカリキュラム対応表（各教科の指導法 社会【中学校】）における「社会科・地

7. 委員会指摘2次について

(教員組織)

1. 担当授業科目「生徒・進路指導論」に関し、追加されたB教員の業績は、生徒指導・進路指導に関する業績が判然とせず、指摘をみたせていないため、担当不可。教員を変更すること。
⇒1次審査の途中で「了」となっていたが、再度委員会より指摘が入った。担当教員を変更し対応中

8. まとめ

事前相談の段階では、特にカリキュラムへの指摘がなかったが、7月以降に立て続けに指摘が来たため学科と調整し、必修を6単位増やすというカリキュラムに変更することになった。

福祉系の学部学科で『中一種社会』『高一種公民』を申請する場合、免許教科「社会」「公民」に関連する科目を相当程度開設すること（相当性の基準1. ②③関係）や、各教科の教員養成の理念を体現する核となる授業科目を明確化すること（「相当性の基準」1. ①関係）が必要である。

●所感

初めて担当し、どこまですれば通るのかという明確な基準がないことに戸惑いました。委員会からの指摘にどのくらいの返し方をするものなのかが分からず、学内の事情や担当教員の負担を考えると、明確な数字が示されない点には難しさを感じました。

業績の指摘が何度も繰り返してしまい、先生方にはかなりご迷惑をおかけしました。各科目に含めることが必要な事項について、最初からもっとよく勉強しておくべきだったと思います。関連しそうな書籍があったら、それに目を通すことでもかなりやりやすくなるので、これから初めて担当されるという方は事前に勉強しておくに進めやすいのではないかと思います。担当いただく先生方の書籍はできるだけたくさん図書館で借りたり探して読んでおくとよいかと思います。

課程認定大学からの事例報告

— 指摘事項を中心に —

村上 諭 司

(桃山学院教育大学)

1. 桃山学院教育大学の紹介

桃山学院教育大学は、2018年4月に設置者がプール学院より桃山学院に変更され、桃山学院教育大学として開学されました。2020年4月には、教育学部教育学科の名称を人間教育学部人間教育学科に変更し、教える知識やスキルだけではなくそれを使う者自身の人間力を磨く教育を目指しています。さらに、2021年4月より入学定員が175名から95名増の270名となり、3コースから3課程5コースの編成となります。2020年度現在の学生数は、655名の小規模な大学です。

2. 今回の課程認定申請の概要

2020年度現在、本学の幼児保育コース、小学校教育コース、健康・スポーツ教育コースで取得可能な免許は以下のとおりです。

コース	取得可能な教員免許状
幼児保育コース	幼稚園教諭一種
小学校教育コース	幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）
健康・スポーツ教育コース	中学校教諭一種（保健体育）、高等学校教諭一種（保健体育）、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）

今回の申請では、小学校教育課程に国語教育コース、英語教育コースを設置し、それぞれのコースで中一種免許（国語、英語）、高一種免許（国語、英語）の取得が可能となりました。その結果、取得可能免許は以下のとおりとなります。

課程・コース		取得可能な教員免許
幼児教育課程		幼稚園教諭一種
小学校教育課程	小学校教育コース	幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）
	国語教育コース	小学校教諭一種、中学校教諭一種（国語）、高等学校教諭一種（国語）、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）
	英語教育コース	小学校教諭一種、中学校教諭一種（英語）、高等学校教諭一種（英語）、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）
健康・スポーツ教育課程 【スポーツ科学コース、 学校保健コース共通】		小学校教諭一種、中学校教諭一種（保健体育）、高等学校教諭一種（保健体育）、特別支援学校教諭一種（知・肢・病）

3. 課程認定申請のスケジュール

課程認定申請のスケジュールは、以下のとおりです。本学では、設置者変更手続きの時期から、定員増を計画しており、この時期から学部改組や新たな教職課程の設置等の議論を進めてきました。今回の中高（国語）、中高（英語）の課程申請を行う方針となったのは、2019年度からです。

今回の申請では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、手続き方法が変更となり、スケジュールの延期、申請書の提出が対面からメールや郵送となったことや書類の作成にAcrobat等のソフトが必要となるといった影響がありました。

【2020年】

1月9日	事前相談
1月28日	事前相談指摘事項への回答
3月13日	課程認定申請書提出
6月9日	事務局指摘（1回目）→6月22日・23日回答 ※回答締切6月23日
6月25日	事務局指摘（2回目）→7月1日・2日回答 ※回答締切7月2日
7月29日	抜刷等の提出依頼→8月4日提出 ※締切8月7日
9月10日	抜刷等の再提出依頼→9月11日提出 ※締切9月14日
11月30日	課程認定委員会による第一次審査結果連絡（メール）

4. それぞれの作業および指摘事項と対応について

【2020/1/9：事前相談】

2020年の1月9日に文科省に出向き、以下の3点について相談しました。

<様式2号>

- ▶ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の同一学科内での共通開設について
⇒特に問題なし。
- ▶ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の科目配置、科目名称及び必修科目・選択科目の単位数について ⇒特に問題なし。

<その他>

- ▶ 2020年度より学部学科名称変更を行う場合の、学部学科名称の記載方法について
⇒変更後の内容を記載する事で問題なし。

その他については、文言の修正等が主でしたが、人間教育学科全ての課程、コースで、幼稚園免許または小学校免許を取得可能とし、中高免許のみを取得するという内容は不可であることや、「国語教育に関する科目」の科目数が少ないこと、国語・英語教育コース共に必修もしくは選択必修科目が少ないため、相当数になるように増やすこと、健康・スポーツ教育課程でも小学校免許の取得が可能な教育課程とすることといった指摘事項がありました。

【1/28：事前相談指摘事項への回答】

事前相談の際に指摘があった事項については、1月28日にメールにて回答しました。主な内容は、以下のとおりです。

<様式第2号>

◆指摘内容

- ▶ 高一種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」について、「書道」が含まれているが教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目には当たらないため削除すること。
⇒当該免許種の科目から削除。
- ▶ 表の罫線、単位数欄の下線、事項の並び順について不備があるため該当箇所を修正すること。 ⇒指摘内容に基づき、当該様式の内容を修正。

<様式第7号ア>

◆指摘内容

- ▶ 文章の構成について、主語と述語が明確でない箇所が複数ある。主語・述語の関係が明確になるよう修正すること。
- ▶ 「認定を受けようとする課程の設置趣旨」について、中学校と高等学校を分けて記載すること。
- ▶ 人間教育学科では既に幼一種免、小一種免の課程認定を受けているため、いずれのコースにおいても幼一種免または小一種免の取得を前提としていることが分かるよう記載す

ること。

- ▶ 教職課程に関係しない内容及び教職課程に含まれない科目に関する内容は本様式には記載しないこと。 ⇒当該様式の内容を修正。

◆対応についての再指摘

- ▶ 文意がなお不明瞭な部分がある。
- ▶ 書類の綴り順が違う。免許種ごとに（１）と（２）を交互に綴じること。
⇒課程認定申請書を修正。

<履修規程>

◆指摘内容

- ▶ 国語教育コースの専門科目「国語教育に関する科目」の科目数が少ない。相当数となるよう科目を追加すること。
⇒専門科目「国語教育に関する科目」に5科目10単位を追加し、25科目50単位とした。
- ▶ 国語教育コースの専門科目「国語教育に関する科目」について、必修または選択必修科目が少ない。必修科目が相当数になるよう卒業要件で定めること。
⇒国語教育コースの卒業要件について、専門科目「国語教育に関する科目」の必修単位数を必修18単位、選択必修2単位、合計20単位となるよう定めた。
- ▶ 英語教育コースの専門科目「英語教育に関する科目」について、必修または選択必修科目が少ない。必修科目が相当数になるよう卒業要件で定めること。
⇒英語教育コースの卒業要件について、専門科目「英語教育に関する科目」の必修単位数を必修13単位、選択必修7単位、合計20単位となるよう定めた。

対応結果として、「事務的にはこれで差し支えないと思います。」とのことでした。

【3/13：課程認定申請書提出】

3月13日付で郵送にて書類を提出し、3月16日に受付完了のメールの返信があった。課程申請の提出については、これで完了。

【6/9：事務局指摘（1回目）】 ※回答期日：6/23

1回目の事務局指摘が6月9日にあり、回答期日は6月23日とのことでした。

指摘事項は、18項目で、6月22日にメールにて回答しました。（一部内容の修正、ページ番号記載漏れのため、6月23日に再提出）。主な対応は以下のとおりです。

<事務局で対応可能な指摘>

- ▶ 第2号（概要）教職コアカリ、第3号、第5号の表記漏れ、シラバスのテキスト欄の学習指導要領の記載方法の修正。
- ▶ 第4号（履歴書）の就任予定の記載漏れ、第4号（業績書）の記載方法の修正、学則の科目の着色についての追加。

<課程のチーフ、教務部長学長、執行部との協議が必要な指摘>

- ▶業績について科目との関連が判然としないことによる担当者の変更。
- ▶担当者をオムニバスから単独に変更。
- ▶履修規程の変更

国語教育コース、英語教育コース共に教科に関する専門的事項に関する授業科目が卒業要件として少ない（科目の専門性が担保されていない）。

⇒選択必修科目を必修とする。

- ▶教員養成を主たる目的とする学科等にもかかわらず、小学校の免許に関連する科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっているように見える。教員養成を主たる目的とする学科等としてふさわしいものとなるよう、必要であれば再度見直すこと。

⇒「初等国語」等5科目10単位を選択必修から必修科目とする。

<その他>

- ▶既存の健康・スポーツ教育課程についても、教員養成を主たる目的とする学科等の要件に影響がないか確認することの指摘があった。

⇒前回、指示通りに認可されている。カリキュラムは変更していない。これまで以上に履修指導等を徹底し、卒業要件における免許状取得や科目の位置づけを明確にする。

対応としては、項目自体も18項目と少なく、表記漏れ等ですぐに対応できるものが主であり、担当者の変更や業績不足についての対応もあったが、件数は少なく早急に対応できました。履修規程に関わる指摘については、事前相談でも指摘のあった内容でもあり、引き続きの指摘でした。

【6/25：事務局指摘（2回目）】 ※回答期日：7/2

2回目の事務局指摘が6月25日にあり、回答期日は7月2日とのことでした。

指摘事項は、3項目で、7月1日にメールにて回答しました（一部内容の修正のため、7月2日に再提出）。主たる内容は以下のとおりです。

<様式第4号>

- ▶前回変更した教員の履歴書、業績書、承諾書の日付の修正。

<履修規程>

- ▶前回追加した国語教育コースの必修科目にした科目が、教養科目の位置づけであるため、新たに専門的事項の科目を選択必修科目から、必修科目へ変更。前回追加した科目についてもそのまま必修科目とする。
- ▶前回の指摘である教員養成を主たる目的とする学科等にもかかわらず、小学校の免許に関連する科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっているように見える。教員養成を主たる目的とする学科等としてふさわしいものとなるよう、必要であれば再度見直すことを受けて、5科目10単位を必修としたが、少ないと指摘される

可能性があるとの事であったため、「国語科教育法」等の5科目10単位についても必修科目とした。履修規程の卒業必修単位数は国語教育コース、英語教育コースの専門科目はすべて必修とした。(10教科20単位を必修とする)。

【7/29：抜刷等の提出依頼】 ※締切：8月7日

7月29日に抜刷等の提出依頼のメールが届き、抜刷資料を作成のうえ、ファイル転送システムにて8月4日に提出しました。

【9/10：抜刷等の再提出依頼】 ※締切：9月14日

9月10日に抜刷等の再提出依頼がメールにて届き、修正のうえ、9月11日に提出しました。指摘事項は以下のとおりです。

- ▶ Aセットの「シラバス」について、「道徳教育指導法」が2回登場。「大学が独自に設定する科目のみでよいため「教育の基礎的理解に関する科目等」の方は削除する。合わせてシラバスに以下を追加し作成。

⇒「教員の免許状取得のための必修科目（中学校）選択科目（高等学校）」「科目」欄を「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（中学校 国語、英語）大学が独自に設定する科目（高等学校 国語、英語）」に修正。

【11/30：課程認定委員会による第一次審査結果連絡】

一次審査について指摘はなく、11月30日に第一次審査結果についてメールにて連絡がありました。認定書の到着を待ち、申請書の差替えの準備を行う予定です。

5. まとめ

事務局指摘については、20個程度であり、委員会指摘もなく終了しました。迅速かつ的確に対応できた要因としては、関係教職員とのコミュニケーションがうまく取れる組織体制であったことが挙げられます。今後も、この体制のもと、精進していきたいと思えます。

今回の課程申請をとおして、注意すべき点としては、対面での対応が無くなり、メールや郵送での対応となり、PDFに変換、加工する作業が増えたため、「Adobe Acrobat」等のソフトが必要となることや、事前相談の時点での的確な問い合わせや早い段階での対応の必要性、関係教職員との連携、期日までの早急な対応、書類等について二重三重の確認体制の構築等が挙げられます。また、今回の指摘から読み取れる内容として、「教員養成を主たる目的とする学科等として・・・」という部分について、明確に小学校免許を取得できるようにすべきである事が判明した点です。他にも、教科に関する専門的事項に関する授業科目を一定科目数、卒業要件とする必要がある事（相当関係についての指摘）です。明確な単位数は不明確ではありますが、これらの点については注意が必要です。カリキュラムに大きな影響を及ぼす内容であるため、学内への周知徹底（学生への科目の履修指導等）が今後の課題であ

り重要事項の一つです。もちろん、課程認定申請は始まりと認識し、今後の運営に支障がないようにする事も重要です。

最後になりますが、このような機会を与えていただいたことに感謝するとともに、ご協力いただきました関係者の皆様に御礼申し上げます。

質疑応答の記録

松 宮 慎 治

(神戸学院大学)

<p>日 時：2020年12月23日（水） 14時00分～17時00分</p> <p>場 所：オンライン（Zoom）</p> <p>テーマ：教職課程の新たな基準及び教職課程に係る事例報告</p> <p>司 会：野田 浩二（大阪成蹊大学）・多畑 寿城（神戸女子大学）</p> <p>記 録：松宮 慎治（神戸学院大学）</p>
--

野田：第1部、第2部がこれで終了いたしました。第1部の加治佐先生と第2部でご発表いただきました3名の皆さま、Zoom上でこの研修会にご参加いただいている方に対して、質問のある方にまず質問を投げ掛けていただこうというふうに考えております。質問の方法について、Zoomの挙手に当たるマーク、それをクリックしていただくか、もしくはチャットで質問がある旨、書き込んでいただくと。内容を書き込んでいただく必要はございませんので、質問がありますということでチャットのほうでお知らせいただくか、挙手かのいずれかという形で、認識させていただきたいというふうに思っております。時間の関係もございませので、全ての皆さまにご発言いただくことができないかもしれませんが、できるだけたくさんの方にご質問いただければと考えますので、ご質問のある方、お一人1問のみということで、複数のご質問はお避けいただきたいというふうに思います。それでは皆さま、よろしくお願いたします。

質問者A：本日はありがとうございます。事例報告のほうで、根来さんと村上さんに共通の質問があります。専門科目の単位数を増やすようにという指摘がなされたかと思いますが、それは教科に関する専門的事項でしたか。というのは、本学は課程認定のプロセスにおいて、いわゆる関連科目、教科に関する専門的事項科目でもない、外枠の専門科目のカリキュラムの必修科目を、増やすようにという意見伝達が課程認定委員会から参りました。卒業要件に関わるような単位を増やしなさいという指摘が、教職課程の枠の中だけに留まったか、それとも外にまで及んだかということをお教えしてもらいたいと思います。以上です。

根来：大阪工業大学です。教職を履修しない学生であっても、教職課程に関係する科目を相当程度履修するようにという指摘でしたので、教職課程の科目で検討しましたが、それだけ

ではOKが出ず、教科に関する専門的事項の科目の履修要件を変更したり、その他関連する科目を不足する教科に変更したりして、数学と情報どちらの教科においても20単位程度、卒業要件上履修するよう設定しました。でないと、OKが出なかったような状況です。以上です。

村上：桃山学院教育大学の村上です。本学は教育学部という事で、少し状況が異なります。学生は、免許取得が卒業要件とはなっておりませんが、教員免許取得を目指しており、学部全体が、教職課程という感じです。今回の課程申請に関わる国語教育コース、英語教育コースに所属する学生は、卒業要件に関わる必修科目として、教科に関する専門的事項である国語や英語に関わる科目を取得します。

野田：ありがとうございました。今のお答えでよろしいですか。

質問者A：ありがとうございます。今、教育学部ということをおっしゃっていただいたわけですが、目的養成でない開放制の一般大学にとって、教職課程や教科の専門的事項の外側のカリキュラムに関して、必修を増やしてくれと課程認定委員会の段階で言われるのは、結構、厳しいものがあつたので。これは相当性の話で、加治佐先生のお話にもつながるのですが、相当性を担保しようとする事、ハードルを下げて免許状を取りやすくしようということは、制度的には葛藤すると思いますので、そこが気になって質問しました。以上です。

野田：ありがとうございました。それではZoomでご参加いただいている方々、もしくは会場にいらっしゃる先生方、引き続きご質問等ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

質問者B：加治佐先生にご質問をさせていただきたいのですが、中学校の一種免許状取得というのは、私も兵庫県の過疎地の町で中学校の統廃合のことに関わっていて、大変、悩ましい問題だと思っています。現実には理科系と文科系の免許を同時に取るというのは無理だと思うので、恐らく関連する教科の科目の複数免許の取得が当然期待される、そういう意味で理解させてもらっていいのでしょうか。

加治佐：おっしゃるように、専門分野からいうとそういうことになります。ニーズは、数学とか国語とかいわゆる主要教科と、免許状を持っている人が少ない教科、採用数の少ない教科、あるいは実技、技能系の教科です。そういう免許状の取り方が一番求められるのだと思いますね。ですから、その方向が一番ニーズに合うということだと思います。ただ、中高の段階で教科の複数免許を取る、取ったほうが良いということはもちろん言われてはいますが、その前に免許外教科担当教員がいますよね。それを少なくするという議論を有識者会議や文科省でやったこともあるのですが、そのときもいろいろ話題になりましたけれども、今のと

ころ、まだ具体の制度措置まで踏み込んでいってないのではないですかね。

質問者B：免許外の問題というのは確かに過疎地の中学校では大変、切実な問題です。非常勤が複数の学校を回っているにしても、なかなか手が足りないという。どうしてもそれをせざるを得ないのですが、現実問題としてどんどん駄目という形になっている。保護者からもいろいろ議論があるところなのですけれども。ただ、例えば、技術と数学とかだったら毎年、なりてがあるのですけれども、全く極端なこと言うと、美術と理科は大変だし、その辺がどういうふうに今後、進んでいくのか大変、気になりましたので質問させていただきました。

野田：ありがとうございます。他、ご質問等ございましたら、挙手等いただければと思いますが、いかがでしょうか。すいません、私、大阪成蹊大学、野田のほうから、加治佐先生に一つ、ご質問させていただきたいと思います。ご発表いただきました中で、教職課程に関する自己点検評価の義務化のところ、触れられたと思います。この評価の組織ですが、現状の評価の基準の一つとしてやるようなこともあるのではないかなという気がしているのですが、そういった際に評価委員の選任というのが結構、難しくなってくるのかなと。先生方の委員というところと、事務局の人間、要は、事務方評価委員というのもこれから必要になってくるのかなというふうに思うのですが、現状の議論の中でそういったものが取り扱われているのか、あるいは先生のお考えとして、どういうふうに選任をしていけばいいのかということで、もしお考えございましたら、お聞かせいただければと思います。よろしく願います。

加治佐：今、おっしゃっているのは、それは自己評価ですかね、あるいは第三者評価。

野田：第三者評価です。

加治佐：今回いわれているのは自己評価を義務化することですね。より望ましいのは、これまでもいわれてきたことですが、自己評価をもとにした第三者評価ですよ。それがあるとよりいいと。だから大学基準協会とか、ああいうところも非常に興味持っておられる。その際、第三者評価を構成する委員っていうのは、おのずと専門家になって、かつピアレビューみたいなのが一番望ましいのではないかと思います。いろんな大学の先生が入って、その人々が書類審査や実地調査を行うとか、そういう審査が望ましいのかなと思いますね。

野田：ありがとうございます。

多畑：神戸女子大の多畑です。加治佐先生、大学間の共同設置のところなのですが、一法人複数大学の制度での共同設置を検討されているということで、例えば、神戸女子大学は学校

の中で大学と、それから神戸女子短期大学と持っているのですけれども、大学と短期大学間でのそういう教職課程の共同設置というものもあり得るのかどうか、というあたりについて、お分かりになりましたらお願いします。

加治佐：そういうことは全然、議論されてないですね。つまり、きょうも学位プログラムのことが話として多く出て参りましたけれども、短期大学と四年制大学では学位が違いますので、もともとの性格が違うのだということになりますよね。学位プログラムがあって教職課程ってということになりますので、二種の課程は想定されていないというふうに考えるべきだと思いますね。全てきょう、述べたことは一種が想定内だということだと思います¹。

野田：ありがとうございます。それでは他にご質問等、ございませんでしょうか。

野田：今のところのご質問がないようです。本日、せっかく加治佐先生にお越しいただいておりますので、こういった会をご経験されたということも含めまして、全体の感想等、いただけましたらと思います。先生、よろしくお願いします。

加治佐：今日、三つの大学の事例を聞かせていただいて、大変勉強になりました。また、切実な雰囲気も感じました。私もこの教職課程の認定というのは、もちろん事務としてではないのですけれどもやってきておりますし、そういう話はずっと聞いてきておりますので、非常にリアリティーを持って受け止めました。ただ、細かいところが大変ですねというのがまず、感想ですね。本当にそうですね。今の立場からしても、一番、何が問題になるかという、今日も差し替え、あるいはオムニバスに変えるというお話がありましたが、その教員が資格認定を通らない。あるいは途中で変えられるという、これはきついですね。恐らく学部学科等を新しく作られるときは新たに採用をされると思いますが、それが通らないのでは、はっきり言って腹立たしいですよ。あるいは人選が間違っていたということで、経営の失敗だと思いますけれど。国立も私学も同じで、長く働いていらっしゃる方が、新しい学科を作り、そこに新しい免許の課程を設置したいというときに通らない。これは大変ですよ。それでやりくりしなきゃいけないということもあるので、これ以上、なかなか言いにくい。それは良くないですね。日頃から皆さんがいろいろ教員に激励しないかんのじゃないかという気がします。だから、そういう意味では、厳しい指摘を教員にしてもいいと思いますよ。それは今の立場からしても、本当に思いますね。

それから最後の桃山学院教育大学さんは、教育学部ですよ。他の事例で、事務局の相談

1 こちらの回答については、2020/12/25に阪神教協事務局経由で訂正が行われた。具体的には以下のとおり。「同一法人内の大学と短大間であっても8割を上限に自らが開設する授業科目とみなして共同設置を可能とする方向で制度設計を検討している。但し教員の共通化はできない可能性も含めて検討されている。各大学の今後のご対応は、確定された制度設計に基づいてください。大学経営に係る大切な事項です。訂正してお詫びいたします。」

の段階でほぼクリアされて課程認定委員会に諮られたが、必ずしもうまくいかなかったというのも伺って、大変だなと思っておりましたが。

村上：はい。

加治佐：（教育学部は）通りやすいのですかね。そういうことでもない、そうですか。慣れているような感じがしますよね、新設の大学ですけれども、そんな感じがしました。何を言いたいかといいますと、結局、大学の中で専門的な人材を育成することが必要なのではないかということです。教員だけじゃなくて、教職課程を担当する事務職員の方の専門性、これ、必要だと思います。本学もそうですね免許に通じるっていうのはかなりの高いスペシャリティーというか、能力だと思います。かなり複雑ですよ。非常に複雑なので、これはまた文科省と交渉して云々になると、もっと高い力量がいるのだと思います。だから、そういうのを養成するということをしていかないと、今日、私が話しました、また変わるわけですよ。学科間での共通とか、あるいは大学間での共通って当然、出てきますよね。もっとある意味、複雑になるわけです。そういうところに通じるような人材っていうのを計画的、継続的に育成するということが必須になってくるのではないかと思います。だから、事務組織の中で教職課程担当は一種の専門的なブロックだとか、そういう位置付けをしないと、なかなかこれからやっていくのが難しいのかなとは思いますがね。そういう意味ではこういう研究会をされて、お互いの技量を高めていくっていうのは大変、意味があることかなというふうに思った次第です。

実は文部科学省のほうも大変だと思いますよ。この教育人材政策課の中にそういう担当者何十人もいます。だから、彼ら、彼女らが一生懸命勉強しますが、大抵変わりますからね。だから、向こうもまた勉強し直さなきゃいけないっていうことで大変なので、それでいろいろ間違いもあったということですよ。だから、そこをお互いに指摘することによって、お互い高まっていくっていうこともありますので、また文科省に対してもいろんな指摘しているのではないのでしょうか。うちの担当者も、文科省が間違っていると言ったことはあります。そこを言ったら、向こうもちゃんと間違いを認めて云々という展開になりますので、お互いにそういう交流ができるといいのかなと思いますね。

感想めいたことですが、以上のようなことを思いました。ぜひこういう機会を通じて、専門性を高めていただけて。もう一つ、教職協働と言葉もありましたが、教員と協力してやらない限り、絶対これ、成り立たないわけですから。それをやっていただければ、結局は各大学、そして日本全体の教員養成の改善や向上につながりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。教員養成がなくなることは絶対にありません。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

野田：加治佐先生、どうもありがとうございました。12月の課題研究会は、主に事務職員がメインになって企画する会でございます、その内容にふさわしい、ご示唆に富んだお話を

たくさんいただけたのではないかなというふうに思っております。きょうはベテランの方から新人の方まで、いろんな方にご登壇いただきまして、ご経験をお話しいただきましたけれども、どんなご経験をもってしても、課程認定申請というのは非常に毎回、困難な課題を突き付けられるようなものでございますので、ここにお集まり、あるいは Zoom でご参画の皆さまがたの横のつながりというものを大事にしながら、われわれ、阪神教協に属しておりますので、阪神教協が底上げして、これから教職課程に当たっていけるように、協力していきたいというふうに考えております。本日、本来であれば、皆さまとお顔を合わせて開催をしたかったところではございますけれども、係る事情によりまして、このたびは Zoom の開催というふうにさせていただきましたが、来年、何とか皆さんと一堂に会すことができ、この会を盛り上げていくことができればというふうに切に願っております。このたび、お忙しい中、こちら、神戸女子大学までお越しいただきました、まず、加治佐先生、どうもありがとうございました。

加治佐：ありがとうございました。

野田：ご発表いただきました根来さん、真野さん、村上さん、年末の忙しいときにいろんな準備もあったかと思えます。どうもありがとうございました。最後にちょっとだけご案内ですけれども、加治佐先生のお話の中で『SYNAPSE』のお話が出たかと思えますが、この『SYNAPSE』、2月号に、本学の会場で司会されています多畑さんと、先ほどご登壇いただきました大工大の根来さん、写真入りでご登場されますので、ぜひ皆さん、手に取って、ご一読いただけたらというふうに思います。それでは、本日はどうもありがとうございました。

【活動報告】

2020年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告

教職課程事務検討委員会 委員長 木 谷 法 子
(大阪体育大学)

教職課程事務検討委員会 委員 松 宮 慎 治
(神戸学院大学)

阪神教協では、2016年度より教員免許事務セミナーを取りまとめていた委員を「教職課程事務検討委員会」として正式に組織化し、加盟大学における教職課程事務を円滑に推進することを目的に各種活動の企画・運営を行っています。

ここでは2020年度に実施した「教職課程事務検討委員会」と、委員会で企画内容を検討し実施した「教員免許事務セミナー」・「第2回課題研究会」、加盟大学のみなさまに回答いただいたアンケート結果から作成する「教職課程に関するデータベース」の4つの取り組みについて報告します。

1. 教職課程事務検討委員会

教員免許事務セミナーや第2回課題研究会の開催準備のため、また幹事校会での審議事項の検討や報告事項の共有を行うため、必要に応じて開催しています。2020年度は6回開催しました。

(1) 第1回（通算第23回）委員会

日 時 2020年6月23日（火） 17時00分～18時30分

会 場 Web会議（Zoom）

- 議 題 ①2020年度第1回教員免許事務セミナーについて
②第3回課題研究会の企画について
③幹事校会事項について
④その他

(2) 第2回（通算第24回）委員会

日 時 2020年9月11日（金） 17時00分～18時30分

会 場 大阪体育大学 同窓会館（アネックス） 3階会議室

- 議 題 ①2020年度第1回教員免許事務セミナーについて
②12月開催の第2回課題研究会の企画について
③「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて

④その他

(3) 第3回(通算第25回)委員会

日時 2020年10月8日(木) 18時00分～19時30分

会場 大阪工業大学 梅田キャンパス セミナー室201(OITタワー2階)

議題 ①2020年度第1回教員免許事務セミナーアンケート結果について

②2020年度第2回課題研究会について

③2020年度第2回教員免許事務セミナーについて

④「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて

⑤その他

(4) 第4回(通算第26回)委員会

日時 2020年12月4日(金) 16時30分～18時00分

会場 Web会議(Zoom)

議題 ①2020年度第2回課題研究会運営について

②2020年度第2回教員免許事務セミナーについて

③「教職課程データベース」アンケートについて

④その他

(5) 第5回(通算第27回)委員会

日時 2021年2月5日(金) 16時00分～17時30分

会場 Web会議(Zoom)

議題 ①2020年度第2回教員免許事務セミナーについて

②その他

(6) 第6回(通算第28回)委員会

日時 2021年2月12日(金) 16時00分～17時30分

会場 Web会議(Zoom)

議題 ①2020年度第2回教員免許事務セミナーについて

②その他

2. 教員免許事務セミナーについて

年2回の開催を基本に、日常業務のサポート、加盟大学間のネットワーク作りを目的とし開催しています。2020年度は、第1回セミナーでは「新型コロナウイルス禍における教職課程上の課題」として委員による座談会を行った上で、参加者と意見交換を行いました。第2回セミナーでは、従来からテーマとしてきた「教職課程に関して他大学に聞きたいこと」を軸に、互いに取り組み状況や抱えている問題を共有し、情報交換を行いました。概要は以下のとおりです。

(1) 第1回セミナー

日時 2020年9月19日(土) 10時30分～12時00分

場所 Web会議 (Zoom)

出席者 34大学 55名

テーマ 新型コロナウイルス禍における教職課程上の課題

■主な情報交換内容

- 教育実習および介護等体験の代替措置の対応状況
- コロナ禍における各種説明会の実施方法
- 教職課程科目とCAP制度の関係
- 新課程における変更届の対応

(2) 第2回セミナー

日時 2021年2月20日(土) 14時00分～17時00分

場所 大阪工業大学 梅田キャンパス OIT梅田タワー2階

出席者 23大学 34名

テーマ 教職課程に関して他大学に聞きたいこと

■主な情報交換内容

【教育実習に関すること】

- コロナ禍での教育実習
- 代替措置
- 事前指導の実施内容

【課程認定申請に関すること】

- 「教職課程認定審査の確認事項1(1)③又は同④」の届け出

【変更届に関すること】

- 幼稚園課程の再課程認定における「領域」への変更届対応

【履修・授業に関すること】

- 教職科目の履修(先修)条件
- 教職課程履修者の管理方法
- ガイダンスにおけるオンラインツール使用・資料の配付
- ICT活用指導力充実に向けた取組み
- 新法/旧法対象者の履修
- 「情報機器の活用に関する理論及び方法(仮称)」の検討状況
- キャップ制と教職課程の関係

【組織・運営に関すること】

- 運営に携わる実務担当者の構成
- 引き継ぎの方法
- 在宅勤務の際の学生対応の方法

○教職課程の自己点検・評価の制度化

【その他】

○採用試験対策講座等の実施

3. 第2回課題研究会について

阪神教協では例年3回課題研究会を行っていますが、2020年度は感染症の影響で2回に留まりました。このうち、12月は教職課程事務を担当する職員向けの内容で開催してきました。内容は以下のとおりです。

日 時 2020年12月23日（水） 14時00分～17時00分

場 所 神戸女子大学 須磨キャンパス M号館会議室（Zoomによる同時配信）

出席者 48大学 114名

テーマ 「教職課程の新たな基準及び教職課程に係る事例報告」

登壇者

- 第1部 教職課程の新たな基準について（講演）
加治佐哲也氏（兵庫教育大学学長、中央教育審議会教員養成部会長）
- 第2部 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～（報告）
根来 実穂氏（大阪工業大学）
真野 千尋氏（神戸学院大学）
村上 諭司氏（桃山学院教育大学）

4. 教職課程に関するデータベースについて

2009年度から実施している教職課程に関するデータベースは、加盟大学から集めたアンケート結果をまとめたもので、基本設問、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっています。本データベースはアンケート回答校に配付され、加盟大学における円滑な教職課程運営に活用されています。2020年度のアンケート実施項目は以下のとおりです。

【設問】

1. 大学名、教職課程担当者名（＝記入者名）、連絡先、URL等をご記入下さい。
2. 課程認定を受けている教員免許状の学校種および教科名をすべてご記入下さい。
3. 教職課程履修（登録）者数をご記入下さい。
4. 教育実習に参加した学生数をご記入下さい。
5. 教育実習に参加した学生数を、実習開始の月別にご記入下さい。
6. 2020年度教育実習や介護等体験などの実施にあたって生じた問題となる諸事例がありましたら差し支えのない範囲で、その概要をご記入下さい。

7. 教育実習や介護等体験などの実施に関して、関係諸機関（教育委員会、社会福祉協議会）への申入れが必要と思われる事項がありましたら、差し支えのない範囲で、その概要をご記入下さい。
8. 教育職員免許状一括申請の授与件数をご記入下さい。
9. 教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数をご記入下さい。
10. (2020年4月採用)校種別教員就職者数(常勤・非常勤講師を含む)およびその調査方法をご記入下さい。
11. 教員免許更新講習を実施されましたか。実施された場合は、その実施体制(実施組織名、開設講座、講師謝礼等)についてご記入下さい。また、特殊要因教科等の教員講習開故事業費等補助金(文部科学省)の申請をされましたか。申請された場合は、教科名、講習内容等についてご記入ください。
12. 2021年度に教員免許更新講習を実施されますか。実施される場合は、今年度からの変更点等をご記入下さい。
13. 本協議会に対するご意見、ご要望がありましたら、ご記入下さい(含、本協議会の総会・課題研究会で希望される討議事項・研究テーマ、本アンケートに対するご意見、ご要望)。

〈介護等体験・教職実践演習に関する設問〉

*介護等体験については例年の状況をご記入下さい。

14. 介護等体験費の金額と徴収時期をご記入下さい。
15. 介護等体験に参加するための条件についてご記入下さい。
16. 介護等体験の実施学年(学期)をご記入下さい。
17. 介護等体験ガイダンスの概要(実施時期・対象・内容等)をご記入下さい。
18. 介護等体験は単位化していますか。単位化している場合は授業科目名(単位数・配当年次)をご記入下さい。また、単位化している場合、当該科目の教育職員免許法上の「科目区分」(「大学が独自に設定する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「その他()」)の区別)をご記入下さい。
19. 介護等体験期間中の授業の取り扱いをご記入下さい。
20. 介護等体験期間中の損害賠償保険(学研災付帯賠償責任保険等)に大学として加入されていますか。加入している場合は保険料の負担者をご記入下さい。
21. 「教職実践演習」受講のための条件についてご記入下さい。
22. 「教職実践演習」について、教育委員会との連携による開設事例はありますか。ありましたら、差し支えのない範囲で、その概要をご記入下さい。
23. 履修カルテの管理方法および掲載内容(項目)についてご記入下さい。
24. 履修カルテに掲載する内容のうち、担当教員による「必要な資質能力」に関する評価等、学生本人以外が記載する内容を学生に開示していますか。

【設問（臨時）】

新型コロナウイルス感染症の教育実習への影響について

25. 2020年度最終学年の学生で、教育実習が全期間中止になり、学校現場での実習が全くできなかった（教育実習全期間を教育実習特例や学校体験活動等により補った）学生数をご記入ください。

5. まとめ

2020年度は新型コロナウイルスの影響により、これまでどおりの活動が可能かどうか、危ぶまれながらのスタートとならざるをえませんでした。しかしながら、加盟校のみなさまのご支援により、例年どおり教員免許事務セミナーを2回、事務職員向けの課題研究会を1回、それぞれ実施することができました。

2021年度も現況が続くことは間違いないと考えられます。このため、より一層、問題や悩みを共有し解決を図る場が必要になるだろうと感じています。本委員会としても、みなさまのご期待に沿えるよう企画を検討して参りますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

神戸女子大学の教職課程

三宅茂夫

(神戸女子大学文学部長・教職支援センター長)

神戸女子大学は、2020年度および2021年度に、阪神教協の会長校と事務局校を担当させていただくことになりました。本学の教職課程について、簡単に紹介させていただきます。

本学は教員養成を教育・研究の大きな柱の一つに据えています。神戸女子大学を運営する学校法人吉学園の歴史は、昭和15年に神戸新装女学院を神戸三宮の地に開設したことに始まります。昭和25年には神戸女子短期大学を設置、さらに昭和41年に神戸女子大学を開学しました。学園創設者の思いもあり、前身である神戸新装女学院には発足時より「師範科」が設けられていました。神戸女子短期大学、神戸女子大学も開学時より教職課程を置き、特に文学部教育学科では小学校、幼稚園の教員養成を開学後間もなく開始して今日に至っています。

現在は、4学部10学科、4研究科8専攻、1専攻科のうち、4学部9学科、2研究科6専攻、1専攻科に36の認定課程を有しています。2020年度の教職課程履修者数は約1,300名（教職課程設置学科等の在籍学生の約40%）です。

本学の建学の精神である「神戸女子大学の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた、心身ともに健康な国民の育成に、力をつくすにある。」を「自立心」「対話力」「創造性」の三つのキーワードにより表現しており、これは正に現代の教員として必要とされる資質能力の形成につながっています。見学の精神を踏まえ、学園創始者の思いを引き継ぎ、教職員と学生との間に親密な絆のある学園として、学生一人一人を大切にした教育（例えば、少人数ゼミ、クラス担任制等）を実践しており、教職課程における学生指導にあたってこの立場は一貫しています。このような姿勢によって、人づくりに最も大切な自立した個人として他者との信頼関係を育む力の形成を図っています。

そのうえで、今日の教育課題に 대응していくために、教職課程を履修する学生に対して、以下のような目標を相互に結びつけながら、教員としての基本的・基礎的な資質・能力を養成しています。

- ・教員になるという真剣な熱意を育むこと
- ・幼児、児童、生徒の多様なニーズを受けとめる教員の資質・能力とは何かを自らに問い続ける姿勢を育むこと

- ・模擬授業等を通して教科等の実践的指導力を育むこと
- ・「学校インターンシップ」等の実習を強化し、児童・生徒の様子を的確に把握して関係を深める力を育むこと

さらに、学校における喫緊の課題である「いじめ・不登校」などへの対応力の養成や、自閉スペクトラム症や学習障害などの発達障害等への理解と支援、あるいは家庭・地域との連携、保護者対応力等の養成に向けて、教職科目を履修する学生が、単なる理論の学修にとどまることなく、学校インターンシップや学校行事のサポーター、特別支援教育のボランティアとしての経験などを踏まえながら実践的な感覚を育てています。

本学の教職課程運営の拠点として関係する事項を統括し、教職課程の円滑な運営を担うこと並びに学生の学校教育職員として必要な資質能力の育成・向上を目的に掲げて2007年度に教職支援センターを開設しました。センター長は部局長の中から学長が任命することとしています。教職課程を置く学科から1名（教育学科からは複数名）がセンターの構成員として参加することと規程しています。教職課程運営の詳細はセンター運営委員会で審議することとし、構成員には更に教育学科の各コース主任、教務部から（実質は教務部長）も参加することで、一体的に運営し学内連携を図りやすい体制としています。また、センターの常駐教員として2名の特任教授（実務家教員で教育学科所属）を配置し、常に学生指導、相談可能な体制を敷いています。さらに、センター内には事務組織も配置されており、教職協働で一体的に教職課程の運営を行う組織となっています。

センターでは日常の学生指導・相談とそれに係る事務だけではなく、次の事項についても所管しています。

- ・教職課程に係る教員人事
- ・教職課程の編成と検証
- ・教育実習の実施計画履修資格判定及び評価
- ・教職課程認定科目のシラバスの点検、改善
- ・教員育成協議会
- ・教員免許状更新講習 等々

これらがそれぞれ「点」ではなく、相互に関連して「面」として機能するものとの考えで規程に明記して取り組んでいます。

平成24年度からFD・SDの取り組みとして、毎年度末に教職課程に特化した「教職課程研修会」を開催しています。扱う内容は大きく二つで、一つは国の施策動向や課程認定に関する内容、もう一つは直近年度の本学学生の教員採用試験結果と採用環境の概況です。この研修会は学内にセンターの活動を周知して協力を求めていくことにも役立っています。

教職へのキャリア支援として、教員採用試験に於ける面接対策、模擬授業対策、集団討論対策、実技指導対策等々は、教職支援センター構成メンバーの教員だけではなく学科の教員と協力してお盆返上で実施しています。教育実習以外の実践的体験の場として神戸市のスクールサポーター制度や自治体の学校インターンシップ等の活動への積極的な参加を促し、特に教育学科においては時間割上の配慮により長期的に実践的体験活動が行いやすい環境を整えているほか、教職支援センター独自の企画として継続して学校種別にワークショップを実施しています。

教育委員会等との連携としては、神戸市教育委員会の教員育成協議会に加盟しており、定

期的に意見交換や育成指標の作成、改訂への提案を行う機会があり、兵庫県教育委員会とは「中堅教諭等資質向上研修」を共催し、「生徒指導」の分野の講座を担当しています。

以上、雑駁ですが本学の教職課程運営の概要を紹介しました。

この度は会長校（事務局校）の大役を仰せつかりましたが、加盟大学の皆様のお役に立てるよにその職責を全うしてまいります。行き届かない点もあろうかと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【図書紹介】

杉浦健・八木成和 編著

『人間教育の基本原理解 「ひと」を教え育てることを問う』

ミネルヴァ書房

若 槻 健

(関西大学)

本書は、梶田叡一・浅田匡・古川治の監修によるシリーズ「人間教育の探究」(全5巻)の第1巻として刊行された。本シリーズは、『人間教育』の重要性を日本の教師や親をはじめとするすべての教育関係者が再確認すると同時に、『人間教育』に関係する従来の思想と実践を振り返り、そこから新たな示唆を得て、今後の日本の教育の在り方に本質的な方向付けを図りたい(本書、ii)との願いのもと刊行された。そして本書では、書名の通り「人間教育」とは何か、その原理を理解することをめざしている。そのために、「人間とは」「人間的とは」「成長とは」「成熟とは」「人間的な成長・成熟とは」「教育とは」「成長・成熟を図る教育とは」といった問いが何を意味しているのかを明らかにし、それを探究することが本書の目的となっている(同、p 2)。

「人間教育」とは「人間的な成長・成熟を図る教育 (Education for Human Growth)」(同、p 1)である。本シリーズの監修者の一人で、梶田叡一氏によると、人間教育は、生物学的な「ヒト」が「人間」になっていくための教育であり、その土台として豊かな情操と教養を持つようになることであり(同、p 249)、その際に何よりも求められるものとして、「主体としての力」の育成、「主体としての成長・成熟」であるという。「たんに生き物として生きるだけではなく、自分自身が自分自身の主人公として、自分の人生に責任をもって、満足いくように生きていく」(同、p 251)ことができるような教育が求められているのである。

このことを梶田氏は、有能な「駒」ではなく主体的な「指し手」を育てることであると述べている(同、p 255)。前者が、「我々の世界」で生きていくための現実適応的な存在であるのに対し、後者は「我的世界」の価値を大切にするとともに、「我々の世界」でもそれを活かして生きていくことを意味している。特に、グローバル化や情報化により、価値観の多様化、知識・技能の刷新が急激に進む現代社会においては、また新型コロナウイルスの流行に象徴される先行き不透明なリスク社会においては、私たち一人ひとりが生きる指針を持ち、社会の情勢を見通しながら自分を生かしていくことが求められているのである。このあたりについては、本書巻末の梶田氏と浅田匡氏の対談にわかりやすく示されている。

本書は、2部構成となっている。第I部「人間教育の根本を探る」では、「人間教育」をその思想的源流にさかのぼって探究している。第1章では、ジョン・デューイの「経験」の再構成について説明し、他者とのコミュニケーション、「協同」によって知識を創造する人間教育を意味づけている。第2章では、G.H. ミードらの自我論を紐解き、自我(自己)の社会性

を確認したうえで、「我々の世界」を生きること、「我的世界」を生きることが考察されている。第3章では、「自己実現」の概念が整理検討され、「いま・ここにいる私」のかけがえのなさ、「自己肯定力」の重要性が指摘されるなかで、自己実現に向けた教育においては、学習者が「学びあい」の授業形態により教室コミュニティに主体的に参画する意識が求められることが論じられている。1～3章において、経験や自己、知識の獲得等は個人的なものであると同時に協同的なものであることが示されており、それが「我々の世界」と「我的世界」を生きる人間教育を意味づけることになっている。

第4章では、「個性的存在として、ありのままのそのひとの存在と可能性を大切にする」という「人間中心の教育」や学習者中心の教育が検討され、教師と学習者の関係性が論じられている。第5章では、精神分析について概説するとともに精神分析を学ぶことが、自分自身が己と語り合う体験を行うことであることが示され、人間教育の主体性（StudyingではなくLearning）が述べられている。第I部最終章となる第6章では、人間教育とは何か、そもそも生命とは何か、人間や人類とは何かといった根源までさかのぼり、教育の排除性を乗り越えていく道筋を探ることの必要性が論じられている。

第II部「人間教育と現代の教育課題」では、今日の教育活動、教育実践や学習指導要領を人間教育の原理からとらえ直す作業が行われている。第7章では、「前向きアプローチ」という授業設計・実践により、他者との対話から知識を創出する主体を育むことが論じられている。第8章では、主体性とは何か論じられ、主体性とは他者との相互的・協同的關係の中で育まれるものであり、たがいに主体性を育て合う教育が求められると指摘している。第9章では、道徳教育の思想的基盤や学校における道徳教育の現状が整理され、これからの道徳教育においては、「生命」「生活」「人生」「活力」を包含するライフ・ベースド・カリキュラムを開発・実践していくことが提案されている。第10章では、インクルーシブ教育で求められる教師、学級、授業の在り方が整理され、それが人間教育の実現につながることを論じられている。第11章では、グローバル化が進む現代社会において、主体的選択能力の獲得が不可欠であり、その育成には「制約」と対峙すること、協働を含む「足場」の設定が重要であることが論じられている。第12章では、新学習指導要領が取り上げられ、その社会的背景やめざすところが示されるとともに、それが「指し手」を育てる教育につながることを論じられている。

第1部では原理的にさかのぼり、第2部では教育の展開から「人間教育」を多面的に理解できるようになっているが、それと同時に各章で取り上げられたトピック（「経験」、「自己」、「自己実現」、…）についてわかりやすくまとめられており、初学者にも読みやすくなっている。また各章末には文献案内もあり、学びを促している。

短く読後の感想を述べたい。まず印象に残ったのが、人間教育には他者との相互作用があることが多くの章で強調されていた点である。「主体」になるとか「主人公」になるとかいうと自己の内面の「自分らしさ」などに注目しがちであるが、むしろそうした「自分らしさ」が育まれるためには他者が不可欠であるということであり、大変共感するところであった。一方でそうした他者が、社会的にどのような存在であるのか（社会階層や文化等）について

は言及が少なく抽象度が高いようにも感じた（学問領域の違いということかもしれない）。

また、人間教育の目的が「指し手」の育成にあることはわかったが、焦点が「人間」にあるためか、「我々の世界」が非常に静的で、社会をどう創っていくのか、どのような社会を創っていくのかといったことがあまり語られていないように感じた。むしろそうした問いは慎重に避けられているのかもしれないが、私たち一人ひとりが「指し手」となれば社会の在り方はもっとダイナミックに変化し、多様な文化が尊重されるものになるはずである（ゲームに勝利した「強者」がヘゲモニーを握るということもあるだろう）。特に、これまで聞かれてこなかったマイノリティ集団の小さな声に耳を傾けることで社会はより公正な場所になり、翻ってそれが人間教育を促すことにもつながるのではないだろうか。「我的世界」とともに「我々の世界」への原理的・実証的考察にも今後期待したいところである。

【資料】

2020年度 定期総会の記録

新型コロナウイルス感染予防の観点から、以下のとおり書面議決により実施した。

議決権行使書の提出期間：2020年5月12日（火）～5月20日（水）
議決権行使書集計年月日：2020年5月26日（火）
書面議決結果：2020年5月27日（水）に阪神教協ホームページ上で公表
録：山本 冬彦（関西大学）

対象会員大学：70校

議決権行使書の提出があった会員大学：67校

藍野大学、芦屋大学、追手門学院大学、大阪青山大学、大阪大谷大学、大阪音楽大学、大阪学院大学、大阪観光大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、大阪芸術大学、大阪工業大学、大阪国際大学、大阪産業大学、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、大阪女学院大学、大阪成蹊大学、大阪体育大学、大阪電気通信大学、大阪人間科学大学、大手前大学、関西大学、関西外国語大学、関西国際大学、関西福祉科学大学、関西学院大学、畿央大学、近畿大学、甲子園大学、甲南大学、甲南女子大学、神戸海星女子学院大学、神戸学院大学、神戸教育短期大学、神戸芸術工科大学、神戸国際大学、神戸松蔭女子学院大学、神戸女学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学、神戸親和女子大学、高野山大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、摂南大学、千里金蘭大学、相愛大学、園田学園女子大学、宝塚医療大学、帝塚山大学、帝塚山学院大学、天理大学、奈良大学、奈良学園大学、梅花女子大学、羽衣国際大学、阪南大学、東大阪大学、姫路大学、姫路獨協大学、武庫川女子大学、桃山学院大学、桃山学院教育大学、森ノ宮医療大学、流通科学大学、和歌山信愛大学

準会員校：8校（総会資料送付のみ、議決権行使の対象外）

大阪キリスト教短期大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪国際大学短期大学部、大阪成蹊短期大学、大阪千代田短期大学、聖和短期大学、豊岡短期大学、奈良佐保短期大学

書面議決の取り扱い

当協議会会則第6条の4「総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する」に準じ「議決権行使書の1/2の返送をもって成立し、返送された議決権行使書の過半数によって議決する」扱いとする。

議 事

事前に郵送した総会資料にもとづき、書面議決を行った。結果は次のとおりで承認された。

議 案	結果	賛成 [※]	反対
(1) 2019年度定期総会の記録確認	可決	67	0
(2) 2019年度活動報告	可決	67	0
(3) 2019年度決算報告および監査報告	可決	67	0
(4) 新役員の選出	可決	67	0
(5) 2020年度活動方針および事業計画（案）	可決	67	0
(6) 2020年度予算（案）	可決	67	0

※議長へ一任する（1大学）を含む。

なお、議案の(1)から(3)については、2019年度の山本冬彦事務局長（関西大学）、(4)から(6)については、2020年度の三宅茂夫事務局長（神戸女子大学）から提案があった。

報 告

(1) 会員校の異動について

2019年7月に和歌山信愛大学が会員校として新規加盟した旨、山本冬彦事務局長（関西大学）から報告があった。

【資料】

2020年度 活動方針および事業計画

活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨に即して必要な活動をおこなう。

事業計画

- 1 課題研究の推進
 - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
 - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
 - (3) 教育実習・学校インターンシップのありかたについて
 - (4) 介護等体験のありかたについて
 - (5) 教職事務の改善について
 - (6) 教員採用問題について
 - (7) 海外の教師教育の動向について
 - (8) 教員養成制度改革について
 - (9) 教員の働き方改革について
- 2 大学と自治体との連携協力
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

2019年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2019年4月1日 ~ 2020年3月31日)

【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
事務局費	1,494,000	416,715	1,077,285
人件費	624,000	108,000	516,000
通勤費	100,000	0	100,000
消耗品費	300,000	23,798	276,202
通信費	300,000	261,917	38,083
事務局交通費	50,000	23,000	27,000
会議費	120,000	0	120,000
印刷関係費	1,160,000	1,047,832	112,168
レポート印刷費	550,000	641,736	▲91,736
レポート編集費	140,000	116,998	23,002
外部委託費	400,000	254,538	145,462
資料印刷費	70,000	34,560	35,440
ホームページ等関係費	520,000	438,934	81,066
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	420,000	438,934	▲18,934
幹事校会費	470,000	252,682	217,318
人件費	40,000	0	40,000
会合費	380,000	252,682	127,318
印刷費	50,000	0	50,000
研究協議会費	1,950,000	736,423	1,213,577
人件費	100,000	0	100,000
会合費	1,600,000	736,423	863,577
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	3,365,000	2,937,225	427,775
会費	2,865,000	2,920,864	▲55,864
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	16,361	183,639
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	3,157,895	0	3,157,895
支出合計	12,116,895	5,829,811	6,287,084

【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
会費	5,350,000	5,433,780	83,780
受取利息	500	457	▲43
情報交換会参加費	450,000	393,000	▲57,000
幹事校交流会参加費	135,000	117,000	▲18,000
雑収入	1,500	0	▲1,500
前年度繰越金	6,179,895	6,179,895	0
全私研究会余剰金	0	0	0
収入合計	12,116,895	12,124,132	7,237

次年度繰越金

6,294,321

2019年度会計帳簿および収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2020年 4月21日

会計監査委員：千里金蘭大学

黒瀬哲也



会計監査委員：相愛大学

大久保貴子



2019年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2019年4月1日 ~ 2020年3月31日)

【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,186,023	0	1,186,023
支出合計	1,386,023	0	1,386,023

【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
前年度繰越金	1,386,023	1,386,023	0
書籍代	0	0	0
収入合計	1,386,023	1,386,023	0

次年度繰越金	1,386,023
--------	-----------

2019年度会計帳簿および収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2020年 4月21日

会計監査委員：千里金蘭大学

黒瀬 哲也



会計監査委員：相愛大学

大久保 貴子



全私教協第39回研究大会余剰金収支決算書

【支出の部】

	予算額	備考
全私教協事務局へ送金	¥1,026,970	余剰金の半額
振り込み手数料	¥440	
支出合計	¥1,027,410	

【収入の部】

	予算額	備考
第39回研究大会剰余金	¥2,053,931	
銀行利子	¥9	大会以降の期間の利子
収入合計	¥2,053,940	

2020年度一般会計繰入金	¥1,026,530
---------------	------------

全私教協第39回研究大会収支報告書及関係証票書類に基づき
監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2020年4月21日

会計監査委員： 千里金蘭大学

黒瀬哲也



会計監査委員 相愛大学

大久保貴子



【資料】

2020年度 幹事校会の記録

2020年度 第1回（通算第290回）幹事校会議事録

新型コロナウイルス感染予防の観点から、オンラインで開催した。

出席（13校 25名）

大阪音楽大学（藤本 敦夫）
大阪工業大学（疋田 祥人）（澤田 俊也）
大阪産業大学（西口 利文）
大阪電気通信大学（佐野 正彦）
大阪人間科学大学（田中 保和）
関西大学（赤尾 勝己）（山本 冬彦）
関西福祉科学大学（池上 徹）
関西学院大学（富江 英俊）（白銀 夏樹）（岩城 周子）
近畿大学（杉浦 健）（丸岡 俊之）（伊藤 孝治）
神戸学院大学（水谷 勇）（井上 豊久）（松宮 慎治）
神戸女子短期大学（福井志津江）
四天王寺大学（長澤 洋信）
神戸女子大学（三宅 茂夫）（谷山 優子）（村田 恵子）（多畑 寿城）
（山田 史子）

議長 三宅 茂夫

記録 福井志津江

1. 日時 2020年7月15日（水） 15時00分～16時20分
2. 会場 Webによるオンライン遠隔会議（Zoom）
3. 議事
 - (1) 2019年度第5回幹事校会（メール審議）の記録確認
 - ・原案のとおり承認された。
 - (2) 阪神教協2020年度定期総会（メール開催）の記録確認
 - ・原案のとおり承認された。
 - (3) 全私教協理事会および委員会報告
 - ・資料に基づき、山本冬彦氏（関西大学）から理事会報告があった。
 - 特に以下のことについて、補足説明があった。
 - ①2020年度の定時社員総会は、コロナの状況及び開催校の状況等を鑑み、12月12日に延

期になった。

- ②令和2年4月3日付で文部科学省総合教育政策局長あてに、理事会で承認された「令和2年度における教育実習、介護等体験の実施に関する「ガイドライン」設定のお願い」を提出した。
- ③2020年度の活動方針（案）について、定期総会が12月に延期となったため、暫定的に作成した。
- ④全私教協の役員選任について、理事会で協議された結果、今回はコロナの影響により引き継ぎが難しいことから12月の定時社員総会までは前理事が担当する方針とされた。このため、阪神地区の理事は富江英俊氏（関西学院大学）から三宅茂夫氏（神戸女子大学）に交代することとなっているが、12月の定時社員総会まで富江英俊氏（関西学院大学）に担当いただくこととなった。また、富江英俊氏（関西学院大学）には、編集委員を担当していただくこととなっており、当面、兼任していただくこととなる。

(4) 2020年度第1回及び第2回課題研究会の運営について

- ・資料に基づき、三宅事務局長（神戸女子大学）より提案があり、以下のことについて協議した。
 - ①実施方法等について、
 - ・コロナ感染防止等の観点から、オンライン形式での開催も視野に入れて検討している旨、提案があった。対面形式とオンライン形式と両面で準備を進めてはどうか等の意見があり、協議した結果、対面形式とオンライン形式と両面で検討し、最終的には開催校の判断に委ねることです承を得た。
 - ・人数制限については、実施方法により開催校で検討することです承を得た。
 - ②テーマ「with コロナ時代の教員養成の課題と展望」
 - ・テーマの設定について、教育実習、教科の指導法、教採対策など学校現場の状況が変化する中で、with コロナ時代の養成教育の在り方を学校種、教科等の角度からこの半年の経験を踏まえた実情報告をしていただき、今後の課題等を議論したい旨、説明があった。
 - ・発表者については、幼稚園、小学校の教員養成及び中・高については、実技を伴う教科である体育科でのコロナ対策の取り組み等について3～4名の報告を検討したい旨、説明があった。発表者に適任の方がおられたら紹介していただきたい旨、依頼があった。発表候補者が確定したら、改めてメールで諮ることで了承を得た。（9月9日付でメール配信済み。）
 - ③情報交換会の実施について
 - ・コロナ感染防止の観点から実施を見合わせることで了承を得た。
 - ④第2回課題研究会の日程について、12月16日（水）を予定している旨、連絡があった。内容については、事務局で検討し、次回幹事校会で提案する旨、説明があった。

(5) 阪神教協リポート編集について

- ・谷山優子氏（神戸女子大学）より、阪神教協リポート43号を発送した旨、報告があった。次号からは、神戸学院大学に引き継ぐ旨の確認があった。

(6) 阪神教協教職課程データベース（令和元年度）について

- ・多畑寿城氏（神戸女子大学）より、5月に発送した旨、報告があった。また、令和2年度の調査については、今年末に依頼予定としている旨、報告があった。

(7) 2020年第1回教員免許事務セミナーについて

- ・資料に基づき、多畑寿城氏（神戸女子大学）より、コロナ状況下において教員免許事務セミナーを実施するか否かを検討委員で協議した結果、オンライン形式で開催することとした旨、説明があった。

(8) 会費納入状況について

- ・村田恵子氏（神戸女子大学）より、会費納入状況について以下のとおり報告があった。

会員校	78校
納入済み校	68校
未納入校	10校（内6校：納入予定の連絡あり。内4校：督促状発送）

(9) 今後の記録担当について

- ・多畑寿城氏（神戸女子大学）より、次回以降も偏りのないよう参加者から選出する予定である旨、報告があった。

(10) その他

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小された教育実習の代替措置について情報交換を行い、以下のような意見があった。
 - ・代替措置が必要となる学生の人数等を把握したうえで検討しようと思う。
 - ・実習校での受入れが不可な場合も可能な限り、ボランティアで学校に行くように勧めたい。
 - ・オンラインやオンデマンド授業を参観してレポートを提出することで対応したい。
 - ・2週間に短縮された場合、残りの1週間分は学内プログラムを検討する。
 - ・制度的に提携したボランティアでなければ補填の対象にならないのではないか。
 - ・学習動画の作成、指導案の作成、模擬授業等をMLSにアップロードし、視聴して評価しあう方法を考えている。
- ②多畑寿城氏（神戸女子大学）から、次回幹事校会は、10月21日（水）11時から開催予定としている旨、連絡があった。

2020年度 第2回（通算第291回）幹事校会議事録

新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインで開催した。

出席（15校 22名）

追手門学院大学（鋒山 泰弘）
大阪音楽大学（藤本 敦夫）
大阪経済大学（樋口 太郎）
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）
大阪産業大学（西野 倫世）
大阪電気通信大学（佐野 正彦）
大阪人間科学大学（田中 保和）
関西大学（山本 冬彦）
関西福祉科学大学（池上 徹）
関西学院大学（冨江 英俊）（荻田 純久）（岩城 周子）
近畿大学（伊藤 孝治）
神戸学院大学（松宮 慎治）
神戸女子短期大学（福井志津江）
四天王寺大学（長澤 洋信）
神戸女子大学（三宅 茂夫）（谷山 優子）（多畑 寿城）（山田 史子）

議長 三宅 茂夫

記録 酒井 恵子

1. 日時 2020年10月21日（水） 11時00分～11時45分

2. 会場 なし（Zoomによるオンライン方式）

3. 議事

(1) 2020年度第1回幹事校会の記録確認

出席者一覧の中で、疋田祥人氏（大阪工業大学）の姓が「引田」と記されていたため、「疋田」と訂正した。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告

- 山本冬彦氏（関西大学）より、12月12日（土）に予定されている全私研究交流集会在オンライン集会となること、開催時刻が変更されたため注意していただきたいこと、全体テーマは「with コロナ時代の教職課程運営と質保証」であり発表者等の詳細は未定であること、研究交流集会と同日開催予定であった定期総会はメール審議に変更される見込みであること、が報告された。さらに、9月28日に常任理事会より阪神地区の関西大学と神戸女子大学に対し文部科学省委託研究（教職課程の質保証に関する研究）の調査校として協力してほしい旨の依頼があり、両大学が了承したことが報告された。

- ・上記に関する補足として、田中保和氏（人間科学大学）より、①総会がメール審議となったのは研究交流集会との時間配分が困難であったためであること、②文部科学省委託研究について、調査項目は現在作成中であり、関西大学と神戸女子大学には「好事例校」として協力依頼がなされたこと、が説明された。
- ・上述の研究交流集会での発表について、三宅茂夫事務局長（神戸女子大学）より、「発表にあたっては、神戸女子大学のみならず、阪神地区としての状況を回答したいので、阪神教協会員校に問合せを行う可能性もあり、その場合はご協力いただきたい」との依頼がなされた。

(3) 2020年度第1回課題研究会の運営について

午後の課題研究会（テーマ：「With コロナ時代の教員養成の課題と展望」）について、以下のとおり打ち合わせた。

- ・記録は神戸学院大学の松宮慎治氏に依頼する。
- ・オンラインでの参加者はカメラとマイクをオフにするよう依頼する。

(4) 2020年度第2回課題研究会の運営について

事務局の多畑寿城氏（神戸女子大学）より、第2回課題研究会について、①12月23日（水）に神戸女子大学須磨キャンパスにおいて、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式で開催し、対面での参加者は各大学1名とすること、②「教職課程の新たな基準について」というタイトルで、中央教育審議会教員養成部会長である加治佐哲也氏（兵庫教育大学学長）に講演を依頼すること、が提案され、承認された。また、加治佐氏への資料作成費については、会員校以外の発表者への資料作成費に関する先例に倣い、「資料作成費等」として、1万円に交通費（実費）を加えた額を支払うことが事務局より提案され、承認された。

(5) 阪神教協リポートの編集について

事務局の谷山優子氏（神戸女子大学）より、阪神教協リポートの次号編集担当である神戸学院大学に対し、本日の課題研究会の発表者に原稿執筆依頼を行うよう申し送りがなされた。

(6) 2020年度アンケート調査の実施について

事務局の多畑寿城氏（神戸女子大学）より、2020年度のデータベース作成用アンケート項目のうち、3年単位のローテーションで実施する設問項目について、2020年度は「介護等体験・教職実践演習に関する設問」とする予定であること、また、アンケートの回答期限を3月12日（金）としたいこと、が説明された。また、臨時の設問項目について案を募集することが説明された。

これに対し、田中保和氏（大阪人間科学大学）より、臨時の設問項目として、新型コロナウイルス感染症への対応に関する設問項目を加えることが提案された。事務局より、これ以外にも設問項目の提案があれば、11月中または12月初旬までに事務局にお寄せいただきたいとの要請があった。

(7) 今後の記録担当について

記録担当表に基づき、事務局より今後の記録担当について協力依頼がなされた。

(8) その他

- ・前事務局長である山本冬彦氏（関西大学）より、今後の阪神教協事務局の担当順を決めるための協議の進捗状況について報告がなされた。前事務局を中心とした検討作業は、素案をまとめた段階で中断しているため、今後、現事務局校である神戸女子大学と協議しつつ検討を再開したいこと、また、本件については幹事校間の対面での協議により決定したいと考えていること、が説明された。
- ・事務局の多畑寿城氏より、次回幹事校会について、12月23日（水）の11時より、（オンラインではなく）対面方式で、場所は神戸女子大学須磨キャンパスにおいて開催したいとの提案があり、了承された。

2020年度 第3回（通算第292回）幹事校会議事録

出席（10校 18名）

大阪工業大学（疋田 祥人）
大阪人間科学大学（田中 保和）
関西大学（山本 冬彦）（若槻 健）
関西福祉科学大学（池上 徹）
関西学院大学（富江 英俊）（白銀 夏樹）（荻田 純久）
神戸学院大学（松宮 慎治）（真野 千尋）
神戸女子短期大学（福井志津江）
四天王寺大学（長澤 洋信）
姫路獨協大学（中嶋佐恵子）
神戸女子大学（三宅 茂夫）（谷山 優子）（村田 恵子）（多畑 寿城）
（山田 史子）

議長 三宅 茂夫

記録 中嶋佐恵子

1. 日時 2020年12月23日（水） 10時55分～12時10分

2. 会場 神戸女子大学 須磨キャンパス M館会議室

3. 議事

(1) 2020年度第2回幹事校会の記録確認

原案通り承認された。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告

田中保和理事より、理事会はコロナ禍の下で対面の会議はできておらず、書面審議かオン

ライン会議しかしていないこと、12月20日から1月14日にかけて定時社員総会の議決事項について書面審議をする予定であること、全私教協特別委員会から特別好事例調査の報告がされたこと、などについて報告があった。

(3) 2021年度第1回課題研究会・全私教協研究大会分科会について

三宅事務局長より、2021年度第1回課題研究会のテーマを検討することが提案された。山本冬彦氏（関西大学）より、今年度全私教協研究大会分科会が、「教育実習について」をテーマとして企画し、準備していながら中止になったので、来年度第1回課題研究会のテーマを同テーマとし、コロナ禍における阪神地区の教育実習等の状況を交流してはどうかとの提案があった。審議の結果、この提案に沿って詰めていくことが承認された。

(4) 2020年度第2回課題研究会の運営について

事務局の多畑寿城氏（神戸女子大学）より、2020年度第2回課題研究会はコロナ感染防止のためZoomで行うこと、及び研究会の段取りについて説明があった。

(5) 阪神教協レポートの編集について

松宮慎治氏（神戸学院大学）より、阪神教協レポート編集の進捗状況について報告があった。

(6) 2020年度アンケート調査の実施について

多畑氏より、現在準備されているアンケートの設問について説明があり、前回幹事校会で提案されたコロナ禍における状況を問う設問を設けることについて、今回は見送りたい旨の報告があった。これについて池上徹氏（関西福祉科学大学）より、教育実習にいくことができなかつた学生の数や問う設問を加えてはどうかとの提案があり、原案にその設問を追加することが了承された。

(7) 2020年度第2回教員免許事務セミナーについて

多畑氏より、当セミナーを2月20日（土）に大阪工業大学で開催する予定であるが、状況次第でオンライン開催にする可能性があること、また他大学に聞きたいことについて自由に意見交換できるようにしたいことが報告された。

(8) 2021年度全私教協研究交流集会について

事務局長より、来年度の全私教協研究交流集会は阪神地区で実施することになっているので、まず会場について検討したいこと、また、それについてコロナ禍での実施により大学には負担になるのでホテルで実施することも選択肢に入れることが提案された。これを受けて富江英俊氏（関西学院大学）より、昨年度の全私教協研究大会の会場を探した時の経験から、交通の便の良いところは価格が高くなるので、その点を考慮に入れるようにとの助言があった。また山本氏より、日程を早めに決めたほうが良いとの意見が出された。さらに田中氏より、コロナ禍の状況があるので、キャンセルがいつまで可能かも含めて検討したほうが良いとの提案がされた。

これらを踏まえて、日程の候補を11月20日、21日、23日、27日、28日とし、会場選定を進めることが了承された。

(9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について

山本氏から、「会長校・事務局長校についての作業部会」について当作業部会の検討結果を事務局に提案するまでの経過報告があり、また p.25及び p.26の資料に基づいて検討結果についての説明があった。それについて正田祥人氏（大阪工業大学）より、①事務局校を輪番にするのはよいが、まだ引き受けていない大学を一巡目に入れてから二巡目に進めること、②全幹事校の了承を得てから決めること、③大学の機関決定として承諾を受けるようにすること、の3点が提案された。

また若槻健氏（関西大学）より、現幹事校を決定してきた経緯がはっきりしないままで幹事校が自動的に事務局長・会長校に決まっていくのでよいのか、という指摘がされた。池上氏、田中氏からは、それぞれの所属大学が幹事校になった時の経緯の報告とともに、次期事務局長校を引き受けるのは難しいとの発言があった。

これらを受けて山本氏より、次期事務局長校を決定するまでの時間を考慮し、現状のまま次期以降を決めていくのと同時に、並行して幹事校をどうするか議論をしていくことが提案された。富江氏からは、山本氏の提案を支持する意見とともに、阪神地区では難しいと思うが、関東地区でしているように、事務局長校を務めた大学は直後2年間、幹事校から外れるなどを検討することの提案があった。

審議の結果、作業部会の提案を全幹事校に周知し、2024年度以降の事務局長校候補として、まだ引き受けていない幹事校及び一巡目の最初に位置する幹事校と交渉を進めること、同時に他地区を参考にして幹事校について組織の確定をしていくことが了承された。

さらに正田氏からの提案により、幹事校会を欠席した幹事校にその都度幹事校会の情報を伝えることが了承された。

(10) 今後の記録担当について

資料 p.30～p.31に基づいて、今後も出席者に順番に依頼することが確認された。

2020年度 第4回（通算第293回）幹事校会議事録

出席（12校 23名）

大阪音楽大学（藤本 敦夫）
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）
大阪人間科学大学（田中 保和）
関西大学（山本 冬彦）（若槻 健）（田中 潤一）
関西学院大学（富江 英俊）（白銀 夏樹）（岩城 周子）
関西福祉科学大学（池上 徹）
近畿大学（杉浦 健）（梅田 和子）
神戸学院大学（松宮 慎治）
神戸女子短期大学（福井志津江）
四天王寺大学（長澤 洋信）
摂南大学（朝日 素明）
神戸女子大学（三宅 茂夫）（谷山 優子）（村田 恵子）（多畑 寿城）
（山田 史子）

記録 杉浦 健（近畿大学）

1. 日時 2021年2月17日（水） 15時00分～17時00分
2. 会場 Web（Zoom）によるオンライン遠隔会議形式
3. 議題

(1) 第3回幹事校会の記録確認

異議なく認められた。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告

田中氏（大阪人間科学大学）より報告があった。

第2回理事会は12月20日の総会をかねた研究集会の際に行われた。第3回は総会での議決も含めて、書類によるみなし審議で行われ、1月12日に賛成多数で成立した。それをもとに次年度の理事を委嘱し、承諾をもらっている。

第4回は3月20日10時から11時30分玉川大学でweb理事会。次の総会・研究大会についての最終的な調整を行う。

委員会については、文部科学省委託研究の特別委員会が何回か実施された。好事例調査として実施視察を1月15日に実施。神戸女子大学と関西大学に実施。神戸女子大学については報告書を作成する予定。

(3) 課題研究会の企画運営について

昨年度コロナで中止になったテーマで行うこと、改めて昨年度のメンバー3人に依頼することが提案され、了承された。

(4) 全私教協研究大会について

三宅氏（神戸女子大学）より報告があった。

2021年度の定時社員総会と第40回の定期大会は5月22日10時から15時玉川大学でのオンラインでの開催が決まっている。対面とwebの両方での開催を検討している。3月20日の理事会で決定の予定。午前中に定時社員総会、特別講演、午後シンポジウム2件。教職課程教育の運営、質保証・質向上について予定。司会進行は東海北陸地区で行う。

(5) 2021年度の予算案について

会計担当村田氏（神戸女子大学）より配布資料をもとに、予算案の説明があった。

一般関係については、今年度とほぼ同額の予算案を提出している。今年度はコロナ下で支出がおさえられているが、今年度は異例の年であろうということもあり、予算は本年度とほぼ同額にしている。

収入で前年度繰越金が210万円ほど増額。今年度支出がおさえられているため。

全私研究大会余剰金が0円。本年度は前年の研究大会の余剰金が入ったが、来年度はそれがないため。前年度繰越が+210万、全私研究大会余剰金の減額が102万で、収入の合計は約107万増額。

支出の部。予備費約107万の増額。これ以外は本年度と同じにしている。支出の合計も約107万増えている。

特別会計については、例年通り。本年度と同じ予算額にしている。

田中氏（大阪人間科学大学）より発言。秋に研究集会があるが、別会計でよろしいかとの発言があった。

山本氏（関西大学）より全私からのお金と会費収入で賄い、阪神教協からは支出しないとの返答があった。

(6) 2021年度全私教協交流集会について

山本氏（関西大学）より報告があった。

11月28日（日）大阪ガーデンバレスにて開催。12時から16時30分。情報交換会は行わず。プログラムは白紙。企画・プログラムは今のところ白紙。11時30分受付、12時30分からプログラム。第1部基調講演、第2部シンポジウム。16時に閉会あいさつ、30分終了。メイン会場は、全私研究大会でも使用した会場。定員を半分にしても、300～400人収容可能。キャンセルが5月28日までなら無料。とりあえず会場はおさえている。フルでできるのか、オンラインにするのか、オンラインと併用にするのかを決めていく必要がある。

理事控え室、来賓控え室等も用意している。11月27日に理事会の会場と理事の懇親会の会場を確保している。使用料としては、60万円、300より400人収容可能。控室3室は9万円強。ズームとのハイブリッドもガーデンバレスでできるが、会費・参加費をどうするか、無料というわけにもいかないが、会費収入が少ないと部屋代が出なくなる可能性があり、今後検討必要とのこと。

(7) 2024年度以降の事務局校、会長校について

事務局校案（2巡目のはじめの大阪音大、関西福祉科学大学、大阪人間科学大学、2巡目に戻って摂南大学の案）について検討がなされた。

田中氏（大阪人間科学大学）がこの3月末で退職のため、事務局校は難しい。

藤本氏（大阪音楽大学）。専任の教員がこの2年で退職が2人のため、事務局校は厳しい。

池上氏（関西福祉科学大学）。2026年事務局校受け入れについて、学内調整はこれから行う。学内的にはOKとはほど遠いが、引き受けなければいけないと伝えている。

朝日氏（摂南大学）。学内の体制はまだ整っていない。いずれ引き受けなければいけないことは学内で話しているが、まだ実感として受け止めてもらえていない。

池上氏（関西福祉科学大学）。いつかやらないといけないとは伝えているが、2024年は厳しい。

田中氏（大阪人間科学大学）。田中氏が退職すると、適任者がいないため、場合によっては幹事校会から抜けないといけない。

藤本氏（大阪音楽大学）。専任が退職する事情もあり、現在自分以外、全私教協に理解のある教員がいない。会長校を特定大学におくというあり方も検討する必要がある。

朝日氏（摂南大学）。持ち帰って、いつならできそうなのか、学内に再度諮るとのこと。

三宅氏（神戸女子大学）より、幹事校会の位置づけの規程が明確になっていないため、まずはたたき台を作って検討させていただきたい。作業部会で議論を勧めたらどうかと提案があり、了承された。お声がけをさせていただくとのこと。

会則について田中氏（大阪人間科学大学）より、質問があった。退職するが、全私教協の副会長でもあり、全私教協からは連絡係として、全私教協の意向を伝えたりするオブザーバー参加として阪神教協に参加できるようにできないか。

このことについて以下のような意見が出された。

- ・阪神教協の理事が全私教協の連絡役を行った方が筋。
- ・会則は変えなくてもいい。
- ・全私とのやり取りは山本氏、三宅氏が行うのが筋。今回の田中氏の事案については、明文化せず、申し合わせ事項で行うほうがよい。
- ・明文化したほうがいい。規約では幹事校会は、幹事校で構成されている。個人的にも例えば学識経験者として参加できるようにしたらいいのではないか。
- ・条文で示せるなら規約で明文化してもいい。

三宅氏（神戸女子大学）より有識者等明文化する方向で、次回の幹事校会でたたき台を出す方向で意見をまとめた。

4月の幹事校会では、たたき台を出すということで、田中氏に参加してもらったこととなった。

(8) 阪神教協レポートについて

松宮氏（神戸学院大学）。書評（もしくは図書紹介）について執筆の先生を紹介してほしいとの発言があり、杉浦氏（近畿大学）より、「人間教育の基本原理」が紹介され、若槻氏（関西大学）が書評を執筆することとなった。

(9) 今後の記録担当について

三宅氏（神戸女子大学）より、今後の記録担当について、次回も出席者の中から依頼。摂南大学からの出席者がおられたらよろしくお願ひしたい。

(10) その他

三宅氏（神戸女子大学）より、黒瀬氏（千里金蘭大学）の監査が任期満了で適任者を紹介してほしいとの発言があり、黒瀬氏にまずは適任者の推薦をお願いすることとなった。

多畑氏（神戸女子大学）より、教員免許事務セミナーについて、大阪工業大学の梅田キャンパスで、対面で行う。参加意向を聞いたところ、出席見合わず何名かいたが、予定通り2月20日に実施するとの報告があった。

次回幹事校会は4月21日15時から。コロナの状況を見ながら開催方法を決定することとなった。

【会 則】

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

第 1 条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

第 2 条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

第 4 条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

第 5 条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

第 6 条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年 1 回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めるとき、または会員校の1/3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

第 7 条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。

3 幹事校の任期は2年とする。

第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。

3 会長は本会を代表し、会務を総括する。

4 会長校の任期は2年とする。

第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

2 会計監査委員の任期は2年とする。

第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万5千円を会費として納入する。そのうちの4万円は、全私教協への会員参加費となる。

2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万5千円を連絡費として納入する。そのうちの1万5千円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

2016年5月18日一部改正

この会則（改正）は2016年4月1日から施行する。

〈外国視察団派遣のための補助金制度〉の内規

1. 目的
外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。
2. 補助内容
外国視察団参加者1人につき3万円以内で補助する。
3. 応募資格
会員校に勤務する者。
4. 補助金交付の手続き
外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

〈教師教育研究のための海外渡航への助成金制度〉の内規

1. 目的
教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。
2. 助成内容
1人1件につき10万円以内で助成する。
3. 応募資格
会員校に勤務する者。
4. 助成金交付の条件
成果を課題研究会で発表し、阪神教協リポートに投稿すること。
5. 助成金交付の手続き
事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

教職課程事務検討委員会内規

1. 目的

阪神教協加盟大学において教職課程に関する事務を円滑に推進するために、教職課程事務担当者による委員会を設置する。本委員会は、幹事校会のもとに置かれ、「教職課程事務検討委員会（以下「委員会」という。）」と称する。

2. 委員の決定・委嘱

- (1) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、幹事校会が定期総会に推薦し、定期総会の承認を経て、阪神教協会長が委嘱する。
- (2) 阪神教協会長は、委員の所属大学宛に委嘱状を郵送する。

3. 委員会の構成

- (1) 委員は、原則として次の要領で選出する。
 - a. 委員会は8名以上で構成し、阪神教協加盟大学の事務職員から選出する。
 - b. 委員のうち2名は、幹事校会から選出する。
 - c. 委員のうち1名は、事務局校から選出する。
 - d. 上記「b.」「c.」以外の委員の候補者は、前年度の委員会において選出する。
 - e. 委員のうち複数名は、管理・監督者又はそれに準じる職位、もしくは教職課程事務経験を有する者から選出する。
- (2) 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- (3) 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

4. 任期

- (1) 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

5. 委員会の職掌事項

委員会は、次の業務を職掌する。

- (1) 「教員免許事務セミナー」の企画・運営を行う。
- (2) 阪神教協第3回課題研究会を企画し、その内容を幹事校会に提案する。
- (3) 「教職課程に関するデータベース」作成のためのアンケート調査に係るアンケート項目の検討・作成、アンケートの実施方法等を幹事校会に提案する。
- (4) 委員会の議事録を作成する。
- (5) 委員会の活動内容を適宜幹事校会に報告する。また、「阪神教協リポート」にその成果を報告し、加盟校間で共有する。
- (6) 上記以外で、教職課程に関する事務の円滑な推進に関して、必要に応じ幹事校会に提

案することができる。

6. 予算措置

- (1) 予算を必要とする活動を行う場合は、幹事校会において事前に提案し、承認を得るものとする。
- (2) 委員の旅費等は、所属大学の負担とする。

7. 内規の改正

本内規を改正する場合は、幹事校会の承認を経て、定期総会に報告する。

附 則

2016年5月18日制定

2019年4月17日一部改正

『阪神教協レポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協レポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
 - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
 - 1) 氏名
 - 2) 所属
 - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
 - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

『阪神教協レポート』執筆要領

『阪神教協レポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で了承を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。
3. 1ページは、A4判の用紙、横書き44字×38行とし、1ページ目の最初の5行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を6行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

編集後記

2020年度は新型の感染症のまん延により、未曾有の事態となりました。阪神教協の活動も、定期総会を急遽中止して書面議決としたり、幹事校会や課題研究会の実施にオンラインを組み合わせた等、大きな影響を受けることになりました。にもかかわらず、41年の歴史に穴をあけることなく活動を継続できた理由は、前事務局校の関西大学、現事務局校の神戸女子大学によるマネジメントと、会員校の皆様のご協力・ご支援にあると感じております。感謝申し上げます。

振り返れば、会員校の皆様におかれましても、教育実習、介護等体験、更新講習等において、制度的な特例やそれに類する措置が次々と通知され、その対応に追われた前代未聞の1年ではなかったでしょうか。第1回の課題研究会では、それらのいわゆる「With コロナ」時代の苦闘の一部をご紹介いただきました。また、「With コロナ」であるからといって、質保証に関する取組みが捨象できるわけでもありません。むしろ、従来から指摘されてきた教員養成をめぐる社会的な課題は、今回の感染症によってさらに前景化した印象すらあります。第2回の課題研究会では、かかる状況下において政府で検討されている新たな枠組みと、課程認定申請についてご報告いただきました。いずれも、本リポートに収録しております。ぜひともご高覧いただければ幸いです。

なお、本リポートでは論文・報告等を随時募集しております。詳細については、下記までお問い合わせください。

連絡・問い合わせ先

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3 (KPC1)

神戸学院大学 教務センター 松宮慎治 (阪神教協リポート No.44編集担当) 宛

TEL : (078) 974-1551(代)

E-mail : shinnji28@j.kobegakuin.ac.jp

「阪神教協リポート No.44」 2021年4月1日発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 神戸女子大学

〒654-8585 兵庫県神戸市須磨区東須磨青山2-1

TEL : (078) 737-2285 (教職支援センター直通)

印刷 株式会社 興正社

〒653-0022 兵庫県神戸市長田区東尻池町2-9-17

TEL : (078) 651-3272(代)

